

市民が創り輝くやさしい藤岡  
藤と冬桜が織りなす 幸せ実感のまちづくり



# 第4次藤岡市総合計画

2008 - 2017







## 藤と冬桜が織りなす 幸せ実感のまちづくり

藤岡市長 新井 利明

藤岡市は、変化に富んだ自然と市街地が共存しており、古くから交通の要衝地として発展を続けてきました。

近年、国では地方分権改革が議論され、地方自治体を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。こうした流れの中で、平成18年1月1日、さらなる飛躍のために旧鬼石町と合併し、新生藤岡市が誕生しました。現在、合併による効果を最大限に生かしながら、職員一丸となってまちづくりを進めています。

21世紀は、人口減少、少子高齢化、環境問題をはじめとして、高度情報化やグローバル化などの課題が山積しています。

また、厳しい財政状況への対応や地方分権の一層の推進なども行政に課せられた重要課題であります。

こうした情勢に対応するため、合併後の新しいまちづくりの指針となる「第4次藤岡市総合計画」を策定しました。将来都市像は、市民一人一人がまちづくりに参画・協働し、住んでいる幸せを実感できるまちを目指して、「市民が創り輝く やさしい藤岡 ～藤と冬桜が織りなす幸せ実感のまちづくり～」としました。

総合計画は、市の最上位計画であり、長期的な視点に立った市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。今後は、この計画に基づき、限られた行政資源を選択と集中により効果的に活用し、自主的・主体的な行財政運営をより一層推進していきます。

おわりに、この計画の策定にあたって、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた多くの市民のみなさんや、総合計画審議会、市民検討委員会、市議会の方々からお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

## ○藤岡市民憲章

昭和 49 年 10 月 1 日  
告示第 123 号

わたくしたち藤岡市民は、郷土の歴史と恵まれた自然をいかし、永遠の発展をめざして、人情豊かな明るい藤岡市とするために、ひとりひとりの道しるべとして、ここに市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、教養をたかめ、いつでもだれにも親切をつくせる人になりましょう。
- 1 わたくしたちは、史跡を大切にし、青い空と緑を育て清潔なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、スポーツに親しみ、たくましいからだとねばり強い心をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、子どもを大切に、青少年には夢を、老人にはやすらぎのあるあたたかい社会をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、働くことに誇りを持ち、住みよい活気ある郷土藤岡をつくりましょう。

## ○藤岡市ふれあい健康福祉都市宣言

平成 6 年 12 月 6 日  
議決

わたしたちは、緑と清流に恵まれた豊かな自然の中で、だれもが心身ともに健康で暮らせるまち、やすらぎのあるあたたかい福祉のまち藤岡市を築くため、ここに健康と福祉の都市を宣言します。

- 1 子供からお年寄りまで、だれもが健康でやすらぎのある、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 地域が一体となり、だれもが支え合う、福祉の心を育てましょう。
- 1 明るい毎日を過ごすために、栄養のバランスをとり、積極的に運動をしましょう。

## ○藤岡市人権尊重都市宣言

平成 11 年 2 月 26 日  
議決

人は生まれながらにして自由であり、人として等しく尊重され、生命を保障され、自由を求める権利、健康で幸せな生活を営むことを追求する権利を持っています。私たちは、すべての人びとの人権を尊重し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指します。

ここに、私たち市民は、日本国憲法に保障された基本的人権の大切さを認識し、人々とのふれあいを深め、人間性豊かな藤岡市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

# 目 次

## 第1部 総論

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の意義	1
2.	計画の構成と期間	2
3.	計画の性格と役割	3
4.	計画の位置づけ	4
第2章	市勢の概要	5
1.	位置・地勢・気候	5
2.	歴史・沿革	6
3.	交通	7
4.	人口と世帯	8
5.	就業構造	10
6.	本市の特性	11
第3章	本市を取り巻く諸情勢と課題	14
1.	時代の潮流	14
2.	市民のニーズと期待	18
3.	まちづくりの主要課題	20

## 第2部 基本構想

第1章	まちづくりの基本方針	23
1.	基本理念	23
2.	目指す将来像	24
3.	基本施策	25
第2章	主要指標の見通し	32
1.	人口の推計	32

2. 目標人口の設定 .....	33
3. 土地利用の基本方針 .....	34
<b>第3章 施策の大綱 .....</b>	<b>38</b>
基本施策1 安全・便利なふじおか .....	39
基本施策2 快適なふじおか .....	42
基本施策3 人に優しいふじおか .....	44
基本施策4 心豊かなふじおか .....	47
基本施策5 賑わうふじおか .....	50
基本施策6 語らいのあるふじおか .....	53

## 第3部 基本計画

<b>第1章 基本施策1 安全・便利なふじおか .....</b>	<b>59</b>
1. 安全・安心のまちをつくる .....	59
2. 住みやすいまちをつくる .....	67
<b>第2章 基本施策2 快適なふじおか .....</b>	<b>82</b>
1. 環境と共生するまちをつくる .....	82
2. 良好な生活環境のまちをつくる .....	90
<b>第3章 基本施策3 人に優しいふじおか .....</b>	<b>97</b>
1. 健康に暮らすまちをつくる .....	97
2. 支えあいを実感できるまちをつくる .....	103
3. 安心して子育てのできるまちをつくる .....	120
<b>第4章 基本施策4 心豊かなふじおか .....</b>	<b>124</b>
1. 生涯学びのあるまちをつくる .....	124
2. 文化のかおるまちをつくる .....	139
<b>第5章 基本施策5 賑わうふじおか .....</b>	<b>142</b>
1. 働きがいのあるまちをつくる .....	142
2. 人が集うまちをつくる .....	153

第6章 基本施策6 語らいのあるふじおか .....	157
1. 人と人が交流するまちをつくる .....	157
2. 市民参画のまちをつくる .....	161
3. 人権を尊重するまちをつくる .....	163
4. 行財政運営の充実したまちをつくる .....	170
第7章 戦略プロジェクトの推進 .....	175

## 資料編

資料1. 総合計画の策定経過 .....	181
資料2. 総合計画の策定推進体制 .....	182
資料3. 総合計画市民検討委員会 .....	183
資料4. 総合計画審議会 .....	187
資料5. 総合計画の議案 .....	192



# 第1部 総論



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の意義

本市では、平成8年に策定した「第3次藤岡市総合計画」に基づき、「市民とともに創る活力あるまちづくり」、「市民の心と暮らしを大切にするまちづくり」、「地域特性を活かした個性あふれるまちづくり」、「地球的視野で考えて地域で行動するまちづくり」をまちづくりの基本理念とし、“生活感動のあるまち「交流文化都市ふじおか」の創造”を将来像に掲げて計画を推進してきました。

このような中、平成18年1月1日に藤岡市と鬼石町が合併して新生藤岡市となり、これによって新しいまちづくりを進めることを選択しました。

しかし、市町村合併はまちづくりを進める上での手段であり、目的ではありません。より強化された行財政体制をはじめ、合併による効果を最大限に生かすとともに、21世紀においてどのような都市を目指すのか、その具体化はどうあるべきなのか、大きな転換期を迎えている現代において、創造性に満ちた新たな指針づくりが重要であり、これからの本市に問われている課題でもあります。

21世紀は、人口減少、少子高齢化、環境問題をはじめとして、今後さらに大きく、かつ構造的な社会変化を生じさせていく可能性が大きいことを予感させています。この大きな社会変化は、同時に、従来の市民と行政の間に大きな変化をもたらし、これからの市民と行政の間に新しい関係を構築することが求められています。

この市民と行政の間の新しい関係とは、依然として厳しい財政状況を反映した「選択と集中」による行政経営の推進において、その基本に市民の市政への参画を置き、さらには、市民と行政のそれぞれの役割を真摯に検討し、協働による新しい公共空間の充実を図っていくことでもあります。

このため、これからの市民と行政の新たな関係を模索しながら、本市に住んでいる一人一人が喜びを感じ、それぞれの地域が輝き、幸せに暮らしている新しいまち・藤岡市を市民とともに築いていくため、すべての市民にわかりやすく、参画しやすいまちづくりの指針として、合併時に策定した新市建設計画を基本に、「第4次藤岡市総合計画」を策定します。

## 2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

### 基本構想

基本構想は、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とした長期構想として、本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

### 基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

また、基本計画の施策を単位として、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定め、これにより、総合計画の点検・評価に役立てるとともに、総合計画を機軸にした行政評価の仕組みを導入します。

### 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業計画を示すもので、3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。

### 3. 計画の性格と役割

「総合計画」は、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく市の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

#### ■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民一人一人が主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

#### ■役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

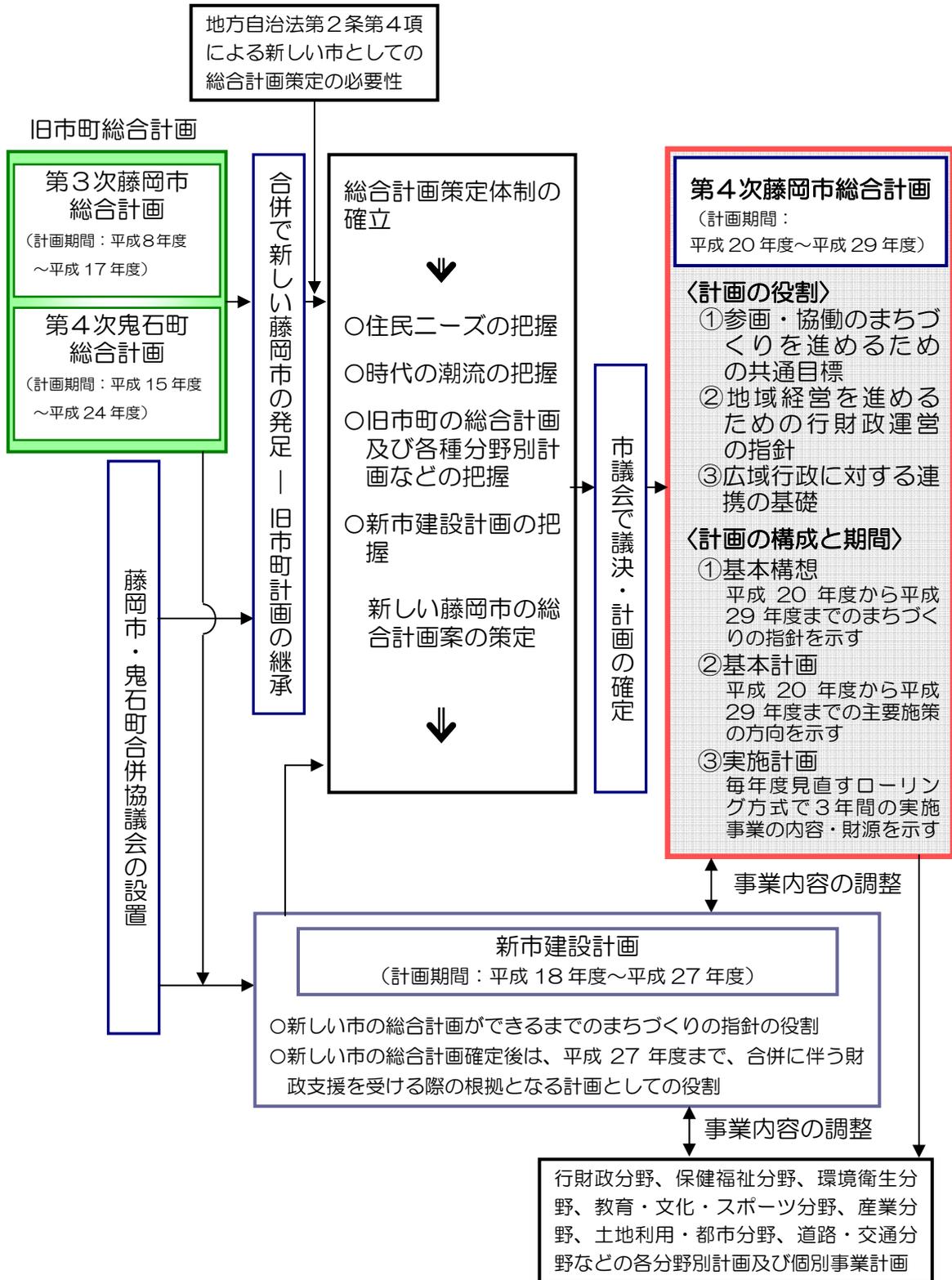
本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

#### ■役割3 広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や群馬県、周辺市町村などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

## 4. 計画の位置づけ

第4次藤岡市総合計画の位置づけと策定フロー図



## 第2章 市勢の概要

### 1. 位置・地勢・気候

本市は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神川町、西は吉井町・甘楽町・下仁田町、南は神流町・埼玉県秩父市、北は高崎市・玉村町と境界を接しています。

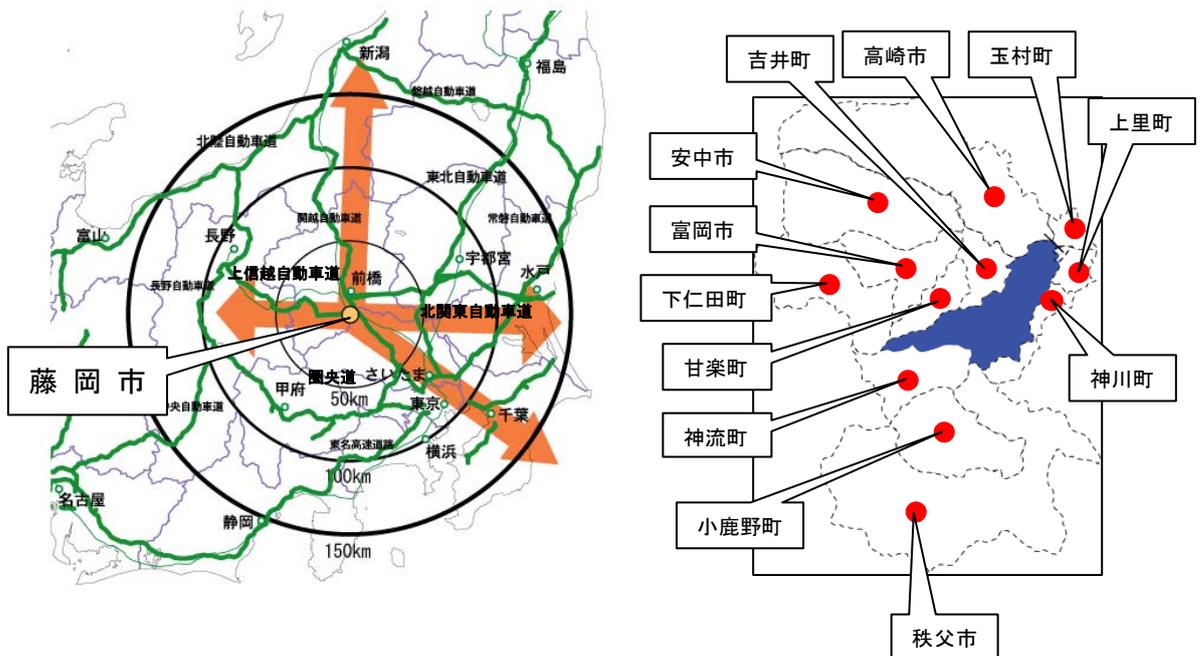
主な山岳には西部に赤久縄山(1,522m)と御荷鉾山(1,286m)があり、湖沼としては南部に神流湖(3.27k㎡)、河川は上野村から市内を経て流れる神流川、赤久縄山に源を発し、澁川に合流する鮎川があります。市域は南西に主要山岳があり標高が高く、北東に行くにしたがい平野部が広がる地勢となっています。

本市の面積は180.09km<sup>2</sup>で群馬県の約2.8%を占めています。

気候は、太平洋側気候ですが、市内は山と谷と平野部が混在し、高低の変化があります。その標高による違いから冬期の山間部では気温が下降する一方、盛夏期の平野部では気温が上昇するなど気象の変化が地域的に大きくなっています。

また、年間の降水量は比較的少なくなっています。

位置及び近隣市町図



## 2. 歴史・沿革

本市は、石器時代住居跡や古墳時代の史跡を数多く有することが示すように、古くから栄えた歴史があります。

藤岡地区は、室町時代には上杉憲実が平井城を築いて関東に君臨し、江戸時代には「日野絹」の集散地として栄えました。古くから交通の要衝地であったため、多くの文化が生み出され、数学者関孝和や儒学者の片山兼山、医学者伊古田純道など多くの歴史的偉人を輩出しています。

また、地場産業である瓦産業は長い歴史があり、「藤岡瓦」と呼ばれ、その製造過程には今も匠の技が受け継がれています。

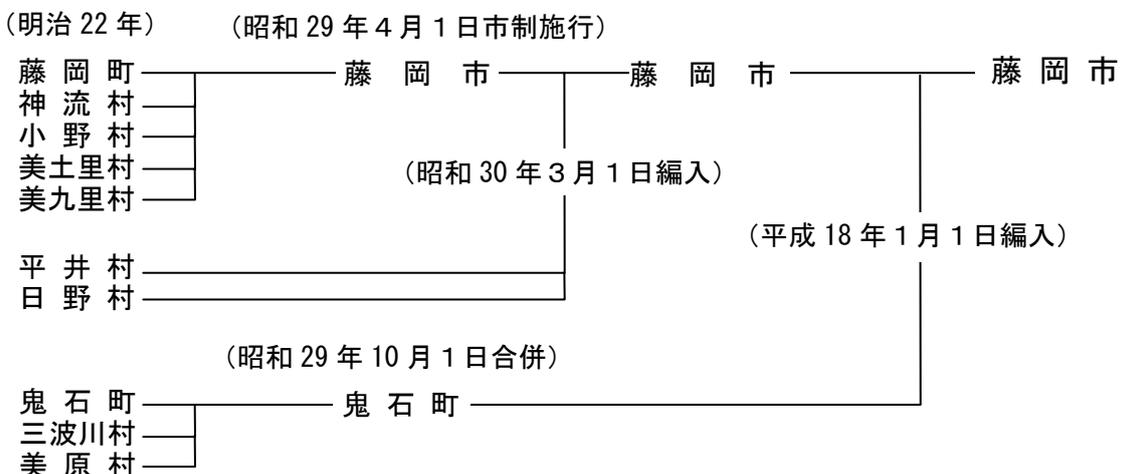
また、関越自動車道と上信越自動車道の結節点にあたる藤岡ジャンクションがあり、交通の要衝地として発達してきました。

鬼石地区は、神流川流域の谷口集落として発展し、県内でも有数のスギ、ヒノキなどの木材集産地として栄えました。昭和43年には下久保ダムが建設され、ダムとともに歩んできた歴史を有します。国指定の名勝及び天然記念物の冬桜が咲く桜山公園や山奥を流れる溪流など、美しい自然に包まれています。地場産業の造園業で使われる三波石の産地、三波石峡はもう一つの国指定の名勝及び天然記念物となっています。

また、この地域は群馬県三大林業地帯の一つで、県産材センターが建設されており、今後、林業のより一層の振興が期待されています。

藤岡市は、昭和29年の市制施行の後、昭和30年に平井村、日野村を編入しました。旧鬼石町は、昭和29年に鬼石町、三波川村、美原村が合併しました。そして、平成18年1月に鬼石町を編入し、現在の藤岡市となりました。

### 本市の合併の変遷



### 3. 交通

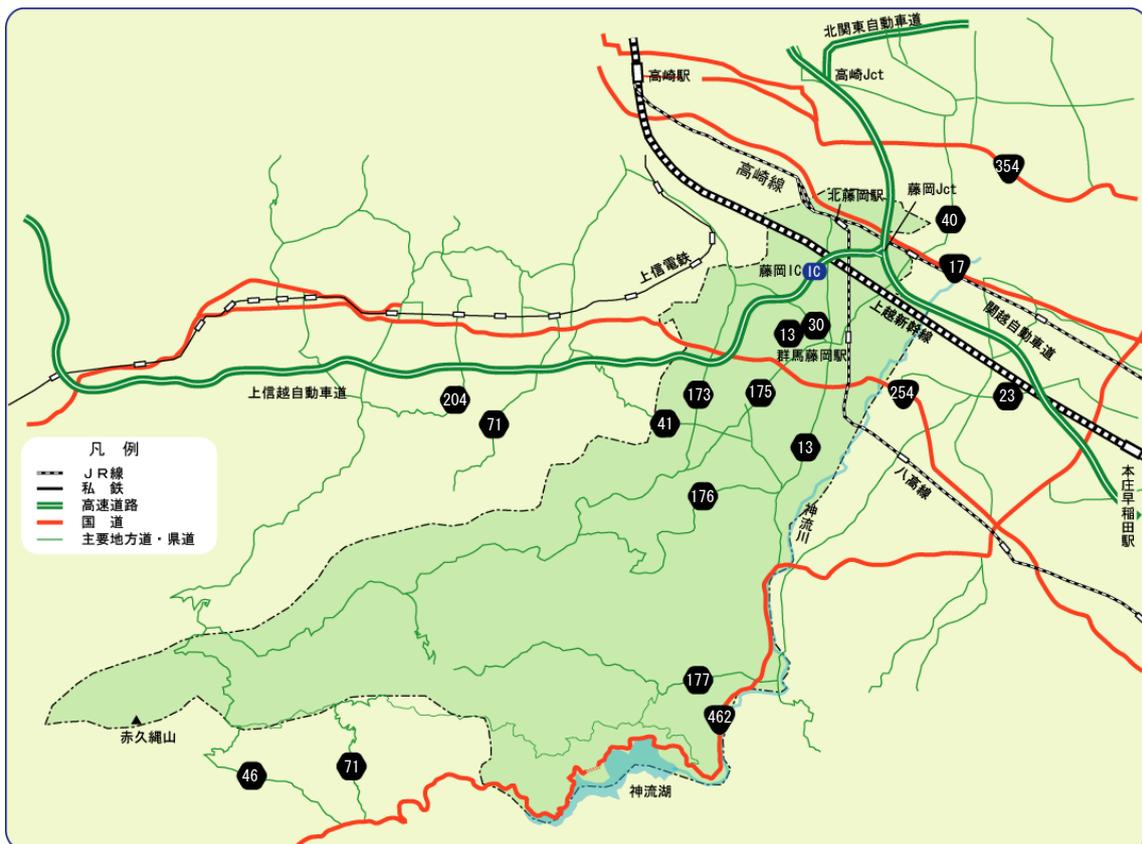
本市北部には、関越自動車道と上信越自動車道が横断しており、藤岡インターチェンジ及び藤岡ジャンクションを有し、わが国中央部の結節点としての役割を果たしています。

また、国道17号、254号、462号、県道を中心にして、市道、農林道がつながり、道路ネットワークを形成しています。

鉄道はJR高崎線とJR八高線、上越新幹線が横断しており、市内にはJR八高線の群馬藤岡駅と北藤岡駅があります。

バスは市内を循環する路線バスや広域連携による路線バスが運行されています。

交通網図



## 4. 人口と世帯

平成17年の国勢調査結果では、総人口が69,288人となっています。平成7年以降減少傾向にあり、平成17年までの10年間で1,240人の減少となっています。

また、世帯数は昭和60年以降一貫して増加を続けており、平成17年には23,590世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯当たりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成7年の11,874人（16.8%）から平成17年には10,063人（14.5%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年の47,877人（67.9%）から平成17年の44,748人（64.6%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成7年の10,776人（15.3%）から平成17年の14,476人（20.9%）へと人数、構成比率ともに大幅に増加しています。

平成17年の高齢化率は20.9%と全国平均（20.1%）を上回り、少子高齢化は今後ますます進行していくことが見込まれ、あらゆる分野で本格的な少子高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。

### 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

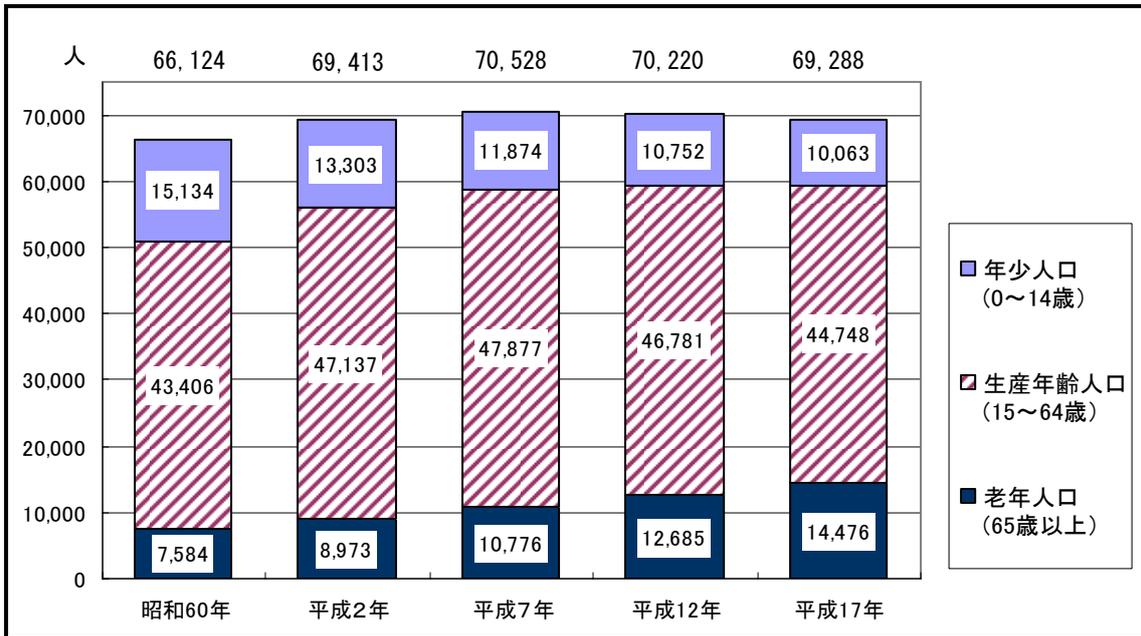
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	人数	66,124	69,413	70,528	70,220	69,288
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (14歳以下)	人数	15,134	13,303	11,874	10,752	10,063
	構成比	22.9%	19.2%	16.8%	15.3%	14.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	43,406	47,137	47,877	46,781	44,748
	構成比	65.6%	67.9%	67.9%	66.6%	64.6%
老年人口 (65歳以上)	人数	7,584	8,973	10,776	12,685	14,476
	構成比	11.5%	12.9%	15.3%	18.1%	20.9%
世帯数		18,178	20,370	21,974	22,891	23,590
一世帯当たり人員		3.64	3.41	3.21	3.07	2.94

資料：国勢調査

注1：人口は、合併前の藤岡市と鬼石町の人口を合算したものである。

注2：総人口には年齢不詳を含む。

人口の推移



## 5. 就業構造

就業者総数は、昭和60年から平成7年までは増加傾向でしたが、平成12年には前回比で1,071人、平成17年には前回比で1,129人の減少に転じています。

産業別では、第1次産業の就業人口が減少、第2次産業の就業人口が平成7年から減少に転じ、第3次産業の就業人口は平成17年まで増加傾向で推移しています。

産業別就業者の推移

(単位：人)

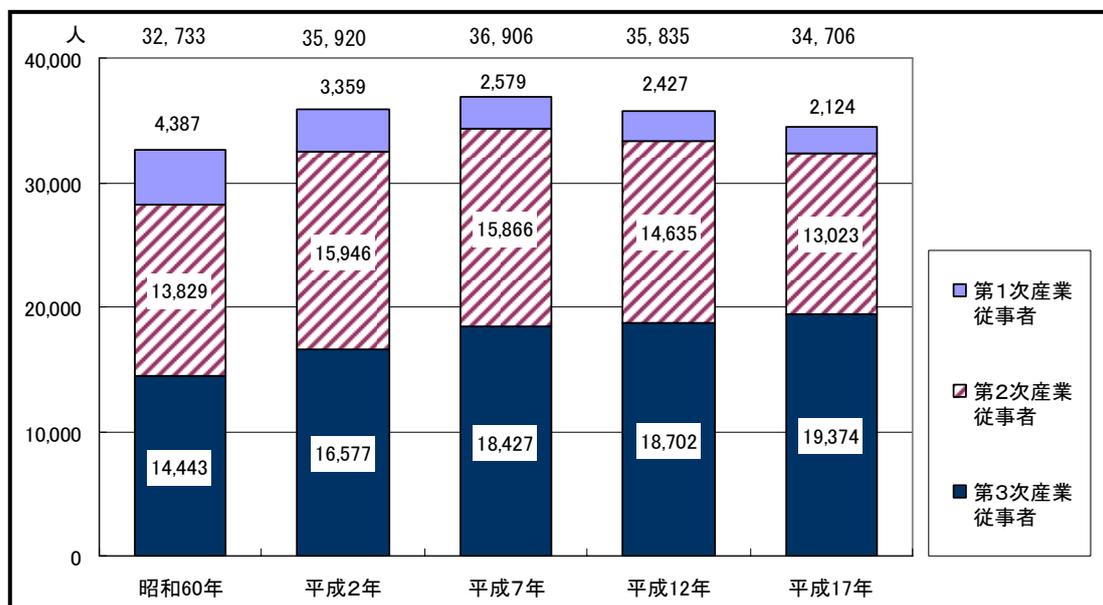
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者総数	人数	32,733	35,920	36,906	35,835	34,706
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	人数	4,387	3,359	2,579	2,427	2,124
	構成比	13.4%	9.4%	7.0%	6.8%	6.1%
第2次産業	人数	13,829	15,946	15,866	14,635	13,023
	構成比	42.2%	44.4%	43.0%	40.8%	37.5%
第3次産業	人数	14,443	16,577	18,427	18,702	19,374
	構成比	44.1%	46.1%	49.9%	52.2%	55.8%

資料：国勢調査

注1：就業者数は、合併前の藤岡市と鬼石町の就業者を合算したものである。

注2：就業者総数には分類不能を含む。

産業別就業者の推移



## 6. 本市の特性

新たなまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげていく視点に立ち、本市の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

### 特性 1 自動車交通の要衝にあり、全国に情報発信するとともに交流の進むまち

本市は、群馬県の南西部にあり、埼玉県と接しており、関越自動車道の藤岡ジャンクション、上信越自動車道の藤岡インターチェンジを有し、わが国中央部の結節点として重要な位置づけを担っています。

さらに、北関東自動車道の接続により自動車交通の要衝としての位置はより一層高まり、全国への情報発信が進むとともに、広域交流拠点として大きな役割を果たすこととなります。

### 特性 2 美しい山や川などの優れた自然環境と市街地が共存し、快適な暮らしを演出するまち

変化に富んだ自然が地域の景観を特徴づけており、美しい山や川などの優れた自然環境を有しています。

また、北東部の市街地は、都市の中心機能を有し、豊かな自然環境と相まって、休養・レクリエーションなど県央地域や首都圏に向けた緑とのふれあいの場としての機能の一端を担っています。これらの諸条件は、その活用によって、市民の快適な暮らしを演出することにつながります。

### 特性3 長い歴史に培われた歴史風土や伝統文化を新しい文化創造に向けるまち

本市は、国指定史跡である白石稻荷山・七輿山古墳をはじめ、古墳時代に造営された東国有数の古墳群が分布しており、室町時代には関東管領上杉氏の居城であった平井城が築かれ、長期にわたる東国支配の拠点でした。江戸時代には「日野絹」の交易を通じて江戸などの文化が流入し、和算学者の関孝和や儒学者の片山兼山、浮世絵師の菊川英山きくがわえいざんら多数の人材が活躍してきました。このような歴史風土や伝統文化は今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

### 特性4 病院を核に保健・医療・福祉のネットワーク化と充実を進めるまち

市内には二つの公立病院があり、これらの病院を中核にして、介護保険施設、保健・福祉センターが連携し、一体的に機能して、市民が安心して暮らせるまちづくりの基礎が形づくられています。このネットワークを中心に、予防医療・介護予防に取り組み、さらに進む少子高齢社会に対する地域の健康づくりの要としての役割を果たすこととなります。

**特性 5**

**企業誘致により着々と立地が進むまち**

本市は、名石「三波石」を産出したまちであり、造園業は全国有数の数と質を誇ります。

また、瓦産業には伝統産業として栄えた歴史があります。

近年では、活発な工業団地の造成を行っており、新しい企業の立地が進んできています。

新しい企業が増えるとともに、地域産業が元気を出すことは経済の発展と雇用の確保につながるものであり、地域経済の隆盛に欠くことのできない要件です。

## 第3章 本市を取り巻く諸情勢と課題

### 1. 時代の潮流

本市をめぐる社会・経済情勢の変化は、地方財政の逼迫をはじめとして、めまぐるしいものがあり、まちづくりの各分野において、検討すべきかつ対応していかなければならないいくつかの潮流があります。

今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには世界的な視点から、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

#### ■潮流1 地方分権時代の到来

現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。

したがって、これからの市町村には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる政策形成能力が強く求められることとなります。

また、権限の移譲により、事務量の増加や専門性が要求されるため、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が必要になります。

#### ■潮流2 少子高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予測を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会を迎えています。

また、増加を続けてきたわが国の総人口は、既にピークの状態を過ぎ、人口減少社会に入っています。

本市においても、子どもの数が減少傾向にあり、総人口も減少しています。年少人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合が増加してきており、今後ますます少子高齢化が進むものと見込まれています。少子化の進行は、社会活動の停滞を招き、まちの活力低下につながることも考えられます。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、

福祉などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が高まることとなります。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障害のある人にやさしいまちづくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

### ■潮流3 環境との共生の時代

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも公共用水域の水質汚濁、ダイオキシン（猛毒の塩素化合物）、環境ホルモン（内分泌をかく乱する化学物質）問題などが発生し、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。

身近な自然環境から地球環境に至るまで、人と環境との共生の重要性を認識し、環境への負荷を低減する循環型社会への移行など、総合的な環境面での対策を進める必要があります。

本市においても、市民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、南西部の森林や清流鮎川・三波川に代表される貴重な地域資源を一体的に保全し、自然と共生するまちづくりを進め、恵まれた貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、新エネルギーの導入や省資源・省エネルギー・リサイクルなどの環境対策を進め、環境と共生していく循環型社会の形成が求められています。

### ■潮流4 地域産業・経済をめぐる再構築の必要性

地域の産業・経済は、多くの業種で活性化が必要な状況にあります。

農林業は、安全で確かな農林産物の生産と地域の特徴と個性ある製品の普及・開発を進め、工業は、地域でこれまで培ってきた技術力を生かし、獨創性を発揮したものづくり産業としての振興に努め、商業は、地域の顔としての商店街の活性化と便利な拠点性の向上を図ることが求められているほか、新たな雇用の場の創出と雇用の安定確保が急務となっています。

本市においても、これらの課題解決のため、地域の魅力や存在感を高め、地域の活力をより一層醸成していくことが必要になっています。

## ■潮流5 高度情報化の進展

情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話などの情報機器とインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。

情報通信基盤の整備は、地域の文化や特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及などによる就業機会の拡大、教育機会の拡充や障害のある人の社会参加機会の拡大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、様々な面で時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。

このため、これからも情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

## ■潮流6 グローバル化の進展

経済のグローバル化（世界的展開）は、国際分業の深化を進め、財・人・資本・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。

また、テロや情報通信技術を通じたネット犯罪など、危険がごく短期間に世界中に及び可能性が高くなり、リスク回避のための予防手段を講じる必要性が高まっています。

このようなグローバル化の流れは、地域社会の振興や身近な住民生活に既に大きな影響を及ぼしていることから、本市においても、これらに対応したまちづくりに積極的に取り組むとともに、地域社会の中で有効に活用していくことが求められます。

## ■潮流7 価値観の変化と生活様式の多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷や、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化（第1次産業から第3次産業への移行）、サービス化（第3次産業の中でのサービス業の伸長）、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。

そのような中、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、

文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人一人の価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、本市においても、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然や歴史とのふれあい活動、内外の人々との交流などの場や機会を増やしていくことが求められます。

## ■潮流8 協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、市民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、市民と行政との協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）の活動に代表されるように、全国各地で成果をあげています。

本市においても、コミュニティ活動や生涯学習活動、犯罪防止活動など様々な分野で市民が主体となった活動が活発に展開されていますが、このような市民主導、市民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自律するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民パワーの結集が求められます。

## 2. 市民のニーズと期待

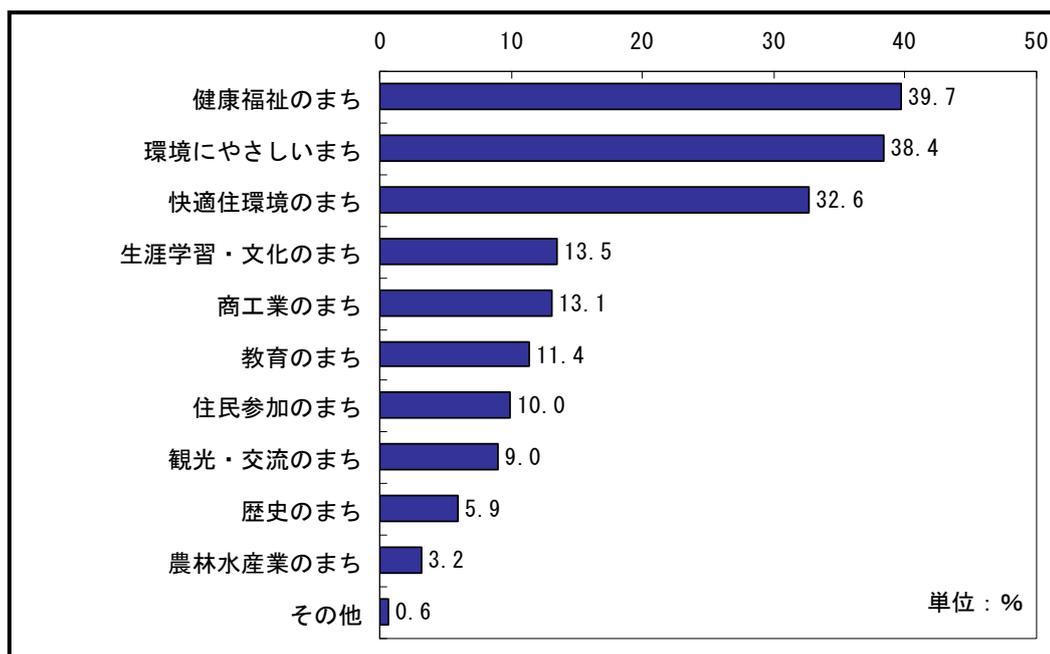
まちづくりの方向や各分野における重点施策要望などの実態を把握し、今後のまちづくりの基礎資料を得るために、平成16年3月にとりまとめた総合計画基礎調査で市民アンケートを行いました。アンケートの概要は以下のとおりです。

市民アンケート調査	
配布数	2,000
有効回収数	962
有効回収率	48.1%

### 2-1. 将来のまちのイメージ

今後のまちづくりで、本市をどのような特色のあるまちにすべきかをたずねたところ、「健康福祉のまち」(39.7%)が第1位、次いで「環境にやさしいまち」(38.4%)、「快適住環境のまち」(32.6%)が続き、これらが他を大きく引き離して上位を占める結果となっており、“健康福祉”、“環境”及び“住環境”を重視したまちづくりが求められていることがうかがえます。その他では「生涯学習・文化のまち」(13.5%)、「商工業のまち」(13.1%)、「教育のまち」(11.4%)、「住民参加のまち」(10.0%)の順となっています。

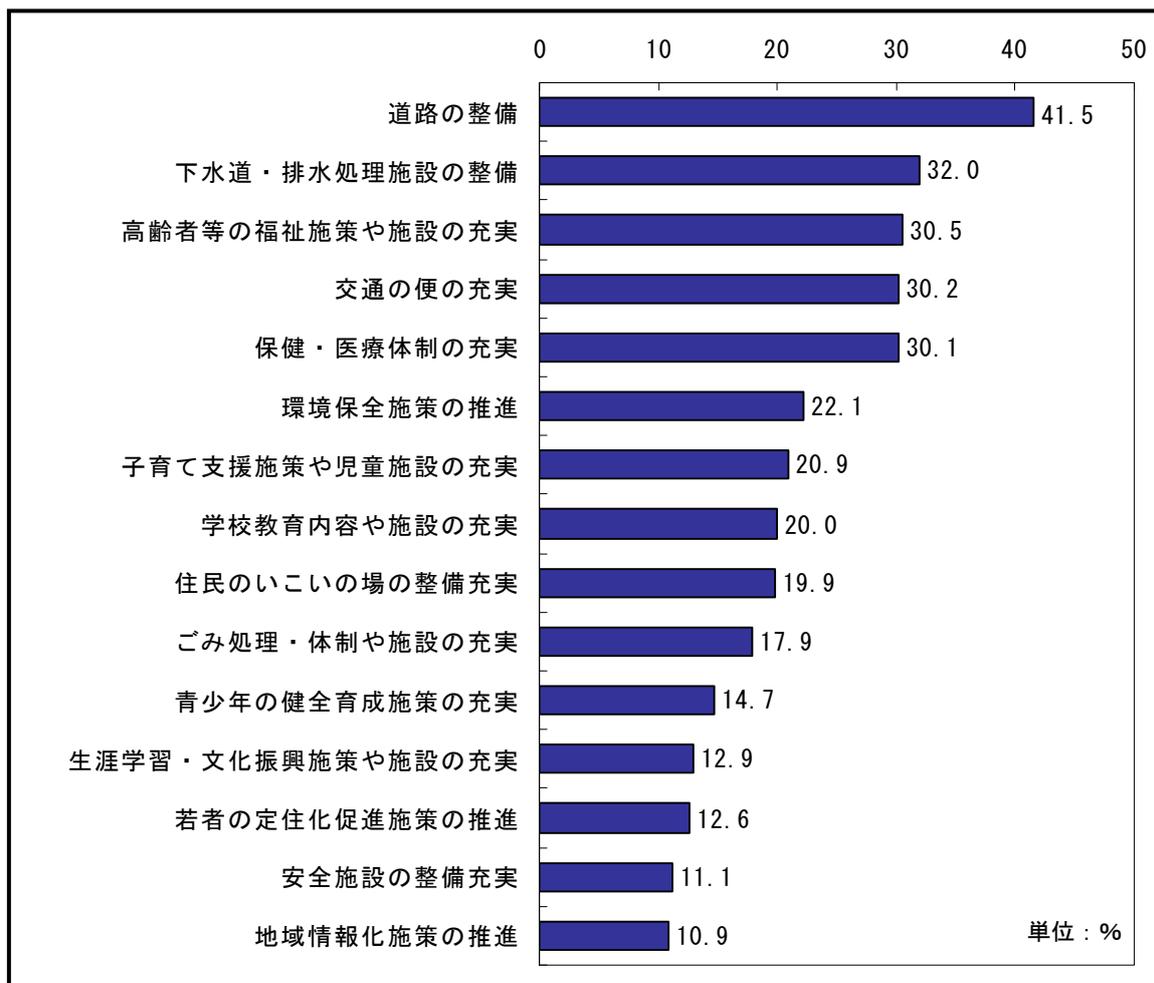
今後のまちづくりの特色(全体/複数回答)



## 2-2. 今後の重点施策分野

今後のまちづくりにおいて、特に力を入れてほしい行政施策分野について、30項目の中から5つ以内で選んでもらったところ、「道路の整備」(41.5%)が他をやや引き離して第1位、次いで「下水道・排水処理施設の整備」(32.0%)、「高齢者等の福祉施策や施設の充実」(30.5%)、「交通の便の充実」(30.2%)、「保健・医療体制の充実」(30.1%)が続き、道路・交通網の整備や下水道などの整備、保健・医療・福祉面の充実などが上位に挙げられています。その他では「環境保全施策の推進」(22.1%)、「子育て支援施策や児童施設の充実」(20.9%)、「学校教育内容や施設の充実」(20.0%)、「住民のいきいの場の整備充実」(19.9%)、「ごみ処理・体制や施設の充実」(17.9%)の順となっています。

今後の重点施策分野(全体/複数回答、上位15位)



### 3. まちづくりの主要課題

本市の概要、本市の特性、時代の潮流、市民のニーズと期待から、今後の本市のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

#### 3-1. 地域の活動を支える便利な生活基盤の整備

地域で安全・安心に生活ができ、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。災害や交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進することが必要です。

また、定住人口・交流人口の増加と市の一体的発展に向け、本市の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、市民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備、公園・緑地の整備など、便利で秩序ある都市基盤の整備を進めていく必要があります。

#### 3-2. 地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくり、優れた自然や貴重な歴史・文化を有するまちとして、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道など生活環境施設の整備された、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。

#### 3-3. 少子高齢社会に対応した優しいまちづくりの推進

少子化や核家族化などの社会変化に対応して、子どもを産み育てることに喜びを持ち、未来を担う子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長できる環境と社会をつくっていく必要があります。

また、高齢化が進む中で、高齢者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

### 3-4. 地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図っていく必要があります。

また、市民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習環境の整備・充実も重要となります。

さらに、歴史・文化遺産の保存と活用、各地域に伝わる伝統文化、市民主体の文化活動などについて、あらためて本市の共通の財産として位置づけ、保護・振興を図るとともに、新しい市民文化の創造を図っていく必要があります。

### 3-5. 広域的な交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域高速交通の要衝にあるという地理的優位性を生かして、農林業の振興を図っていく必要があります。

また、既存商店街の再生を図るため、中心市街地の活性化に努めていく必要があります。

さらに、関越自動車道と上信越自動車道の結節点にある藤岡ジャンクションによる発展可能性を踏まえ、業務拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光などの振興、交流活動を促進する必要があります。

### 3-6. 自律による地域づくりの推進

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、市民の一体感・連帯感を醸成していく必要があります。

また、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、市民と行政との参画・協働を進めるとともに、情報・交流基盤の整備、人権尊重、男女共同参画社会の形成、市民活動の活発化を図っていく必要があります。

さらに、行政経営という視点からの行財政改革の推進と市民による自治を確立していくこと（自律）が求められます。



## 第2部 基本構想



# 第1章 まちづくりの基本方針

## 1. 基本理念

本市の新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

### 基本理念1

#### ともに生きる

市民の自主的活動を促進し、人と人が相互に支えあうとともに、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

### 基本理念2

#### ともに築く

市民と行政が同じ目標に向かって協働して取り組む、「新しい公共空間」の形成や行政以外の多様な主体（市民団体、NPO、企業など）によって担われる「公共」に努めます。

### 基本理念3

#### 個性が際立つ

藤岡市の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、一層の魅力を発揮するまちづくりを進めます。

### 基本理念4

#### 活力を増進する

優れた交通立地条件を生かし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに活力を創出します。

## 2. 目指す将来像

新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、藤岡市の目指す将来像を以下のとおり定めます。

### 市民が創り輝く やさしい藤岡

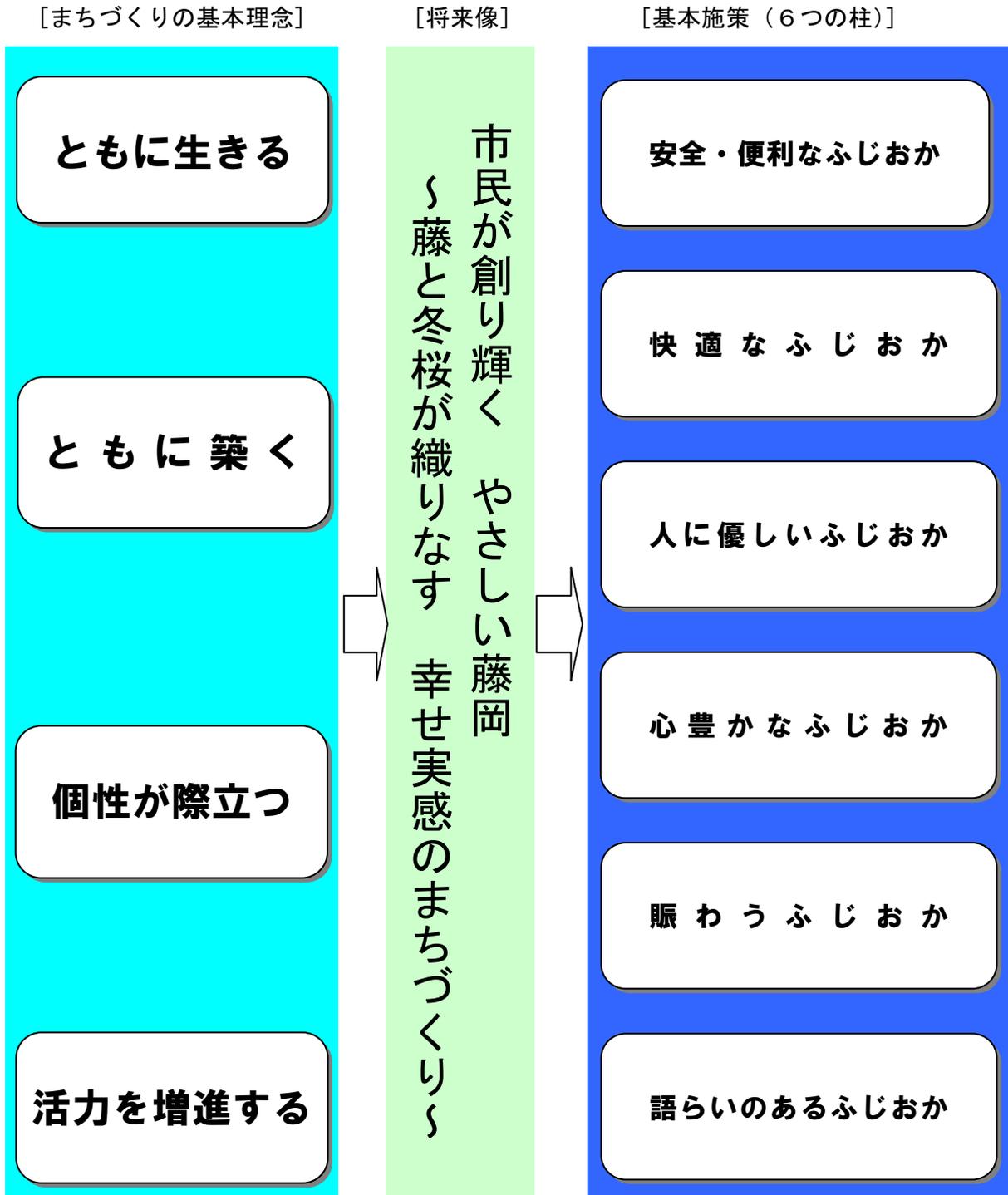
～藤と冬桜が織りなす 幸せ実感のまちづくり～

○ “市民が創り輝く”とは、市民が主体となってまちづくりを進めるとともに、いつでも生涯輝いていられるまちづくりのことを指し、“やさしい藤岡”とは、自然環境をはじめ、市民すべてに、来訪者すべてに優しいという市の姿勢を表しています。

○ “藤と冬桜が織りなす”とは、市を代表する二つの花により市民活動のすべてを表現しており、“幸せ実感のまちづくり”とは、すべての人が健康で安心して、生涯快適に暮らすことができ、ここで暮らしたくなる、働きたくなるような独自の暮らし、賑わいといったのびやかな生活スタイルをつくりあげ、誰もが住んでいる幸せを実感するまちの姿を表現しています。

### 3. 基本施策

本市の将来像「市民が創り輝く やさしい藤岡 藤と冬桜が織りなす幸せ実感のまちづくり」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。



## 基本施策1

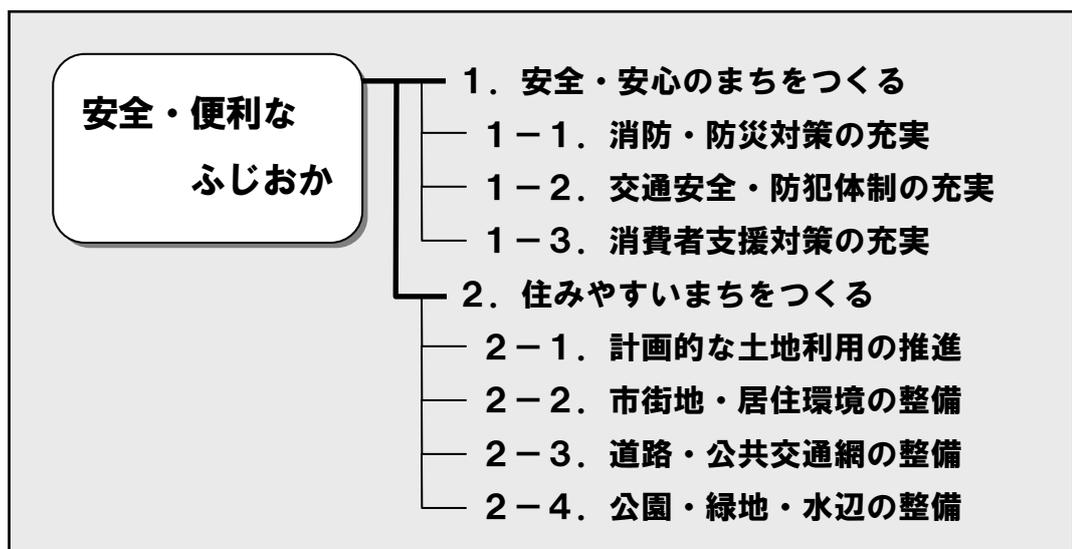
### 安全・便利なふじおか

市民の安全・安心を確保するために、消防・防災体制の強化を図り、市民の生命と財産を守るとともに、交通安全・防犯体制の充実、消費者支援対策の充実に努めます。

また、計画的な土地利用の推進や魅力ある市街地環境の整備、定住の基礎となる快適で個性的な居住環境の整備を進めます。

さらに、市の一体感を増す道路ネットワークの整備を進め、わが国中央部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくりを進めるとともに、身近な公園の整備や緑のネットワーク形成に努めます。

#### 施策の体系



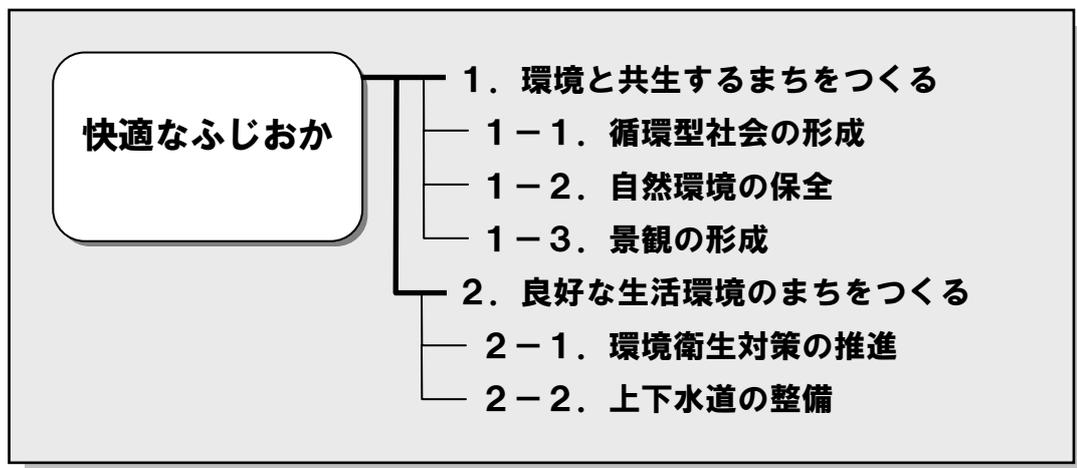
**基本施策2****快適なふじおか**

豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、人と自然の共生のため、自然環境の保全と活用、景観の保全・整備が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、新エネルギーの導入、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。

このため、自然環境の保全、景観の保全・整備、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上水道の整備、下水道の整備を効果的に進めます。

**施策の体系**

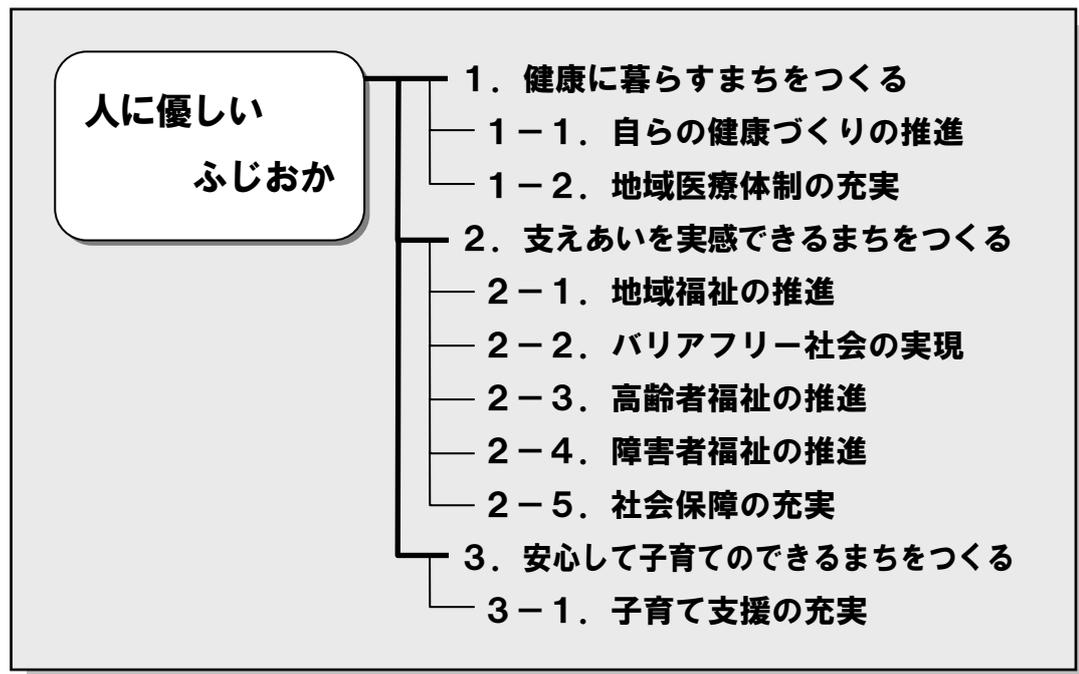
### 基本施策3

## 人に優しいふじおか

少子高齢社会を迎えて、乳幼児から高齢者まですべての市民が、地域の中で支えあいながら健康で元気に暮らせるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化をより一層進めて、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動などの充実に努めます。

また、高齢者や障害のある人の介護、自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用から、若い世代が安心して子どもを産み、地域に見守られゆとりを持って育てていくことができる子育て支援の環境づくりまで、総合的な福祉施策を推進します。

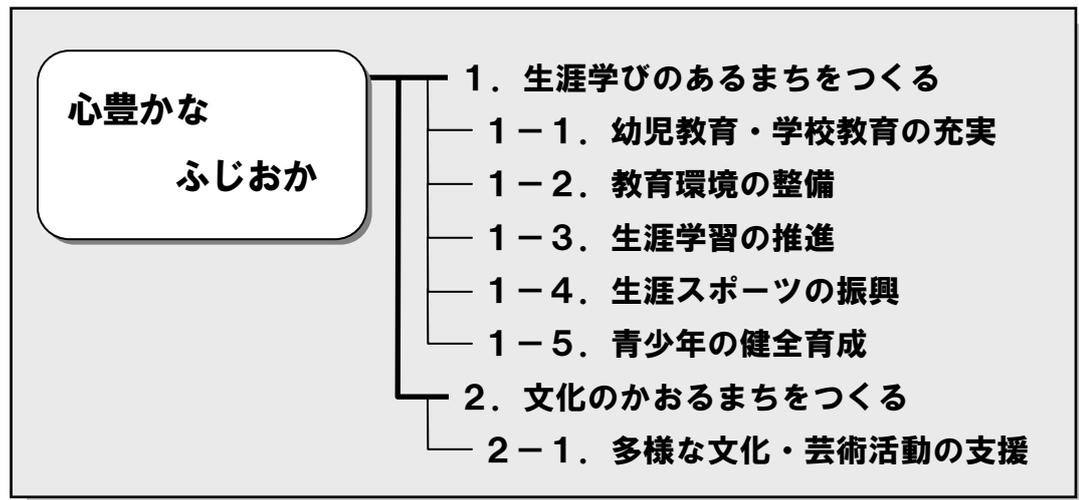
### 施策の体系



**基本施策4****心豊かなふじおか**

生きる力を育む学校教育の推進や地域に密着した特色ある学校づくりをはじめ、総合的な生涯学習環境の整備を図り、未来のまちを担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、市民主体の芸術・文化・スポーツの交流活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

**施策の体系**

## 基本施策5

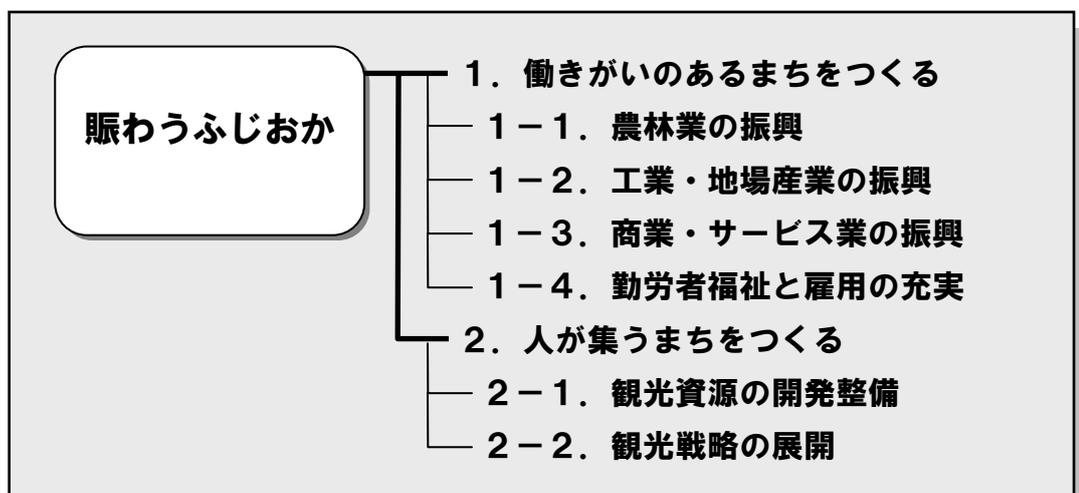
### 賑わうふじおか

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。そのため、生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農林業の推進、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費すること）」や「スローライフ（ゆったりと豊かな心で人生を楽しもうという暮らし方）」の考え方を導入しつつ、産業間連携など第1次産業の高度化と発展を図ります。

また、地場産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致を推進します。

さらに、豊かな緑と水の自然や生涯学習・文化振興とも連携したふれあいの観光・交流活動の充実に努め、地域産業の活力の醸成を図ります。

#### 施策の体系

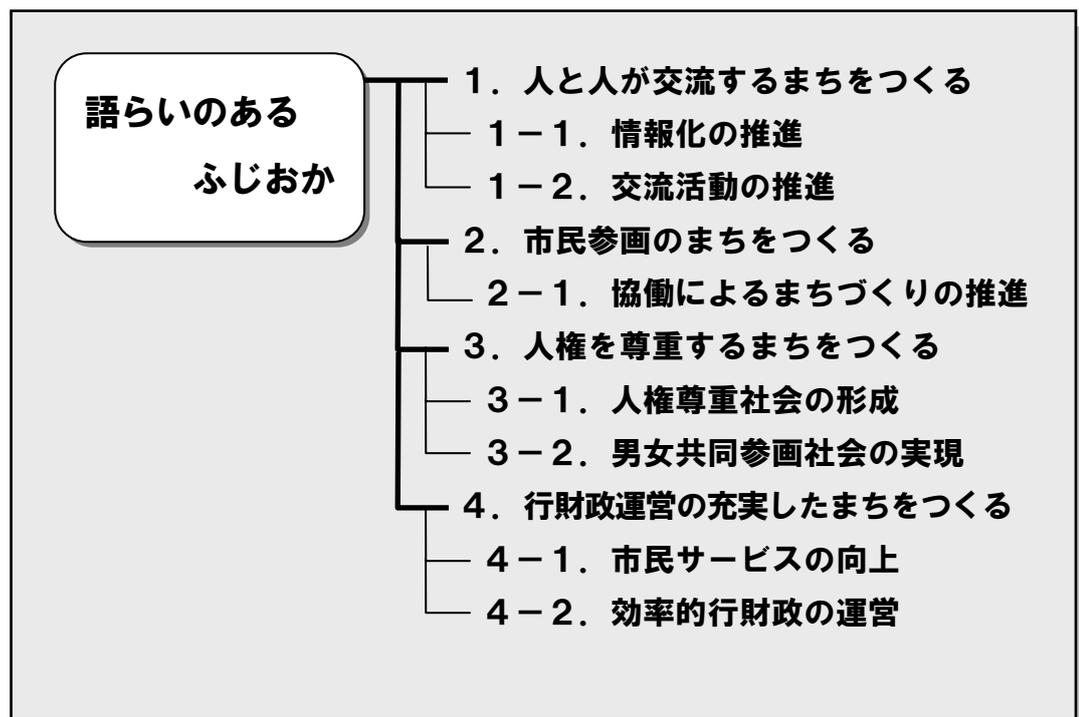


**基本施策6****語らいのあるふじおか**

自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、市民主導・地域主導のもとにまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動や地域づくり活動などを一層支援・促進します。

また、情報公開機能の強化、個人情報保護の強化、各種計画策定や行政活動への市民参画の仕組みづくりの充実、多様な市民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入などによる市民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

さらに、これらを支える行政組織・機構の見直しや職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化、電子自治体の構築などを計画的に進めます。

**施策の体系**

## 第2章 主要指標の見通し

### 1. 人口の推計

最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、計画期間において人口は減少傾向で推移していくものと推計されています。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、平成29年には18,480人と、構成比でも28.4%を占めることが想定されます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、平成29年にそれぞれ8,250人（12.7%）、38,260人（58.9%）になるものと想定されます。

世帯数については、今後さらに核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれることから、平成29年には23,810世帯になり、一世帯当たり人員は平成17年の2.94人から2.73人まで低下することが想定されます。

#### 将来人口・世帯の推計結果

（単位：人、世帯）

		平成17年	平成24年	平成29年
総人口	人数	69,288	67,220	64,990
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (14歳以下)	人数	10,063	9,040	8,250
	構成比	14.5%	13.4%	12.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	44,748	41,380	38,260
	構成比	64.6%	61.6%	58.9%
老年人口 (65歳以上)	人数	14,476	16,800	18,480
	構成比	20.9%	25.0%	28.4%
世帯数		23,590	23,920	23,810
一世帯当たり人員		2.94	2.81	2.73

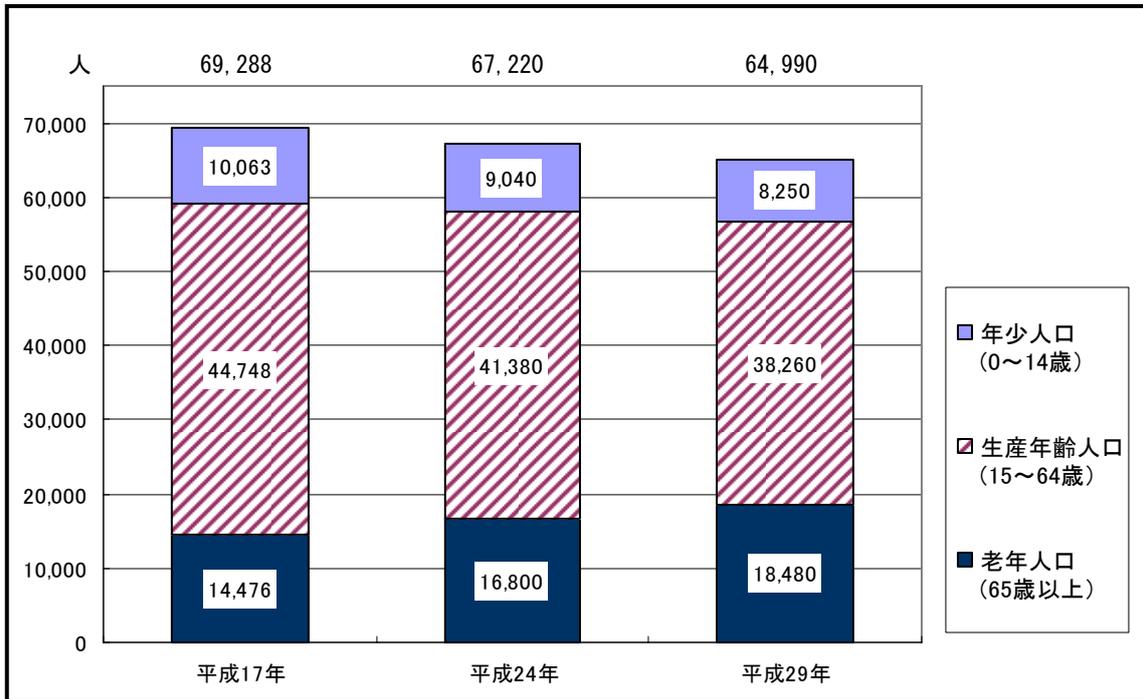
資料：国勢調査

注1：平成17年は実績値（総人口には年齢不詳を含む。合併前の藤岡市と鬼石町の合算）。

注2：平成2年から平成17年までの4回の国勢調査人口を用いてコーホートセンサス変化率法で推計。

注3：予測結果の人口、世帯数は、それぞれ10人、10世帯単位にまとめている。

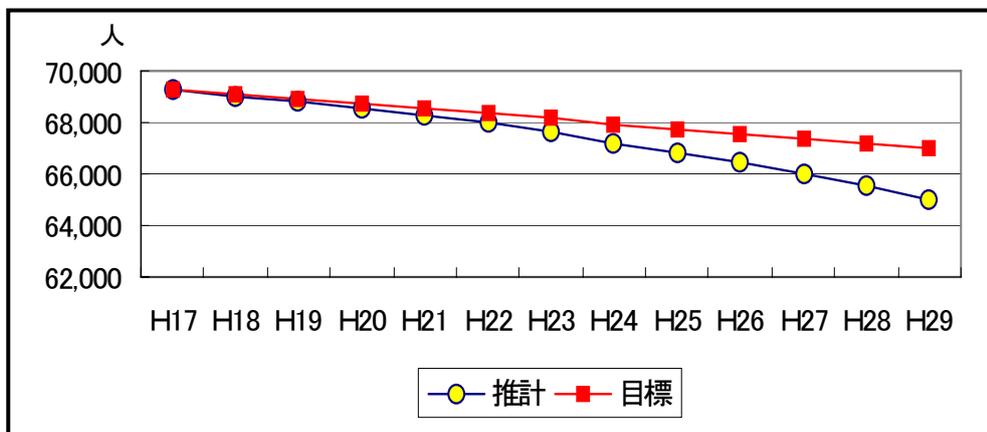
将来人口の推計結果



## 2. 目標人口の設定

人口推計の結果を踏まえるとともに、今後の10年間においては、企業誘致の積極的推進により雇用の拡大を図ること、住宅施策の総合的推進や子育て支援策により定住者の増加に努めることなど、定住人口の増加を図る施策を実施します。これらのことから、次のとおり目標人口を設定します。

平成29年の目標人口 **67,000人**



## 3. 土地利用の基本方針

### 3-1. 土地利用に際しての共通視点

#### 土地利用に際しての共通視点

- 山間部や丘陵部、平野部、河川などの自然環境を保全、有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に森林・水資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、様々な社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。
- 定住人口の増加策を推進基調にして、人口減少社会においても活力を堅持します。

本市は、南西部は美しい森林、北東部は実り豊かな平野を形成しており、そこにうるおいをもたらす河川が流れています。これらの自然がもたらす恵みは、本市の貴重な財産として未来に引き継いでいく必要があります。

このような自然環境を背景に、山間部の豊富な森林資源や肥沃な農地を生かした農林業の振興をはじめ、工業団地の造成や開発など新しい地域産業の展開が進められています。

また、本市は広域幹線交通の基盤である関越自動車道と上信越自動車道をはじめ、主要な国道や県道、市道、農林道などで市内拠点及び市外の市町村とつながっています。これらの広域的な交通基盤を活用し、本市の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

土地利用に際しての上記の共通視点を前提として、本市を大きく市街地ゾーン、産業ゾーン、農用地・地域定住ゾーン、自然環境保全ゾーンに区分し、それぞれのゾーンの活用方針を以下に示します。

## 3-2. 土地利用の基本方針

### ■市街地ゾーン

公園やポケットパークの整備、道路の改良やネットワーク化を進め、積極的に土地区画整理事業を導入し、良質な住宅開発の誘導を図って、良好な居住環境の創出に努めます。

また、商店及び商店街の活性化とともに、商業施設の立地誘導を図り、賑わいのある市街地の形成に努めます。

#### ①都市拠点地域

都市拠点地域は地域の生活や産業活動の核となる地域であり、従来から本市の生活や文化の拠点として発展してきた地域と市の新しい顔となる新市街地について、今後も公共サービスの充実や住環境の整備とともに、流通・商業機能、情報・業務機能、研究機能なども含む、個性的な空間を実現する地域として整備を図ります。

#### ②商業地域

商業地域は市街地及び主要道路の沿線などで、民間商業施設が立地した地域です。今後も商業機能を充実し、本市の商業地の形成を図ります。

#### ③住宅地域

住宅地域は既存住宅地及びその周辺で、生活道路、公園、下水道などの都市施設の充実、地域の個性的な資源を生かしたまちづくり、適正な市街地形成及び市街地景観との調整を図ります。

### ■産業ゾーン

既成工業地区や新産業誘致適正地区を「産業ゾーン」と位置づけ、既存立地企業の支援の充実に努めるとともに、開発・整備が進んでいる用地及び誘導する工業用地については、優良企業の誘致を進めます。

## ■農用地・地域定住ゾーン

農業の生産基盤として重要な農用地については、食料の安定供給や農地の多面的機能を活用するため、農業基盤の整備を図りつつ、無秩序な開発や壊廃を抑制し、意欲ある担い手への利用集積を進めながら、優良農地の維持確保に努めます。

また、観光とタイアップした農業の推進に努めます。

本地域は、地域定住地区としての生活の場でもあり、本地域に暮らす市民が快適で豊かさを実感し、緑豊かな農地や自然環境、地域文化などを満喫できるように、農業・農村整備を計画的に進め、美しくうらおいのある住環境の形成を図り、定住促進に努めるとともに、農地の景観を保全し、生態系の維持にも努めます。

## ■自然環境保全ゾーン

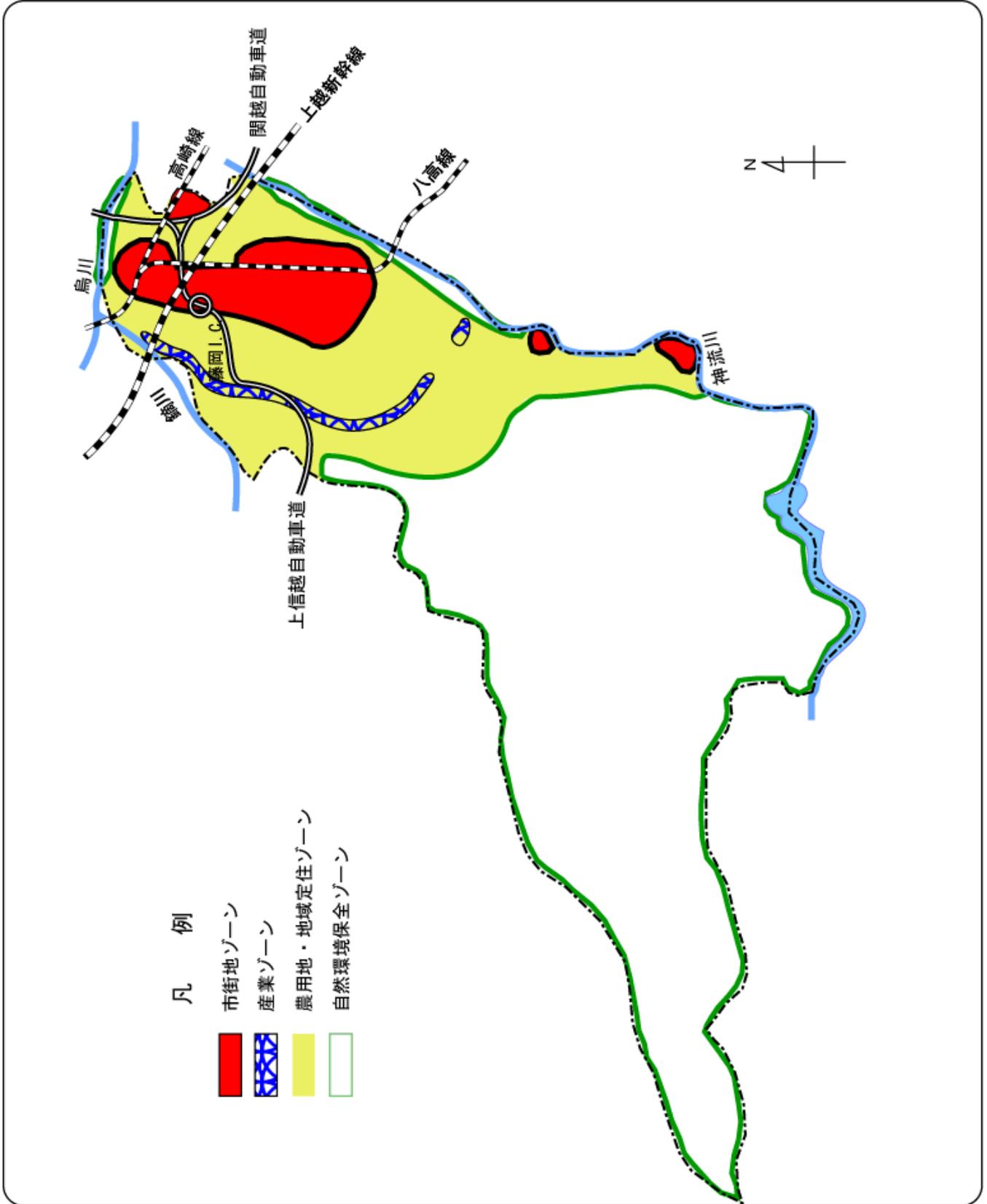
### ①山林地域

緑豊かな山林の保全と多彩な生態系の保護に努め、生産基盤の整備と林業の振興を図るとともに、休養・保養のできる施設の整備・充実を図り、レクリエーション・交流のゾーンとして活用していきます。

### ②親水地域

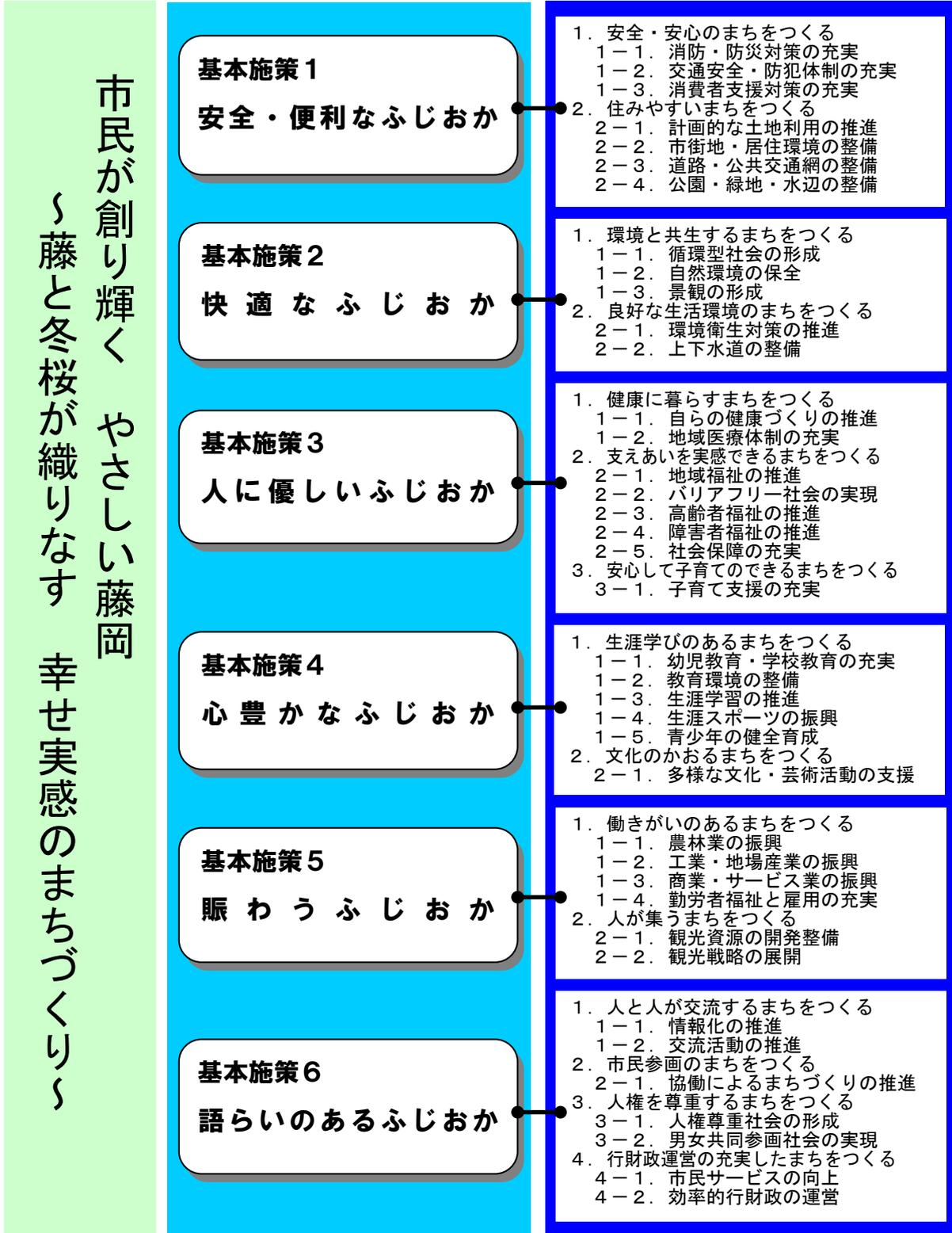
河川やダム流域一帯を親水とやすらぎ、保養の地域と位置づけ、国の名勝及び天然記念物の三波石峡や神流湖（下久保ダム）の湖面利用をはじめ、水辺の公園や緑道などを整備し、うらおいとやすらぎのある環境の創出に努めます。

ゾーニング図



# 第3章 施策の大綱

6つの基本施策により、行うべき施策の体系を「施策の大綱」としてまとめ、まちづくりを展開していきます。



## 基本施策 1 安全・便利なふじおか

### 1. 安全・安心のまちをつくる

#### 1-1. 消防・防災対策の充実

過去の災害による被害の教訓を防災活動全般に生かすとともに、地震をはじめ、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを市一体となって総合的に進めます。

このため、広域消防・救急活動能力の向上や消防設備の計画的更新を図るとともに、消防団活動の活性化、避難施設の整備・充実に努めるなど、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、地域防災計画に基づき、公共施設の耐震改修をはじめ、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、防災意識の高揚や自主防災組織の育成、災害時の情報連絡体制の整備、各種資機材の備蓄に努めます。

さらに、国・県と連携しつつ、治山・治水の推進、地滑り対策に努めます。

加えて、世界各地でテロや有事が多発する中、武力攻撃などの緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

#### 1-2. 交通安全・防犯体制の充実

日常生活圏の広がりなどにより自動車交通量がますます増加傾向にある中で、高速交通の結節点にあるまちとして、警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進するとともに、危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に行い、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化の傾向を踏まえ、警察や防犯協会などの関係機関、団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、市民の防犯意識の高揚及び自主的な地域安全活動を促進していくとともに、防犯灯などの防犯施設の整備を計画的に進め、犯罪のない明るい地域社会の形成を進めます。

#### 1-3. 消費者支援対策の充実

訪問販売や通信販売、インターネット販売など多様な販売形態が出現し、購買・決済手段が複雑多様化する中で、消費者の権利を守り、トラブルを未然に

防止するため、関係機関と連携しながら、出前講座をはじめ、消費者教育・啓発や情報提供などを推進するとともに、相談体制の充実や消費者団体活動の促進に努め、自立する消費者の育成を進めます。

## 2. 住みやすいまちをつくる

### 2-1. 計画的な土地利用の推進

将来にわたって限られた貴重な資源である土地の高度かつ有効な利用を図るため、広域高速交通網の整備による地域全体の広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化を的確に見通し、市民の積極的参画のもと、「土地利用の基本方針」に基づいた市としての土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画）を策定します。

また、これら土地利用関連計画、関連法、条例などについての周知を図るとともに、その一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

### 2-2. 市街地・居住環境の整備

環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、全市的な検討による市街地整備体制の確立及び気運の醸成のもと、道路、公園、公共下水道などの都市基盤整備を進めるとともに、土地区画整理事業の導入などにより良好な環境の市街地の形成を進めます。

また、行政拠点機能をはじめ、交通・情報拠点機能、商業・業務機能、教育・文化機能をはじめとする多様な都市拠点機能の誘導・集積を進め、賑わいと活気あふれる市街地の形成を進めます。

さらに、定住の促進と快適な居住環境づくりに向け、居住系市街地の計画的な整備・拡充や住宅用地の造成などによる新たな住宅地の形成を進めるとともに、既存住宅地も含め、適切な開発指導を行いながら、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設の誘導及び美しい街並みづくりを促進します。

大地震時の市民の生命や財産を守るために、住宅や建築物の耐震化を促進します。また、公営住宅については、「既存公営住宅状況調査」に基づき、住宅の建て替え、改善を計画的に進めます。

### 2-3. 道路・公共交通網の整備

新たな時代の交流拠点にふさわしい道路基盤づくりに向け、周辺市町村や関越自動車道及び上信越自動車道へのアクセスの向上、本市内の各地域間の連携強化、安全性・利便性の一層の向上など、本市の発展方向を的確に見据え、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請し、本市の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進します。

また、これら広域幹線道路網との連携や機能分担に留意しながら、都市計画道路や幹線市道、身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

道路整備にあたっては、渋滞交差点の解消、交通安全施設の整備及び環境・景観・防災・福祉面にも配慮した、安全でうるおいのある道づくりに努めます。

公共交通については、鉄道の利便性の向上を図るとともに、駅周辺整備に努めます。

また、バス路線の充実や路線バスの運行の見直しを図るとともに、代替バスの運行についてもその継続に努めます。

さらに、ハイウェイオアシスららん藤岡の高速バス駐車場の機能充実に努めます。

### 2-4. 公園・緑地・水辺の整備

市民の交流・いこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めるとともに、市外の人々との交流も見据え、湖をはじめ、森林資源などを活用した、観光・交流機能もあわせ持った特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。

また、これら公園・緑地・水辺などのネットワーク化や市民総参加による緑化の促進に努め、本市ならではの地域資源を生かした緑のうるおいある環境づくりを進めます。

さらに、安全に配慮した河川・水路の整備を進めます。

## 基本施策2 快適なふじおか

### 1. 環境と共生するまちをつくる

#### 1-1. 循環型社会の形成

年々増加傾向にあるごみについては、ごみの排出動向に即し、廃棄物・リサイクル関連法に基づき、今後ともごみ処理体制の充実に努めます。

また、分別排出の徹底を図るための啓発活動を積極的に行いながら、自主的な発生抑制・再使用・再生利用によるごみの減量化、廃棄物の適正処理を行い、循環型社会の構築を目指します。

さらに、ごみ処理施設の老朽化対策では、群馬県の廃棄物処理広域化計画及び市民ニーズを十分に踏まえながら新たな廃棄物処理施設設置計画の検討を行います。

#### 1-2. 自然環境の保全

美しく豊かな自然環境・景観の保全や快適性を求める市民ニーズ、地球環境の保全や循環型社会の形成などの社会的要請に対応し、快適で良好な環境の保全を推進します。

このため、全市的な環境の保全・創造に関する環境基本計画の見直しを行い、新エネルギー、省エネルギー、地球温暖化などの環境保全対策の推進をはじめ、本市の豊かな自然環境とそこに展開される多様な生態系の保全に努めます。

また、市民生活に影響する生活環境問題や地球環境問題への対応、さらには学校教育における環境教育の推進や市民一人一人の自主的な保全活動の促進などを行い、快適な環境づくりを進めます。

#### 1-3. 景観の形成

本市の特徴となっている各地域の個性ある美しい自然景観を生かし、地域に調和したサインの整備をはじめ、景観重視のまちづくりを進めるとともに、市民参画のもと、美しい都市景観づくりのため統一した街並みの形成や沿道植栽などの生活空間の美化、自然と親しむ空間の整備などを推進します。

## 2. 良好な生活環境のまちをつくる

### 2-1. 環境衛生対策の推進

身近な生活環境の向上を図るため、環境衛生についての意識の高揚に努めます。

また、快適で魅力ある地域を創造するためには、市民の主体的な環境美化、環境衛生活動が不可欠です。このため、市民と行政が協働して環境衛生体制を強化し、感染症の予防対策、動物愛護の推進や適正飼育の啓発を図るとともに、不法投棄の防止に努めます。

し尿処理については、下水道事業との整合性に留意しながら、今後ともし尿処理体制の充実に努めます。

さらに、家庭雑排水処理については、合併処理浄化槽の普及、特定地域生活排水処理事業の推進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

### 2-2. 上下水道の整備

市民の日常生活に欠かせない上水道については、施設の老朽化・耐震化への対応や、水源の確保を図りながら、各種水道施設、簡易水道、小水道の整備を計画的に進めるとともに、未普及地域の解消、水質管理体制の強化、水道事業の健全運営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

また、公衆衛生の向上と美しい水環境を維持するため、公共下水道事業を積極的に進めていくとともに、下水道事業の健全運営に努め、下水道への接続の促進及び効率的な施設の維持管理を図ります。

## 基本施策3 人に優しいふじおか

### 1. 健康に暮らすまちをつくる

#### 1-1. 自らの健康づくりの推進

すべての人が健康寿命をのばし、いきいきと幸せに暮らせるよう、健康増進計画のもと、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設・農林など様々な分野の相互の連携を強化し、市民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりを総合的に促進するとともに、これら健康づくりの環境を整備します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための母子保健の充実をはじめ、生活習慣病予防・介護予防に重点を置いた老人保健の充実、精神保健・難病・感染症対策の充実、歯科保健や予防接種の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

#### 1-2. 地域医療体制の充実

ますます高度化、多様化する医療ニーズに対応し、二つの公立病院の一体的運営の検討と、地域の特色ある病院として、機能分担と医療体制の整備・充実を進めます。

また、高度化する救急・救助活動への対応、休日・夜間の医療体制の充実を図り、医療機関との連携を強化して地域医療体制の強化・ネットワーク化に努めます。

### 2. 支えあいを実感できるまちをつくる

#### 2-1. 地域福祉の推進

就業構造や社会環境、家族形態の変化などにより地域で互いに支えあう機能が低下しつつある中で、すべての市民が地域で支えあい助けあいながらともに生きることができる優しい地域づくりを目指し、地域福祉計画策定のもと、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPOなどの福祉活動を積極的に育成・支援していきます。

また、福祉教育や啓発活動を通じた市民の福祉意識の高揚及び相互支援精神の定着、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近なコミュニティに

おける福祉体制づくりを図り、市民総参加の地域福祉体制の確立と環境整備に努めます。

## 2-2. バリアフリー社会の実現

すべての人に優しい地域づくりの発想であるユニバーサルデザイン（誰もが使いやすいデザイン）の視点に立って、バリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、障害のある人、高齢者、子どもの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

## 2-3. 高齢者福祉の推進

自立した高齢者の活動をより活発にするため、高齢者が、知識・技術・経験を生かしていきいきと働き、活動し、ともに支えあう仕組みをつくり、健康で豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

また、地域包括支援センターを核とした地域支援事業を効果的に推進し、予防重視型システムの定着を進めていくとともに、要支援認定者を対象とした介護予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付などを実施します。

また、寝たきり、認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援や高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

さらに、これらの各種施策・サービスの提供基盤を強化するため、民間も含めて高齢者関連施設の整備・確保を進めるほか、介護保険に関わる事務や啓発・相談体制の充実、民間事業者との連携強化、必要な人材の確保などを進めます。

## 2-4. 障害者福祉の推進

精神障害者や難病患者も含めた障害のある人の「完全参加と平等」の実現のため、障害のある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーション（誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の一層の浸透を図るとともに、介護や訓練などの給付の実施や、地域生活支援事業の推進など、新

たな事業体系に基づく障害福祉サービスの提供を図ります。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりなど、あらゆる分野で障害のある人に配慮した施策の推進に努めます。

## 2-5. 社会保障の充実

市民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

また、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実などを通じて制度への理解と認識を深めていきます。

さらに、低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度などの適切な運用に努めます。

## 3. 安心して子育てのできるまちをつくる

### 3-1. 子育て支援の充実

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って育て、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

このため、多様化する保育ニーズに即した保育サービスの充実、放課後児童対策の充実、地域での子育て支援サービスの充実、さらには子育て中の不安を解消するための子育て相談や母子保健の充実、要支援児童への対応などの施策を推進します。

## 基本施策4 心豊かなふじおか

### 1. 生涯学びのあるまちをつくる

#### 1-1. 幼児教育・学校教育の充実

次代を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身ともにたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。

義務教育においては、「総合的な学習の時間」などを活用しながら、基礎・基本の確実な定着をはじめ、本市の自然や歴史、風土、地域の人材などを生かした特色ある教育、特色ある学校づくりに努めます。

また、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題や社会変化に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

#### 1-2. 教育環境の整備

学校施設においては、地域の特色を生かし、快適で安全な教育環境で学べるように耐震性の強化や老朽化への対応、安全管理の強化、新たな教育内容への対応などを総合的に勘案し、計画的に学校施設・設備の整備を進めます。

また、教育の課題や特色ある学校づくりに対応した教育条件の整備、学校給食の充実・施設の整備、食育の推進、高校・高等教育の振興など、総合的な教育環境の整備に努めます。

#### 1-3. 生涯学習の推進

市民一人一人が生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その成果が適切に評価され、本市のまちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、生涯学習推進体制のもと、本市教育行政・生涯学習の中核となる施設の整備を図るとともに、公民館や図書館などの施設環境の充実に努めます。

また、指導者やボランティアなどの人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備などを図り生涯学習の基盤整備を進めるとともに、市民ニーズや本市の地域特性に即した特色ある学習プログラムの

整備を進め、学習機会の充実に努めます。

#### 1-4. 生涯スポーツの振興

市民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤としてスポーツを生活の中に定着させることができるよう、スポーツ活動の推進、既存スポーツ施設の有効活用及び管理運営体制の充実に努めるとともに、スポーツ施設の整備を図ります。

また、各種スポーツ団体・クラブの支援や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツに関する情報提供、総合型地域スポーツクラブの設立など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の拡充に努めます。

#### 1-5. 青少年の健全育成

社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる様々な問題が表面化している中、青少年が心身ともにたくましく、次代の担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、行政の相互の連携を強化し、一体的な体制整備を図ります。

この体制のもと、非行の防止や環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動やボランティア活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。

## 2. 文化のかおるまちをつくる

#### 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

うるおいのある豊かな市民生活を確保するとともに、個性的な文化の継承・創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援を通じて市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果の発表機会の拡充、指導者の育成・確保に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、市内に存在する貴重かつ多様な文化的資産、芸能、行事などの調査と保存・活用を進め、より多くの人々が地域の歴史や文化にふれられる機会の提供と施設整備に努めます。

さらに、地域文化の振興と市の一体感醸成に向けて、イベントの開催や地域文化振興に資する事業などの開催に取り組みます。

## 基本施策5 賑わうふじおか

### 1. 働きがいのあるまちをつくる

#### 1-1. 農林業の振興

高い生産性を誇る農業を確立するために、農業後継者の減少や兼業化、農地の遊休化などの問題が進む中、認定農業者の育成や後継者の確保・育成、新規就農者の確保・育成をはじめ、農地の集約化、生産基盤の一層の充実を図ります。

また、農業関連機関・団体や消費者グループとの提携の促進、加工食品の開発など付加価値の高い営農類型への移行、一層のブランド銘柄や地域特産物の確立、加工・流通体制の充実などを促進します。

さらに、環境と調和した循環型農業の促進をはじめ、「地産地消」の視点に立った特産物の販売や、農業・農村体験を通じた都市との交流による農業の展開を促進し、新たな時代に即した魅力ある農業の実現と農業の持つ多面的な機能の活用に努めます。

本市の総面積の約58%を占め、群馬県の三大林業地帯の一つでもある広い森林を活用した林業については、木材価格の低迷や担い手不足などにより厳しい状況が続く中、森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道・作業道の整備など林業生産基盤の充実を進めるとともに、林業関係者の合意形成のもと、森林組合を中心とした合理的、効率的な森林施業を促進します。

水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めるほか、県産材センターとの連携のもと、住宅などへの地元産材の活用、森林・林業体験や環境学習、森林浴の場として活用し、森林空間の総合的利用を図ります。

#### 1-2. 工業・地場産業の振興

本市の工業については、景気の低迷や経済のグローバル化に伴う諸問題が表面化する中、工業支援・研究開発体制の整備のもと、経営指導や制度資金の活用をはじめ、異業種間交流や産学官交流の促進、新技術・新製品の開発支援などを進め、既存企業の経営の合理化及び技術力の向上、新規事業の展開などを促進します。

また、藤岡インターチェンジの立地特性を生かし、流通・工業団地の整備を進め、付加価値の高い環境と共生する優良企業の誘致を推進します。

さらに、農業と連携した加工食品などの開発をはじめ、伝統的な地場産業については、後継者の育成や新製品の開発、観光との連携強化、PR活動などを積極的に促進し、その育成・振興に努めます。

### 1-3. 商業・サービス業の振興

本市の商業については、購買力の流出などもみられ、厳しい状況も一部にあります。車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化、販売競争の激化などの商業環境の変化に対応できるよう、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の整備のもと、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、情報通信技術の進展に即した販売展開、魅力あるイベントの開催などを促進するとともに、市街地整備などと連動した商店街の環境・景観整備に努め、人々が賑わう場の再生と創造を進めます。

また、高齢化の進行や女性の社会進出など、社会・経済情勢の変化に即した生活支援サービスや余暇関連サービスなど、サービス業の育成・振興に努めるほか、地元団体や市民自らが社会サービスの提供や商品販売などを行う地域密着型事業活動であるコミュニティビジネスの形成を促進します。

### 1-4. 勤労者福祉と雇用の充実

労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進するほか、福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者がゆとりを持って健康で快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

また、市民の雇用の場の確保と雇用の安定に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の確保・拡充に努めるほか、藤岡公共職業安定所など関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供、時代の変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、女性や高齢者、障害のある人の雇用を促進します。

## 2. 人が集うまちをつくる

### 2-1. 観光資源の開発整備

高速交通網が充実し、国指定名勝及び天然記念物の桜山公園の冬桜や三波石峡をはじめ、ふじの咲く丘公園、ららん藤岡、スポーツ観光施設、温泉、湖など数多くの貴重な観光資源を有し、多くの入込みを持つ本市の観光については、多様化、個性化が進む観光ニーズに応えられる通年滞在型、体験・参加型の一大観光地の形成に向け、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めるとともに、本市の特色を生かした新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートの整備を進めます。

### 2-2. 観光戦略の展開

特色ある観光・交流イベントの開催、観光PR活動の強化、統一デザインによる観光案内板の整備、歴史と伝統ある本市ならではの文化観光の展開、さらには農林業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備など、多面的な取り組みを推進します。

## 基本施策6 語らいのあるふじおか

### 1. 人と人が交流するまちをつくる

#### 1-1. 情報化の推進

情報通信技術が日常生活に身近なものとなり、高度情報化が一層進展する中、市民満足度の向上と地域社会の振興に向け、広域的な整備動向を踏まえながら、本市にふさわしい情報化について研究を進め、ユビキタスネット社会（いつでも、どこでも、誰もが簡単に情報ネットワークにアクセスできる社会）に対応する高速通信基盤の一体的整備・確保や、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、本市全体の情報化及び電子自治体の構築を進めます。

また、これらを利用・運用する市民や職員の教育・研修を積極的に推進します。

#### 1-2. 交流活動の推進

中国江陰市こういんとの友好都市提携など、これまでの交流の歴史と経験を生かして、国際化の一層の進展に対応し、外国語教育、外国語講座の充実や、国際感覚あふれる人材の育成を進めるとともに、国際交流組織の育成強化など市一体となった国際交流推進体制の整備のもと、国際協力活動の促進、外国人住民との交流の促進に努めます。

また、あらゆる分野で外国人が暮らしやすく行動しやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

さらに、優れた自然や貴重な歴史、文化、産業などの地域特性・資源を生かしながら、石川県羽咋市はくいをはじめ、他市区町村や学校などとの交流活動を展開するとともに、交流拠点施設を確保し、本市の活性化や市民生活の向上に役立てます。

## 2. 市民参画のまちをつくる

### 2-1. 協働によるまちづくりの推進

市民参画・協働のまちづくりが一層活発に進められるよう、市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、市ホームページや広報ふじおかななどを充実し情報の共有を図るとともに、多くの機会をとらえて各種行政施策の策定・実施・評価などに、市民の参画、民間の参入を促進します。

また、新たな時代の市民自治のまちづくり、地域からの創意と工夫によるまちづくりを推進するため、多様な市民団体・ボランティア・NPOの育成と支援、身近な活動拠点の環境づくりを進め、自立したまちづくりが展開できる新時代のコミュニティ形成を促進します。

## 3. 人権を尊重するまちをつくる

### 3-1. 人権尊重社会の形成

女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人などへの差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する市民一人一人の理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

### 3-2. 男女共同参画社会の実現

男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができるよう、市民の意識啓発や学習機会の拡充をはじめ、政策・方針決定の場への共同参画、自分らしい多様な生き方が選択できる環境・条件の整備、あらゆる暴力の根絶、子育て環境の整備などを進め、男女共同参画社会の形成に努めます。

## 4. 行財政運営の充実したまちをつくる

### 4-1. 市民サービスの向上

質の高い市民サービスを効率的、効果的に提供できるよう、人材育成推進計画の策定・推進による職員の資質向上や、行政改革大綱による行政の効率・簡素化、定員適正化計画による計画的な定員管理を図るとともに、行政ニーズに応じた弾力的な人員配置と組織・機構の効率化に努めます。

### 4-2. 効率的行財政の運営

地方分権が進展する中で、自己決定・自己責任を基本に、個性的で自律した自治体経営の確立を積極的に推進するとともに、行政改革大綱に基づき、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入などを計画的に進めます。

中・長期的な財政状況を展望しつつ、自主財源の確保・拡充に努めるとともに、すべての分野にわたる経費の節減合理化やバランスシートなどの財政分析・評価を導入し、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果をあげる計画的、効率的な財政運営を推進します。

また、多野藤岡広域市町村圏をはじめ、高崎都市圏や県央拠点都市地域などの周辺自治体との連携強化のもと、効率的な広域行政を推進します。



## 第3部 基本計画



## 目標指標（ベンチマーク）について

本市には、今後進めていかなければならない課題が各分野にあります。

しかし、これらの課題に対応するための財源や人、施設などの行政資源は限られています。そこで、これらの行政資源を有効に活用するとともに、市民にわかりやすい行政運営を行うための方策として、総合計画に「行政評価」の考え方を導入します。この考え方により、施策の目標を施策項目ごとに数値などで示し（目標指標：ベンチマーク）、市民を起点とした、成果重視といった視点からこの基本計画を作成し、これを基軸に市政を推進します。

### ○指標の名称

施策が目指す市の姿の達成度を計る指標です。

### ○基準

指標の基準となる数値です。原則として平成18年度末現在または平成18年度の数値を使用していますが、それ以外のものについては、その旨を（注：）として示しています。

### ○目標

指標の目標年度の目指すべき数値です。統計データやアンケート調査などから取得します。

指標の種類により、次の3つのパターンがあります。

#### ①方向性や満足度を矢印で示すパターン

「」…数値の増加を目指すことを表す

「」…数値の減少を目指すことを表す

#### ②具体的な数値で目標を示すパターン

#### ③今後の推移を見ていき、適当な時期に基準を設定するパターン

「—」で表す



## 基本施策1

# 第1章 安全・便利なふじおか

## 1. 安全・安心のまちをつくる

### 1-1. 消防・防災対策の充実

#### 目標と方針

地震をはじめ、火災や風水害などの災害、事故や急病などの救急時に安心して暮らせるまちづくりに努めます。

また、山地・河川災害防止のため治山・治水対策を実施します。

#### 現況と課題

本市の常備消防体制は、多野藤岡1市2町1村の広域組合で構成し、1本部2署2分署2出張所で運用されており、市町村合併に伴い暫定的に高崎市から新町地区の委託を受けています。

複雑多様化、大規模化する災害に対応できる相互支援体制の確立が急務となり、関係機関との連携による広域消防体制の強化が必要です。

また、消防庁舎や通信指令施設などの施設や設備の更新、消防無線のデジタル化への対応などが課題です。

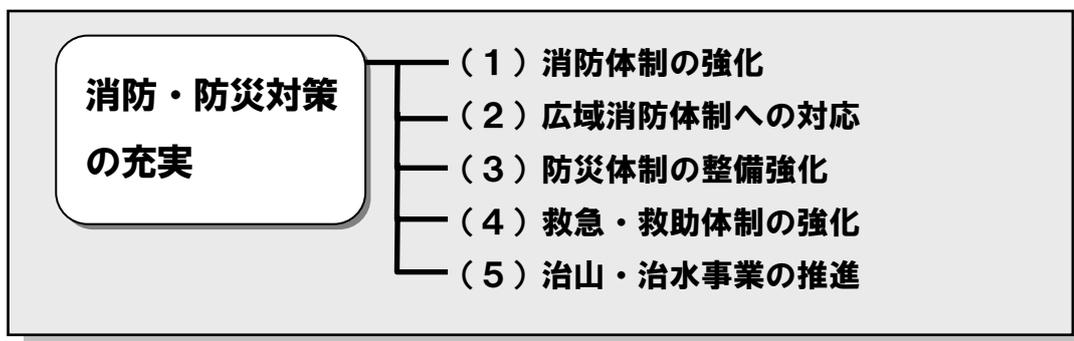
市消防団は、機動性と精鋭力のある配備体制を基本に、人材・機材の充実を図り、常備消防との連携による地域性のある消防団活動を実施し、本市の消防力の一翼を担っていますが、団員の確保が課題です。

さらに、都市化の進展、高齢社会の到来などにより地域の連帯意識の希薄化、防災能力の低下が懸念される中で、市民、事業所などが一体となって地域社会を守る防災体制を確立することが重要です。

複雑多様化する救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救命率を高めるために、救急医療機関との連携強化や高規格救急車両の充実、高度な専門知識などを有する救急隊員の育成が必要です。加えて、現場における救命処置が効果を発揮できるよう、市民の普通救命講習受講を促進することが必要です。

地域の人々が安心して暮らせる健全な森林をつくるために欠かせない治山事業を、今後も県と連携して推進し、山地災害を防止することが必要です。また、河川の氾濫を防止する治水対策についても、推進することが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 消防体制の強化

#### ①常備消防力の充実強化

建築物の高層化、危険物施設の増加などに伴い、火災の複雑化・多様化に対応した消防車両、設備・器具などの整備・充実及び適切な人員配置と隊員の精鋭化を図り、署所の適正配置を検討し、消防庁舎などの設備充実を計画的に進めます。

#### ②地域消防体制の充実

消防団詰所の整備や消防車両の更新を進めるとともに、各種訓練の実施や消防団活性化対策の推進により、地域に密着した消防団機能の充実と団員の確保を図ります。

#### ③消防水利の整備

耐震型防火水槽、消火栓などの計画的配置と自然水利、指定水利の両面から総合的に消防水利の強化を図ります。

### (2) 広域消防体制への対応

無線のデジタル化への対応を含め、今後、より一層の広域化が予測されるため、県や近隣市町村との連携を密にしながら、消防救急体制の整備や予防行政などを推進します。

### (3) 防災体制の整備強化

#### ①防災体制の整備

ハザードマップなどを作成し、防災意識・知識の啓発普及に努めます。

また、武力攻撃、テロなどの人為的災害に対しては、避難実施要領を作成し、避難訓練を実施するなど意識の高揚を図ります。

なお、広範囲の災害を想定し、電子メールを利用した情報発信を検討します。

## ②防災システムの確保

地震、火災時の安全確保のため、地域防災計画に基づく避難場所とあわせ、計画されている近隣公園などを1次避難地とし、都市基幹公園を最終避難地とします。

また、既存の工業地域と新設の工業団地に緩衝緑地の整備を促進します。

## ③自主防災組織の充実強化

地域ごとに情報伝達、避難訓練を実施し、災害時の被害防止と軽減を図れるよう、組織の充実強化を図ります。

## (4) 救急・救助体制の強化

### ①救急・救助体制の整備・充実

高度化する救急・救助活動に対応するため、高規格救急車両の増強に努め、救命隊員の資質の向上を図ります。

また、救助活動を迅速に行うため、救助工作車、救助用資機材の充実を図ります。

### ②医療機関との連携の強化

救急体制の充実を図るため、救急指定病院との連携強化を図り、迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。

### ③救命知識の普及指導

傷病者の救命率を向上させるため、市民に対する普通救命講習などを積極的に推進し、応急手当の正しい知識と技術の普及指導に努めます。

## (5) 治山・治水事業の推進

地滑り工やダム工、森林整備などの治山事業を推進し、山地災害の防止に努めるとともに、治水対策事業を推進します。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
火災発生件数	火災発生件数	件	46		30
自主防災組織率	行政区のうち自主防災組織 ができた割合	%	83.0		100.0

## 1-2. 交通安全・防犯体制の充実

### 目標と方針

幼児から高齢者までの交通安全教育の推進をはじめ、交通マナーの向上、交通安全施設の整備などに努め、交通事故のないまちづくりを目指します。

安全・安心な暮らしの確保に向け、市民の防犯意識の高揚及び自主的な防犯・地域安全活動の促進に努めます。

### 現況と課題

全国的に交通事故が多発する中、本市では、歩道やガードレールの整備など安全な道路環境づくりを進めるとともに、関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めています。

市内には、関越自動車道と上信越自動車道が横断しており、藤岡インターチェンジを有していることもあって、交通量の増加や交通マナーの低下など、様々な要因により交通事故は依然として減少していません。

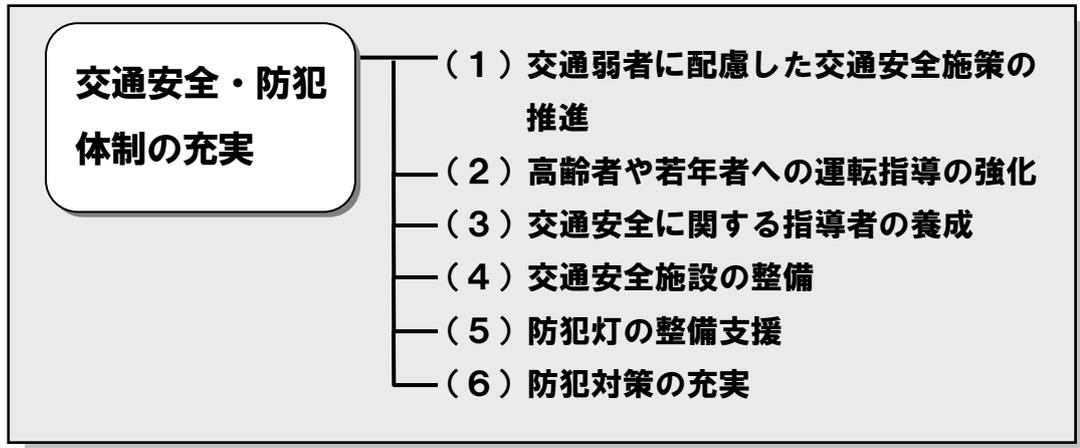
また、高齢社会を反映して、高齢運転者は増加傾向にあり、高齢運転者自身が事故を起こすこともあるため、対策が必要です。

今後の交通量の一層の増加や高齢化の進行なども勘案し、交通安全教室の実施などによる交通安全意識の高揚や、通学路を中心とした交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化が必要です。

また、全国的に凶悪犯罪や若年者の犯罪が多発する中、犯罪からの安全の確保が大きな課題です。

本市では、関係機関・団体・ボランティアと連携し、各種の防犯・地域安全活動を展開していますが、少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪抑止力の低下が懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 交通弱者に配慮した交通安全施策の推進

道路におけるバリアフリー化の推進、交通弱者に配慮する運転や通行の啓発など、高齢者や子ども、障害のある人などの交通弱者が安心して通行できる環境の整備に努めます。

### (2) 高齢者や若年者への運転指導の強化

判断力や運動能力が鈍る高齢運転者や、経験の浅い若年運転者に対して、より実践的な指導に努めます。

### (3) 交通安全に関する指導者の養成

市民の中から指導者を養成し、各地域での交通安全推進体制の整備など、草の根的な交通安全運動を促進します。

### (4) 交通安全施設の整備

交通体系や交通情勢の変化に応じた、より効果的な交通安全施設の整備を進めます。

また、交通弱者の意見を取り入れ、危険箇所の把握とその改善に努めます。

### (5) 防犯灯の整備支援

夜間の犯罪防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置をさらに進めます。

### (6) 防犯対策の充実

関係機関・団体と連携しながら啓発活動を推進し、市民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの安全活動、通学路などでの子どもの見守り活動の促進に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
交通事故発生件数	交通人身事故の発生件数	件	599		
刑法犯認知件数	刑法犯の認知件数	件	996		
防犯灯設置数	防犯灯の設置累計数	基	3,975	4,100	4,300

注：「交通事故発生件数」及び「刑法犯認知件数」の基準は平成18年。

## 1-3. 消費者支援対策の充実

### 目標と方針

消費者被害の未然防止と相談・苦情処理体制の充実を図り、消費者の生活の安定と向上を目指します。

### 現況と課題

本市における消費生活相談件数の状況は、相談事業を開設した平成10年度は53件、平成18年度は600件と、著しく増加しています。

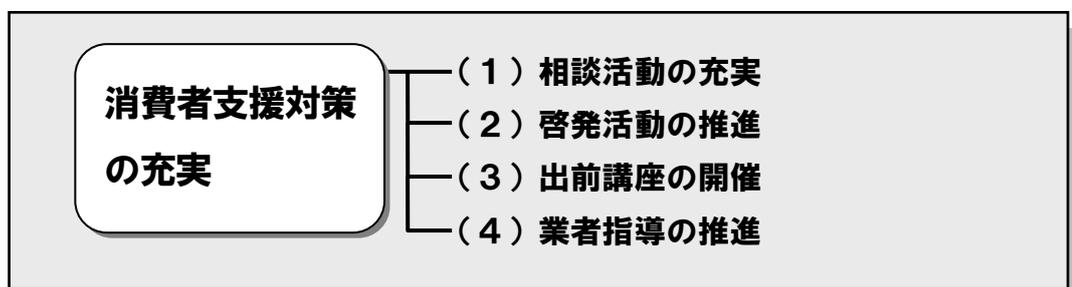
インターネットの利用増加や携帯電話の急激な普及など、消費者を取り巻く環境の変化により、新たな形の詐欺被害が多発するなど、消費者の被害問題はますます多様複雑化し、市民の消費生活相談に対するニーズが高まっていることを示しています。

本市では、市民からの相談に対応するため、相談員の人数を一人から二人にし、相談体制の強化を図っています。

また、広報紙への情報掲載、リーフレットの回覧や出前講座など、市民に対する啓発に努めています。

これらの取り組みに加え、消費者の権利擁護及び自立支援を図り、消費者支援対策を計画的、一体的に推進することが課題です。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 相談活動の充実

日々移り変わる相談内容に迅速に対応するため、国、県、他市などとのネットワークにより情報交換を行うとともに、共同して相談活動に取り組みます。

### (2) 啓発活動の推進

高度情報化や高齢化など社会環境の変化に伴い発生する新たな消費者被害を防ぐため、迅速な情報の提供や社会情勢に応じた市民への啓発活動を展開します。

また、最新の情報をより早く正確に消費者に伝えるため、ホームページの整備を進めます。

### (3) 出前講座の開催

年齢層に応じた出前講座などを積極的に展開し、消費者教育を推進します。

### (4) 業者指導の推進

国、県及び関係機関と連携して、迅速・適切な指導に努めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
消費生活相談件数	消費生活センターでの相談受付件数	件	600		

## 2. 住みやすいまちをつくる

### 2-1. 計画的な土地利用の推進

#### 目標と方針

美しい自然や農地などの緑豊かな環境の中で、生活環境や都市機能を充実させた賑わいと活力に満ちた都市をつくります。

土地利用計画などに活用するため、地籍調査を計画的に推進します。

#### 現況と課題

藤岡都市計画区域の市街地については、都市基盤整備の遅れている地区や低未利用地の存在している地区は、面的な都市基盤の整備を促進し、既成市街地については、生活環境の向上と宅地利用の増進を図り、ゆとりある居住環境の形成を図ることが必要です。

商業・業務拠点については、市街化区域内の商業地域、近隣商業地域などの中心市街地の整備を進め、コンパクトなまちづくりを進める一方で、国道17号、国道254号、県道前橋長瀬線沿線（藤岡インターチェンジ周辺を含む。）においては、幹線道路沿線の利便性を生かして業務施設、沿道型商業・サービス施設や物流関連施設などの土地利用への誘導を図ることが求められます。特に、国道254号、県道前橋長瀬線沿線の市街化区域隣接地については、中心市街地の商業ゾーンとの連携も可能なことから、大規模集客施設や沿道型商業の土地利用への誘導を図り、商業系市街化区域編入を目指すことが必要です。

工業専用地域には工場立地が進み、未利用地が少なくなったことから、適地を選定して市街化区域編入を行い、工業専用地域に指定して新たな工業団地を造成し、企業誘致を図ることが必要です。

市街化調整区域は、居住環境と営農環境が調和した土地利用を図りつつ、居住環境の改善を目的とした生活基盤整備を推進することが必要です。特に、線引き後20年を経過し、人口の減少により地域コミュニティの維持に支障をきたしている地区においては、人口回復の誘導策を図ることが必要であり、定住人口増加策の検討が重要です。

鬼石都市計画区域は、鬼石地区と浄法寺地区を中心に極めて少ない平坦地に形成され、明確な土地利用区分がないため、住宅地の適切な環境が維持されず、用途混在などが起こっていることから、自然や景観に調和した良好な居住環境の整備を図ること

が必要です。

また、高齢化と過疎化が顕著なことから、コンパクトなまちづくりを進め、市街地への定住促進を図りつつ、人に優しい都市整備を図ることが求められます。

都市計画区域外については、自然環境保全ゾーンとして維持する必要があります。

地籍調査については、本市の面積 18,009ha のうち、完了している面積は、日野・高山地区を除く旧藤岡市の 5,312ha で、実施率は 29.5%となっており、未実施地区の地籍調査を推進する必要があります。

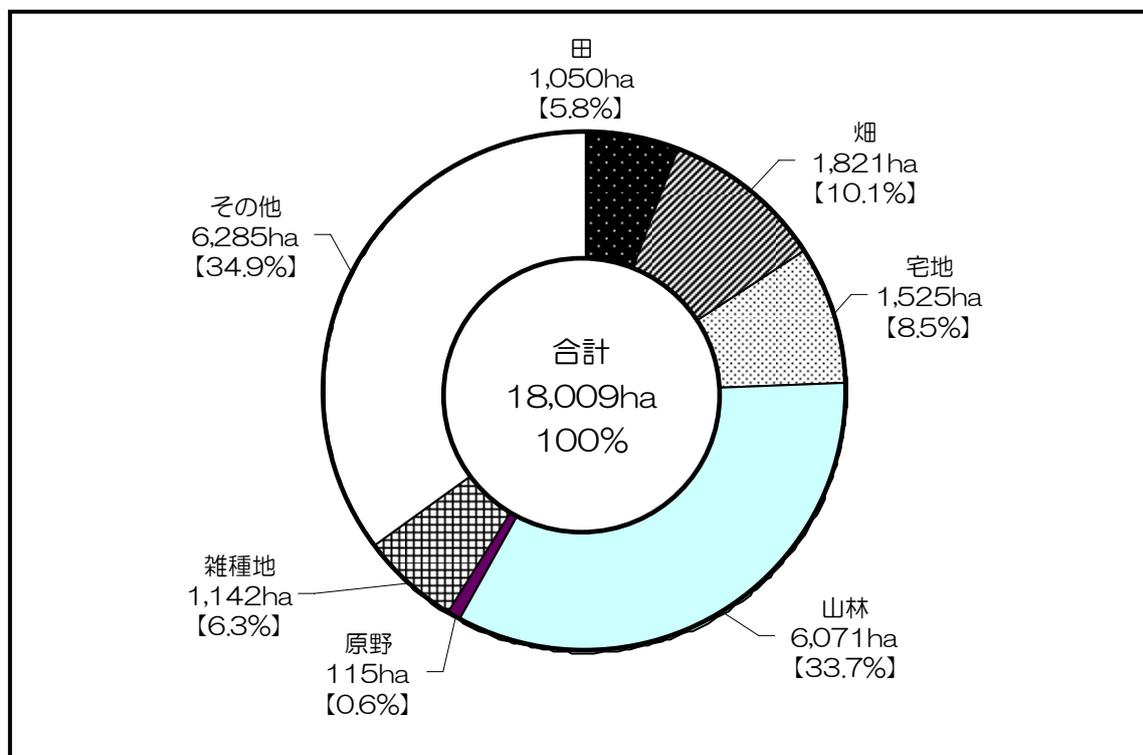
### 都市計画区域の状況

(単位：ha)

総面積	都市計画区域			都市計画区域外
	藤岡都市計画区域		鬼石都市計画区域 (非線引)	
	市街化区域 (用途地域)	市街化調整区域		
18,009	807	4,638	357	12,207

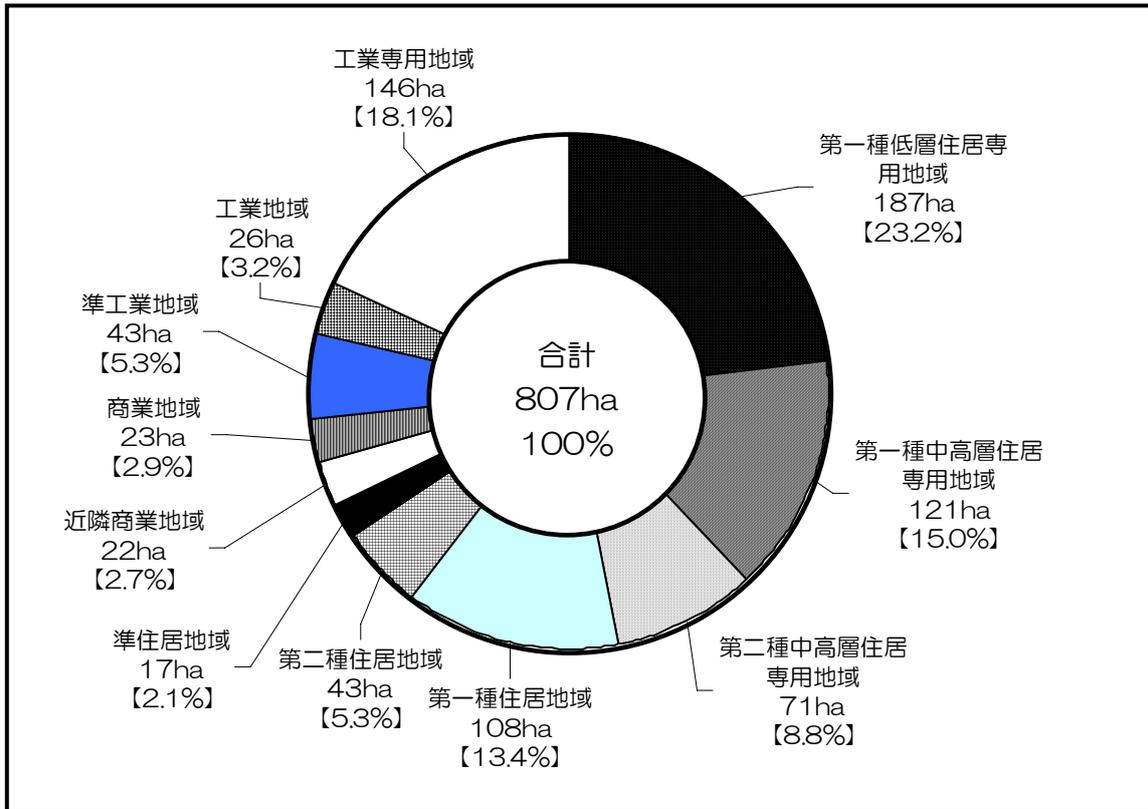
注：平成19年4月1日現在。

### 土地利用の状況



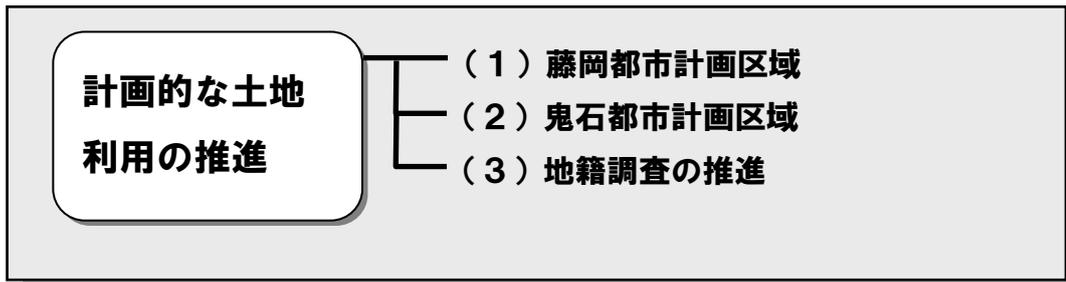
注：平成19年1月1日現在。四捨五入の関係で、合計が100%にならない。

用途地域の状況（市街化区域）



注：平成19年4月1日現在。

施策の体系



施策の内容

(1) 藤岡都市計画区域

①市街地

藤岡地区の市街地については、高齢社会を迎え、コンパクトなまちづくりを目指しますが、車社会にも対応しつつ、道路など都市基盤の整備を図ります。

北藤岡駅周辺地区は、土地区画整理事業による都市基盤整備を進めます。

岡之郷下郷地区は、都市基盤の整備が遅れているため、面的整備を含めて整備手法を検討し進めます。

#### ②商業、業務拠点地域

商業、業務拠点については、中心市街地の整備にあたり、既存の用途により規制誘導を図ります。

また、都市計画法の改正により市街化調整区域への大規模集客施設の立地が不可能となったことから、国道254号、県道前橋長瀬線沿線の市街化区域隣接地で大規模集客施設立地可能地のうち、土地利用が変わることが明らかな場所について線引き見直しを行い、市街化区域編入を図ります。

藤岡インターチェンジ周辺地域については、ららん藤岡と相乗効果がある施設の整備を検討し、地域特性を生かした産業交流拠点として、市街化区域編入を図ります。

#### ③工業専用地域

工業専用地域については、適地を選定して新たに工業専用地域として市街化区域に編入し、工業団地を造成して企業誘致を図ります。

#### ④市街化調整区域

市街化調整区域については、居住環境と営農環境が調和した土地利用を図りつつ、地域コミュニティの回復を目的とした定住人口の増加を図るために、大規模指定既存集落の指定、市街化調整区域内の自己用住宅の開発許可、市街化調整区域の地区計画などの制度を適用して進めます。

### (2) 鬼石都市計画区域

鬼石都市計画区域については、狭い区域に営農用地、住宅地、商業用地、工場用地が混在し土地利用に混乱をきたしているため、必要に応じて用途地域の指定を行い土地利用の規制誘導を図ります。

### (3) 地籍調査の推進

道路改良や下水道整備などの社会資本整備、都市計画事業などにおける公共事業の円滑化や課税の適正化、境界紛争の未然防止に役立てるため、地籍調査を計画的に推進します。

目標指標（ベンチマーク）
--------------

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
市街化区域面積	市街化区域の面積	ha	807	↗	↗
市街化区域内人口	市街化区域内の人口	万人	2.4	↗	↗
地籍調査の進捗率	地籍調査が完了した割合	%	29.5	30.2	31.3

## 2-2. 市街地・居住環境の整備

### 目標と方針

中心市街地の賑わいと活気あふれる市街地の形成を目指すため、良好な環境づくりを進めます。

住宅の改善及び住みよい居住環境の整備を図ります。

### 現況と課題

藤岡地区の中心市街地は、生活基盤施設となる道路、公園、下水道などの整備が遅れた状況のまま、低未利用地の宅地開発が進展しています。そのため、幅員の狭い市道に宅地開発に伴う行き止まり道路が接続されるなど、利便性の低い道路網が形成されています。

北藤岡駅周辺地区は土地区画整理事業施行中であり、今後も継続して事業を実施して、都市基盤の整備とゆとりある居住環境の整備を図っていくことが必要です。

岡之郷下郷地区については、市街化区域編入後、都市基盤整備がなされないまま低未利用地の宅地開発が進展しており、幅員の狭い市道に袋地となった宅地開発がされて、良好な道路網が形成されていない状況にあります。

鬼石地区については、人口が減少傾向にあり、過疎化と高齢化が進行しています。

本市の中心市街地は、平成18年1月の合併により、藤岡市基本構想134ha（藤岡地区）のものと旧鬼石地区基本計画115haの2極があります。いずれの地区も、ここ数年の景気の低迷により、空き店舗が目立ち、後継者不足による消費者ニーズへの対応の立ち遅れや、各地で進展する大規模商業施設の郊外への出店の影響を受けて、まちの活性化に障害が現れている状況です。

藤岡地区は、市街地内の社会資本整備をはじめ、道路のバリアフリー化が進み、安心して歩けるまちとなりつつあり、商店街活性化のための各種イベントも新たに試行されています。

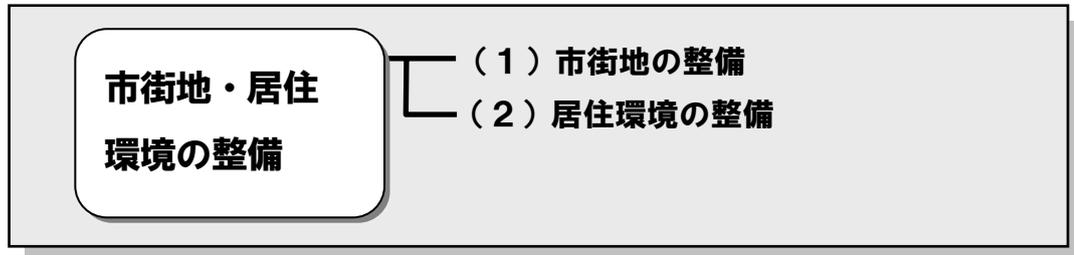
鬼石地区については多目的ホール・広場の整備が行われ、よりよいまちなかの環境づくりが進められました。今後は、大門通りを中心としたまちづくりが課題となりますが、市街地の社会資本整備も重要です。

この2極の中心市街地を活性化させるためには、ハード・ソフト両面の整備を十分検討することが必要です。

また、住みよいまちづくりのために、平成13年度に「藤岡市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」を策定し、建築基準法で定められている幅員4mの道路機

能を確保し、安全・安心で良好な住環境整備事業を実施しています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 市街地の整備

#### ① 中心市街地の整備

藤岡地区の中心市街地は、自動車を移動手段としなくても生活できるコンパクトなまちづくりを進めていますが、依然として自動車は重要な交通手段であるため、道路など都市基盤の整備を進める必要があり、面的整備、細街路網整備、道路後退要綱、宅地開発指導要綱による指導など様々な手法により整備を図ります。

#### ② 北藤岡駅周辺市街地の整備

北藤岡駅周辺市街地は、今後も土地区画整理事業を推進します。

#### ③ 岡之郷下郷市街地の整備

岡之郷下郷市街地は、面的整備、都市施設の整備事業により都市基盤の整備を行い、ゆとりある居住環境の整備を図ります。

#### ④ 鬼石市街地の整備

鬼石市街地は、人口が減少傾向にあり、過疎化と高齢化が進行しているため、公共施設の整備や商業施設などの立地を誘導し、徒歩で生活できるコンパクトな市街地整備を図ります。

#### ⑤ 中心市街地基本計画の策定

中心市街地の活性化を図るため、低未利用地の適正な活用施策などを盛り込んだ基本計画の策定を検討します。

また、藤岡地区・鬼石地区の両地区活性化のため、長期的視野に立ち、ハード・ソフト両面の事業を随時推進します。

#### ⑥ 市街地内の活性化事業の推進

市街地内の公共用地などの跡地利用をはじめ、社会資本整備が遅れている地区な

どについて関係機関と調整を行い、計画的な利用・整備を推進します。

⑦市街地活性化のためのソフト事業の実施支援

市民ニーズへの対応とともに、市街地整備への理解を得るため、まちなか再生などの講演会・イベントを開催するなど、市民と行政の協働による市街地活性化を目的にしたソフト事業の実施支援を検討します。

(2) 居住環境の整備

①建築協定などの活用

良好な環境を確保するために、建築協定などの制度を活用し、市民自らの手で住環境を維持、増進するよう誘導します。

②市営住宅事業

市営住宅の適正な管理と建て替えを進めるとともに、公営住宅法に定める耐用年数30年を経過した木造住宅は入居募集を停止し、災害時の倒壊の危険性を考慮し、計画的に解体除却します。その跡地については、建て替えにより運用する計画のない敷地の処分を検討します。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
市街地公園利用者数	都市公園の年間利用者数	人	424,138		700,000
土地区画整理事業施行面積	土地区画整理事業の施行済み・施行中面積の合計	ha	30.0		
建築協定締結地区数	市街地内で建築協定を締結した地区数	地区	1		

## 2-3. 道路・公共交通網の整備

### 目標と方針

道路基盤の充実に向け、周辺市町村や高速道路へのアクセスの向上を図るため、本市の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進するとともに、幹線道路及び生活道路の整備を進めます。

ハイウェイオアシスららん藤岡の高速バス駐車場の機能を充実させ、高速道路交通の拠点とします。

また、インターチェンジ周辺地区を含め、道路のネットワーク機能を強化します。路線バス、鉄道の利便性の向上を図ります。

### 現況と課題

都市計画道路整備の進捗状況については、都市計画決定が昭和32年にされてから数次にわたり決定され、現在23路線、57,270mとなっています。

平成18年度末の整備済延長は、16,760mで、整備率は29.3%であり、県内の平均整備率は39.9%となっています。

現在整備中の路線は、中上大塚線、小林立石線、北部環状線、前橋長瀬線の4路線で、早期完成を目指すとともに、他路線についても、市街地の形成に重要な幹線道路であり、道路網体系の確立を踏まえ、費用対効果の高い路線から優先的に必要な見直しを行いながら整備を進めていくことが必要です。

平成18年度末における市道の現況は、他市と比べて改良率・舗装率とも低く、道路環境は必ずしもよいとはいえないのが現状です。

今後は、幹線道路の整備を図り、地域間を結ぶ生活道路のネットワーク形成を進めることが課題です。

また、市街地及び市街地周辺における低未利用地の活用対策として、狭あい道路の解消を図るために生活道路を整備し、生活の向上と交通の利便を確保することが課題であるとともに、快適な道路環境の創出に向けて、車椅子などの通行に配慮した道路の段差解消や歩行者・自転車などが安全に通行できるような交通安全施設の整備を進めることが必要です。

ららん藤岡のある上信越自動車道の藤岡パーキングエリアは、現在、上り線しか利用できない状況にあり、下り線からも利用できるようにすることが課題です。

さらに、高速バス駐車場の機能充実が課題です。

鉄道は、JR高崎線とJR八高線、上越新幹線が横断しており、市内にはJR八

高線の群馬藤岡駅と北藤岡駅が設置されています。JR高崎線の最寄り駅は新町駅、上越新幹線の最寄り駅は本庄早稲田駅であり、多くの利用があります。

JR八高線は、主に高崎方面への通勤通学の足として市民生活に欠かせない交通手段ですが、運行本数が少なく輸送力や利便性の点で十分ではありません。このため、運行本数の増発などを促進することが必要です。

また、高麗川<sup>こまがわ</sup>駅以北の電化の実現に向け、沿線市町との連携強化を図ることが必要です。

路線バスは、市内循環の2路線と市代替の3路線、広域連携の2路線、その他2路線が運行していますが、利用者数の減少からバス事業は衰退の一途をたどっています。地域住民はもちろん、特に高齢者や子どもたちには、必要不可欠な交通機関であることから、路線バスの維持・確保が重要な課題です。

### 道 路 の 状 況

	路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国道	3	29,004.6	47.6	100.0
県道	17	113,313.8	67.9	93.1
市道	5,228	1,156,863.4	22.8	55.8

注：平成18年4月1日現在（県管理の国道は平成17年4月1日現在。県道は、平成17年4月1日現在。市道の旧鬼石町分は平成17年4月1日現在。）。

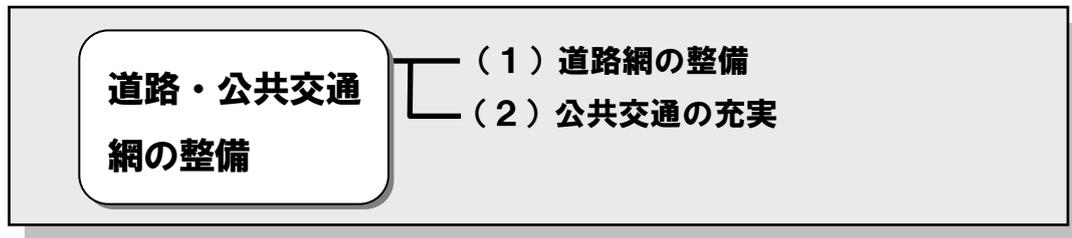
### JR鉄道駅の1日平均輸送状況

(単位：人)

年度	群馬藤岡駅	北藤岡駅	新町駅
平成13年	1,478	209	3,578
平成14年	1,432	208	3,562
平成15年	1,443	232	3,565
平成16年	1,401	271	3,580
平成17年	1,336	290	3,635
平成18年	1,266	312	3,828

資料：群馬統計年鑑 高崎駅

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 道路網の整備

#### ①都市計画道路の整備

今後の交通需要の増大に対応して、本市の東西を結ぶ主要幹線として現在整備中の北部環状線及び小林立石線などの早期完成に努め、市街地内を通過する交通を排除し、交通混雑の緩和を図ります。

#### ②道路の整備水準

道路網については、10年後には、広域的交通需要に対する骨格道路網をほぼ整備することを目標とします。

また、概ね20年後には、環状道路をはじめ、都市内道路などについても整備し、幹線道路網の整備目標である3.5km/km<sup>2</sup>に近づけます。

#### ③幹線道路の整備

広域的な都市間交通を担う国道254号や国道462号について、バイパス機能を持つ道路建設の可能性を国や県、隣接自治体とともに検討します。

主要地方道・一般県道については、近年の交通量の増大に対応した交通利便性を確保するための改修、歩道や信号機、街路灯などの交通安全施設の整備を県に要請します。

また、国・県道の補完的な役割を担う幹線市道について、地域間などを結ぶネットワークづくりのための整備を進めます。

#### ④生活道路の整備

市道の整備状況の遅れは、都市防災面などにおいても問題を生じさせるため、生活道路の計画的な整備を図ります。

また、市街地及び市街地周辺における低未利用地の活用促進を目指すとともに、狭あい道路の解消を図るために道路環境を整備し、生活向上、交通の利便を図ります。

さらに、車椅子などの通行に配慮した道路の段差解消をはじめ、歩行者・自転車

などが安全に通行できるよう、安全施設の整備を進めます。

#### ⑤ 藤岡パーキングエリアの下り線からの利用検討

藤岡パーキングエリアの利用度、重要度を高めるため、下り線からの入り口設置を働きかけます。

#### ⑥ 高速バス停車場機能の充実

高速バス利用者の利便性を高めるため、待合所の拡充や情報提供などの機能強化を図ります。将来的には、高速バス運行事業者などと連携し、高速バスの乗り継ぎステーションとしての機能確保を検討します。

### (2) 公共交通の充実

#### ① 路線バスの整備

市民の利便性を図るために、本市の地域性を考慮し、山間部を含む郊外型路線バスはデマンドバス（利用者の呼び出しに応じ、一定地域内を不定期に運行する小型バス）の導入を進めます。

また、自家用車が利用できない人のためにバス路線の維持に努めます。

#### ② 高崎線新町駅へのアクセス道路の整備

岡之郷地区の道路は狭あいでは歩行者の危険性も高いため、都市計画道路新町駅南通り線を含めてアクセス道路の整備を検討します。

#### ③ JR八高線北藤岡駅の周辺整備

JR八高線北藤岡駅周辺については、土地区画整理事業の進捗にあわせて整備を進めます。

#### ④ JR八高線の輸送力の改善

通勤・通学など市民生活に欠かせないJR八高線は、今後も沿線市町とともに列車の増発・増結及びスピード化並びに高麗川駅以北の早期複線電車化など、輸送力の改善を働きかけます。

また、駅舎のバリアフリー化など利用者の利便性を高める施設改善を検討します。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
群馬藤岡駅・北藤岡駅利用者数	1日平均乗降者数	人	1,578	1,800	1,930
高速バス乗降者数	高速バスの乗降者数	人	67,624	82,000	90,000
市道改良率	改良済み市道の割合	%	23.0	↗	↗
市道舗装率	舗装済み市道の割合	%	56.0	↗	↗
都市計画道路整備率	都市計画道路のうち整備済みの割合	%	29.3	↗	32.2

## 2-4. 公園・緑地・水辺の整備

### 目標と方針

市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めます。

### 現況と課題

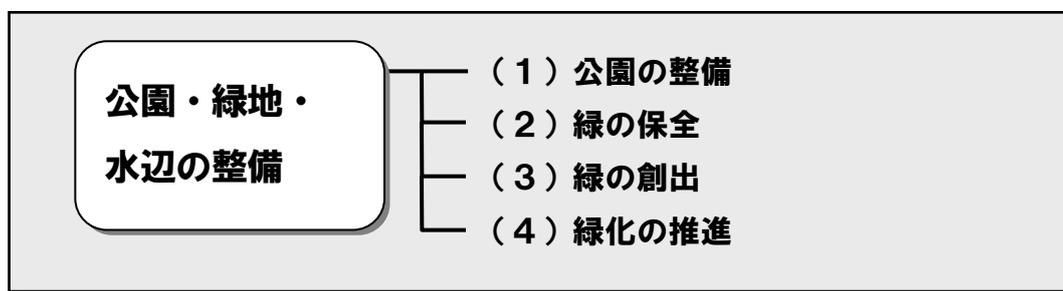
現在の都市公園・緑地の状況は、街区公園が5箇所、1.37ha、近隣公園が1箇所、2ha、都市基幹公園が2箇所、49.25ha、都市緑地が3箇所、25.1haを供用開始しています。本市の1人当たり都市計画公園面積は10.93㎡/人です。

また、都市公園以外の公園緑地については、藤岡地区において開発などで受け入れた公園緑地は23箇所、3.3ha、ふれあい広場などで整備された地元管理の公園は19箇所、1.6haを供用開始しています。

鬼石地区の公園緑地については、桜山公園を含め15箇所、56.5haを供用開始しています。

今後は、緑の基本計画においても、緑豊かな生活環境を形成していくために、身近なところに緑を増やすことが課題となっており、都市公園、道路、河川、公共施設などの緑化をはじめ、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することも必要です。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 公園の整備

公園・緑地などの整備については、都市計画区域人口1人当たり水準の向上に努めます。

主な公園・緑地の配置方針としては、現況の緑と水の保全を図り、あわせて文化性・歴史性を勘案し、落ち着いたまちづくりを進めるために、緑とオープンスペースの整備、保全に努めます。

### (2) 緑の保全

本市の緑の核である庚申山一帯と三名湖<sup>さんな</sup>、竹沼周辺を保全します。

また、緑の帯、オープンスペースとして重要な役割を形成している烏川、神流川及び鮎川などの保全に努めます。

さらに、七輿山古墳、土師神社<sup>とし</sup>など、古墳や寺社林の緑地をランドマークとして保全に努めます。

### (3) 緑の創出

各住区に必要な街区公園、近隣公園及び地区公園の適正配置に努めます。

また、市民の休養、運動、教育、自然、文化のふれあいなどを通じて、健康の維持・増進、文化活動の育成などに資するように、毛野国白石丘陵公園の整備を進めます。

さらに、レクリエーションの利用効率を高めるとともに、日常の通勤、通学、買い物などに利用される緑道の整備を図ります。

### (4) 緑化の推進

市街地では、生け垣や街路樹の植栽、建築物、広告物の美化にあわせ、都市の情景に資する緑地の整備を図ります。

また、街区公園は西の原公園、天水公園、総合公園は毛野国白石丘陵公園の整備を進めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
1人当たり都市計画公園面積	都市公園総面積を都市計画区域内人口で除した面積	m <sup>2</sup>	10.9		68.8
緑の基本計画における住民満足度	市民アンケートで市内の緑について「満足している」と回答する割合	%	45.0		65.0

基本施策 2

## 第2章 快適なふじおか

### 1. 環境と共生するまちをつくる

#### 1-1. 循環型社会の形成

##### 目標と方針

一般廃棄物の適正処理を推進し、資源循環型社会の形成に努めます。

##### 現況と課題

本市の廃棄物処理の現状は、資源化が推進される中、ごみ総量は平成14年度まで増加が続き、平成15年度から平成17年度の3カ年間は年間約25,000tとなり、平成18年度は合併により29,000tを超えました。今後のごみ減量化を推進し、さらに再生利用率の向上を図ることが必要です。

ごみ処理施設については、焼却施設をはじめ、排ガス高度処理施設、粗大ごみ処理施設ともに施設の老朽化が進んでおり、今後、新たな処理施設設置計画の策定が必要です。

また、鬼石資源化センターの固形燃料化施設及び旧諸松<sup>もろまつ</sup>清掃センターの処分方法を含めた施設利用計画の策定が必要です。

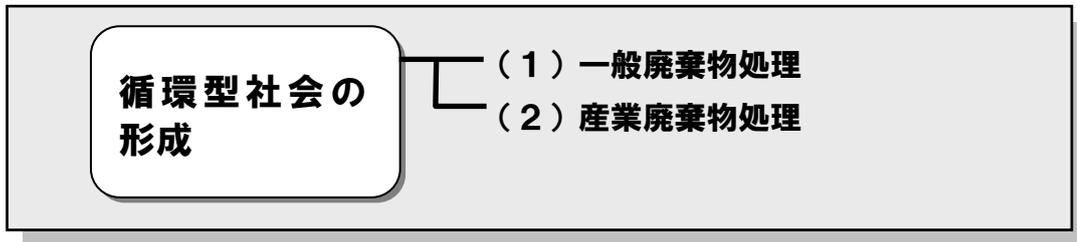
ごみの最終処分方法については、焼却灰などは多野藤岡広域圏組合の一般廃棄物最終処分場「緑<sup>みど</sup>ヶ丘クリーンセンター」に、不燃残渣については「鬼石資源化センター最終処分場」に埋め立てています。

保美最終処分場については、平成15年3月に埋め立てを終了し、浸出水の管理を行っていますが、今後の跡地利用計画の策定が課題です。

さらに、付帯施設のコミュニティセンター「やすらぎ」は、築後20年を経過して老朽化が進み、将来の維持管理方法が課題です。

ごみ減量化と資源化については、環境基本法における3R（発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)）推進の基本原則に沿った循環型社会構築のため、資源ごみの分別収集を開始するとともに、平成18年度からは収集所による古紙分別収集を行っており、今後も市民の理解と協力のもと、分別排出や3R運動などをさらに推進していくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 一般廃棄物処理

#### ①ごみ処理施設の整備

平成18年4月1日から、藤岡市清掃センターと鬼石資源化センターの両施設による合理的なごみ処理を実施していますが、施設の老朽化が著しいため、今後、新たな廃棄物処理施設設置計画を策定します。

また、鬼石資源化センターの固形燃料化施設、旧諸松清掃センターについては、処分方法を含め施設利用計画を検討します。

多野藤岡広域圏組合の一般廃棄物最終処分場「緑埜クリーンセンター」については、関係団体とともに将来の施設拡充計画を策定します。

さらに、保美最終処分場は、適切な浸出水管理を継続し、災害時のストックヤードとしての活用を含めた今後の跡地利用計画の検討を行います。

コミュニティセンター「やすらぎ」は、老朽化が進っていますが、利用者へのサービスを継続しながら、今後の維持管理について検討します。

#### ②「容器包装廃棄物の分別収集計画」の見直し

今後10年間の「一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたり、第2次群馬県廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の減量化や資源循環の推進を図ります。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を見直します。

#### ③収集体制の合理化

合理的かつ衛生的なごみ収集と収集所の管理を行うため、区長、班長、地域代表者とのさらなる連携を図ります。

また、収集業務の合理化を図るため、計画的な民間委託化を検討します。

④市民啓発運動の推進

主体的なごみの減量化・資源化を図るため、広報紙・パンフレットなどによるPR、小学生の見学会を含む施設見学会を実施するなど、積極的に啓発活動を推進します。

⑤ごみ減量化・再資源化の推進

個別品目の分別収集の徹底と、資源の集団回収事業を今後も進めるとともに、その他プラスチックの分別収集など、本市の実情にあった再資源化施策を検討します。

また、粗大ごみなどの再資源化を推進するため、リサイクルプラザの利用を促進します。

さらに、一般家庭における生ごみ処理容器、マイバック運動の普及・推進を図ります。

(2) 産業廃棄物処理

産業廃棄物の適正処理を促進するため、積荷・管理票の確認などの街頭指導強化を関係機関に要請するとともに、事業者への啓発・指導により、適正な処理を推進します。

また、産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場の適正な確保を県に働きかけます。

目標指標 (ベンチマーク)

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
ごみ総排出量	一般廃棄物の総排出量	t	29,904	29,170	27,540
再生利用率	上記のうち資源化した割合	%	13.7	15.5	18.0

## 1-2. 自然環境の保全

### 目標と方針

地球環境の保全、地域環境の保全に努め、住みよい環境づくりを推進します。

### 現況と課題

緑豊かな山々、青く澄んだ清流など、優れた自然環境は貴重な財産であり、うるおい、やすらぎのある市民生活を実現し、自然と調和し、共生するまちづくりを推進するために、積極的に保全し、後世に残していくことが必要です。

本市では、環境基本計画を策定し、自然環境の保全、公害防止対策などの施策を講じてきましたが、計画期間が満了となることから、新たな計画の策定が必要です。

自然環境の保全では、市内を流れる主要河川鮎川、笹川、温井川、中川、中島川、三波川、思川で水質調査を行っています。河川の水質調査については、生活雑排水の流入により河川水質の環境基準を満たしていない河川もあるため、排水処理施設の普及や啓発を図るとともに、水質浄化の調査、研究を進めることが必要です。

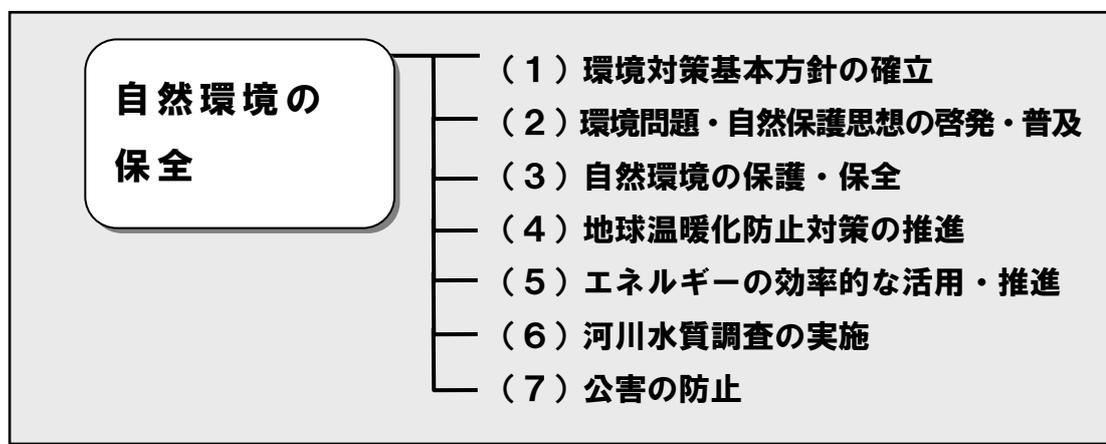
公害防止対策では、市民から寄せられた騒音、悪臭など年間150件以上の苦情への対応、一般道路、高速道路、新幹線などの騒音測定を行っています。

また、市内事業所における公害防止施設の設置、改善について公害防止施設整備資金融資制度を定め、資金の貸し付け、利子補給を行っています。

さらに、市内進出事業所と環境保全協定を締結し、公害の発生を防止しています。これらの公害防止対策については、やすらぎのある生活環境を創設するため、今後も継続して取り組むことが必要です。

環境問題では、地球温暖化対策の推進、新エネルギーの利用、省エネルギーの推進など、温室効果ガスの排出を抑制する対策が必要です。これらへの対応として、環境負荷の少ない持続性のある社会システムの構築に向け、地域レベルでの積極的な取り組みが課題です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 環境対策基本方針の確立

旧鬼石町との合併及び平成21年3月で計画期間が満了となることから、新たな環境基本計画を策定します。この基本計画は、長期的な展望のもと、総合的に環境問題を見直し、環境審議会の審議を経て策定します。

### (2) 環境問題・自然保護思想の啓発・普及

地域の環境に関心を持つ各団体と連携し、環境問題に取り組むとともに、環境教育の推進や講演会、広報紙などにより市民一人一人の環境に対する理解を深めます。

### (3) 自然環境の保護・保全

本市の貴重動植物であるオオタカやヤリタナゴ、ヤマネ、キンラン、エビネなどを保護するとともに、日野・高山・三波川地区などの緑豊かな自然を守り、そこに流れる清流を後世に残して行くため、自然環境の保護・保全に努めます。

### (4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化対策実行計画により、市役所庁舎などの市有施設からの温室効果ガスの発生量の削減を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に努めます。

また、地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けて検討を行い、市民、事業者などに対し、地球温暖化対策の啓発・普及を図ります。

### (5) エネルギーの効率的な活用・推進

エネルギーの効率的な活用を図るため、省エネルギー対策の推進を図り、環境負

荷の少ない経済活動や生活活動の実行について、市民、事業所への啓発を行います。

また、太陽光発電や中小水力発電、バイオマス発電などの環境への負荷の少ない新エネルギーの導入について検討します。

#### (6) 河川水質調査の実施

鮎川水質調査及び6河川の水質調査は、検査回数及び場所について状況に応じ見直しながら、今後も継続して行います。

また、すべての河川で環境基準を満たすよう、水質浄化の調査、研究を行うとともに、合併処理浄化槽などの排水処理施設の普及を推進します。

#### (7) 公害の防止

一般道路、高速道路、新幹線などの騒音測定を継続して行い、騒音被害を低減するための道路環境整備や防音壁の設置などを関係機関に働きかけます。

また、事業所との環境保全協定、公害防止施設整備資金融資制度は、公害問題の解決策として有効であることから、今後も継続して行います。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
環境活動市民団体数	環境に関する活動団体数	団体	34	70	100
公害苦情件数	公害の苦情届出のあった件数	件	176	130	100
市のCO <sub>2</sub> 排出量削減率	市の事務事業から排出される二酸化炭素の削減割合	%	—	6.0	10.0
河川の水質基準達成率	河川の水質目標値に対する測定値の割合	%	86.0	88.0	90.0

注：「市のCO<sub>2</sub>排出量削減率」の18年度基準となる数値は1,930万kg/CO<sub>2</sub>

## 1-3. 景観の形成

### 目標と方針

啓発や学習会の開催により景観に関する意識向上を図るとともに、本市特有の自然環境や歴史的資源を生かした景観の整備に努めます。

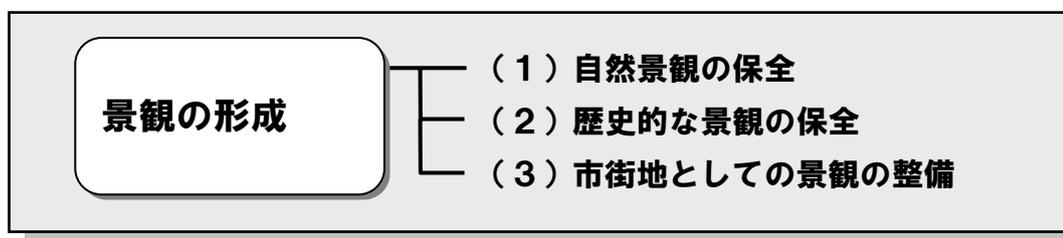
### 現況と課題

本市においては、各地域の個性ある多彩な景観を守るとともに、観光などに活用していく必要があります。

本市の農地や丘陵・山地など、豊かで美しい地域の景観は、人々の暮らしを育み、まちの魅力を高める貴重な資源です。

これら地域固有の自然や歴史に配慮し、機能性・合理性重視のまちづくりから、愛着と誇りが持てる快適性重視のまちづくりへと、市民意識の変化にも対応しつつ、長期的視点に基づいた景観整備に積極的に取り組んでいく必要があります。

### 施策の体系



### 施策の内容

#### (1) 自然景観の保全

農業・林業は産業としての役割だけでなく、形成している景観も大切な資源であり、市民・行政の力をあわせて景観の保全に努めます。

#### (2) 歴史的な景観の保全

歴史的風情のある寺院・神社・遺跡などの景観保全とともに、街並み景観の形成や保存に努めます。

#### (3) 市街地としての景観の整備

市街地については、機能の向上を図るとともに、景観に配慮した整備に努めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
景観満足度	市民アンケートで景観について「満足している」と回答する割合	%	—	↗	↗

## 2. 良好な生活環境のまちをつくる

### 2-1. 環境衛生対策の推進

#### 目標と方針

清潔で快適なまちづくりを進め、安心して生活できる環境を保持していきます。

#### 現況と課題

本市には、ヤリタナゴなどの貴重な水生生物の棲息する河川があることから、平成15年3月に生活排水対策推進計画を策定し、下水道処理区域、浄化槽処理区域、特定地域生活排水対策処理区域を定め、家庭雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。

家庭雑排水対策では、特定地域生活排水対策処理区域である日野、高山、三波川、美原地区で市が事業主体となって高度処理型の合併浄化槽を各家庭に設置する特定地域生活排水処理事業を実施し、平成18年度末までに113基を設置しました。

また、浄化槽処理区域では、浄化槽の設置に対して補助金を交付し、平成18年度末までに2,277基の合併処理浄化槽が設置されました。

今後も、生活環境の保全を図るため、浄化槽市町村整備事業の検討も含め、事業の継続を図ることが必要です。

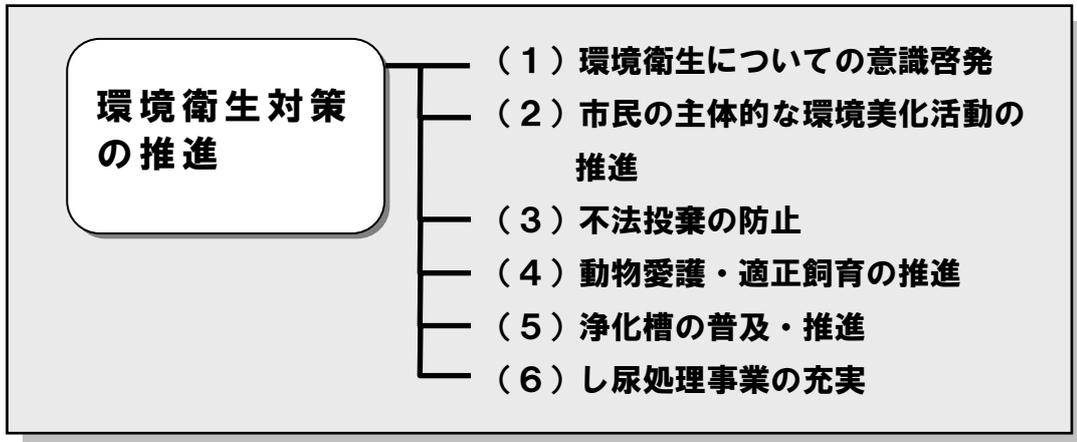
環境美化活動では、環境美化監視員制度を導入し、市内一円の美化活動やごみの不法投棄などの監視を行っています。今後、関係機関、地域代表者などと連携しながら地域と行政が協働できる体制づくりが必要です。

動物愛護では、狂犬病予防注射を行っています。犬の登録数は5,314頭、狂犬病予防注射頭数は3,801頭（ともに平成18年度末）です。狂犬病を未然に防ぐため、予防注射接種率の向上が課題です。

また、ペットの糞便が地域の問題となっていることから、飼い主のマナーの向上が必要です。

し尿処理施設の処理量は、下水道の普及などにより減少していく傾向にあります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 環境衛生についての意識啓発

空き地の雑草、不法焼却などの問題を防止し、良好な環境を保全し、維持するため、広報紙、パンフレットなどの配布を行い、意識の高揚のための啓発活動を一層推進します。

### (2) 市民の主体的な環境美化活動の推進

学校教育や啓発を通して公衆マナーの向上を図るとともに、地域と行政が一体となり、すべての市民が参画する体制づくりを行い、全市的な環境美化活動の推進を目指します。

### (3) 不法投棄の防止

空き地、河川などへの廃棄物の不法投棄を防止するため、市民、事業所などに対して啓発を行うとともに、関係機関との連携により指導の強化を図ります。

また、ポイ捨てなどの対策として、意識の高揚を図り、市民主体となった監視体制の強化を図ります。

### (4) 動物愛護・適正飼育の推進

狂犬病予防注射の接種率が年々低下しているため、接種率の向上に努めます。

また、ペットの糞便が環境衛生問題として増加しているため、飼い主のマナーの向上について啓発活動を行い、意識の高揚を図ります。

### (5) 浄化槽の普及・推進

家庭雑排水による河川などの公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及を促進します。

合併処理浄化槽設置補助事業は、継続に努めるとともに、市町村整備事業への移行について検討を行います。

また、特定地域生活排水処理事業は、事業の推進を図り、継続に努めます。

### (6) し尿処理事業の充実

生活環境の保全及び公衆衛生のさらなる向上を図るため、施設の適正管理を継続して行います。

施設整備については、今後に向けて整備計画の検討を行います。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
環境美化活動参加者数	一斉清掃への参加者数	人	1,550	2,000	2,500
浄化槽設置数	合併処理浄化槽設置事業・特定地域生活排水処理事業による浄化槽の設置累計数	基	2,390	3,500	5,000

## 2-2. 上下水道の整備

### 目標と方針

水道事業の健全経営を図りながら、水質管理体制を強化し、安全でおいしい水の確保に努めます。

公共下水道事業の健全経営に努め、事業を積極的に推進することにより、公衆衛生の向上を図るとともに、良好な生活環境を実現し、美しい水環境の維持を目指します。

### 現況と課題

上水道は、市民の生活基盤として、恒常的に安全で安定した飲料水の供給を目標としています。

上水道普及率は99.5%（平成18年度末）であり、事業拡張に伴い、面的・量的に概ね普及しています。

しかし、少子高齢化の進展による人口の減少に伴う水需要の減少、水道施設・設備の老朽化による更新事業費の増大、安全性に対応するための水質の管理・監視の強化、災害など非常時における飲料水の確保、恒久的な権利である水利権（安定水利権）の取得などが課題です。

このことから、長期的な財政見通しを踏まえ、計画的に事業を推進することが必要です。

山間部においては、市管理の簡易水道などと組合管理の小水道により飲料水が供給されていますが、いずれも水質保全、老朽化した施設の維持管理などが課題です。

下水道は、利根川上流流域下水道関連公共下水道として昭和62年に供用を開始し、市域の一部1,600ha、人口50,000人を対象に全体計画がなされています。

事業認可面積は431haであり、平成18年度末において、その約77%にあたる334haが整備されましたが、普及率は21.8%にとどまっています。

また、水洗化率は、77.6%です。

このようなことから、今後も積極的に事業を推進するとともに、水洗化率の向上に向け、普及・啓発活動に一層取り組むことが必要です。

雨水計画は、全体計画区域面積を1,600haとし、うち事業認可面積は312haとなっており、計画的な雨水対策の推進が必要です。

水道の整備状況

(単位：人、箇所、%)

行政区域内人口(A)	上水道		簡易水道		小水道		専用水道		合計		普及率 B/A × 100
	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口(B)	
70,843	1	68,241	8	950	17	722	6	391	32	70,304	99.2

注：平成19年4月1日現在。行政区域内人口は平成19年3月31日住基人口+外国人登録人口。

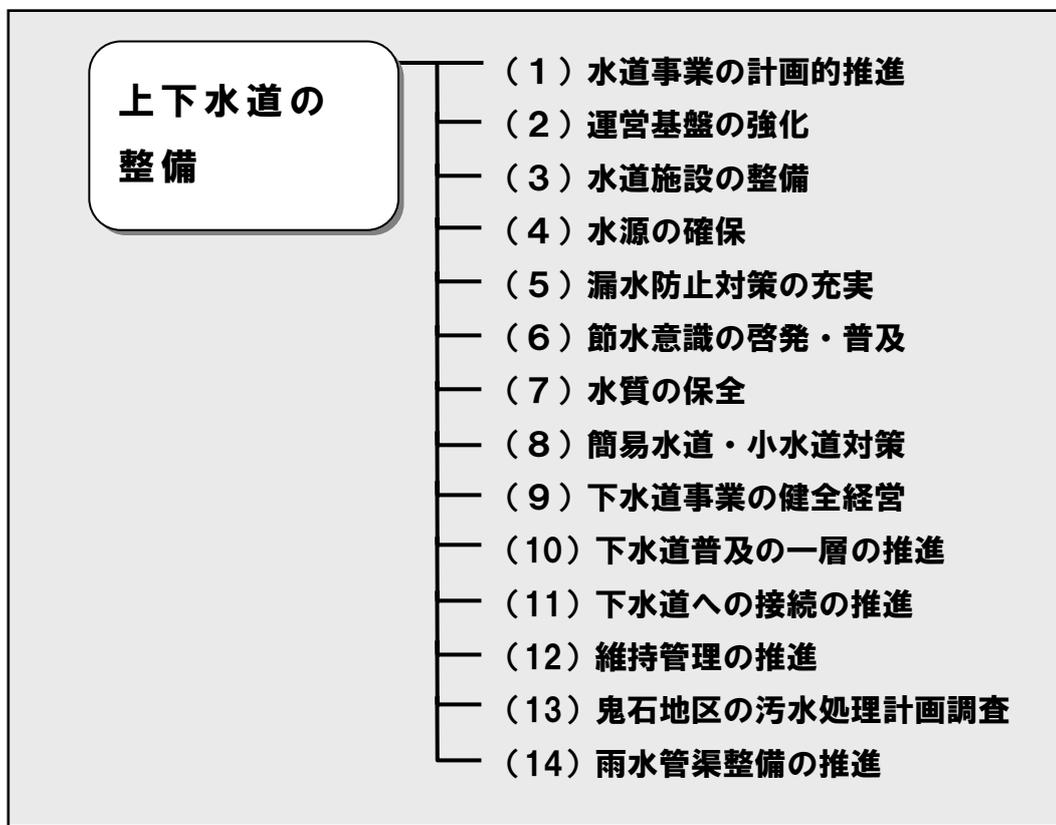
下水道等の整備状況

(単位：人、%)

行政区域内人口(A)	下水道等			普及率 B/A × 100
	公共下水道	合併処理浄化槽	計(B)	
70,843	11,882	13,741	25,623	36.2

注：平成19年4月1日現在。行政区域内人口は平成19年3月31日住基人口+外国人登録人口。

施策の体系



## 施策の内容

### (1) 水道事業の計画的推進

水道事業の経営の安定・健全化を図るため、水道事業の現状を客観的指標に基づき検証し、経営基盤の強化が図れる財政計画に基づき、計画的に推進します。

### (2) 運営基盤の強化

安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営、技術の両面にわたり運営基盤の強化を図ります。

### (3) 水道施設の整備

安定した水の供給を確保するため、老朽化した施設の更新事業を進めます。  
また、災害時に対応するため、基幹施設の耐震整備事業を推進します。

### (4) 水源の確保

長期にわたる安定供給のための水量確保に向け、表流水の権利を安定水利権として取得します。

### (5) 漏水防止対策の充実

水の効率的な利用を図るため、維持管理体制を充実します。  
また、マッピングシステム（電子的管路情報）などを導入することで、管路網を的確に把握するとともに老朽管を更新し、漏水防止の一層の強化を図ります。

### (6) 節水意識の啓発・普及

環境保全の一環として、水資源の有効活用を推進するため、日常から節水意識の高揚、節水器具などの普及を行い、節水の徹底を図ります。

### (7) 水質の保全

安全でおいしい水の供給のため、水質の自己検査体制を強化し、原水から給水栓までの水質管理の徹底を図ります。  
また、危機管理の対応策として、水質監視装置を設置します。

### (8) 簡易水道・小水道対策

簡易水道は、安定した水の供給を確保するため、老朽化した施設の更新事業を進めます。  
小水道は、現地の実態調査による現状把握を行い、適正な施設整備・運営のあり方を検討します。

### (9) 下水道事業の健全経営

下水道使用料などを定期的に見直し、下水道事業の健全経営に努めます。

(10) 下水道普及の一層の推進

下水道整備を推進し、公衆衛生を向上させ、良好な生活環境の実現を図り、「快適に暮らせるまちづくり」に取り組みます。

(11) 下水道への接続の推進

下水道施設を最大限活用するため、市民及び事業者に対して接続の啓発活動に取り組み、水洗化率の向上に努めます。

(12) 維持管理の推進

供用開始以来 20 年が経過したため、管渠の劣化などによる損傷や、汚水の閉塞が懸念されるため、管渠の調査及び清掃を実施します。

(13) 鬼石地区の汚水処理計画調査

鬼石地区の汚水処理計画の調査事業を実施します。

(14) 雨水管渠整備の推進

豪雨災害に対処するため、雨水幹線管渠の整備に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との割合	%	83.2		90.0
下水道の普及率	総人口のうち下水道を利用できる人口の割合	%	21.8		29.0
水洗化率（接続率）	公共下水道処理区域内人口のうち水洗化（接続）している人口の割合	%	77.6		85.0

## 基本施策3

## 第3章 人に優しいふじおか

### 1. 健康に暮らすまちをつくる

#### 1-1. 自らの健康づくりの推進

##### 目標と方針

自らの健康は自ら守るという意識を高めることにより、生活習慣の改善に努め、生活習慣病予防を図るとともに、健康診断の受診勧奨を行い、疾病の早期発見に努めます。

市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、人的支援や環境整備に努めます。

##### 現況と課題

市民の健康増進に関する意識は、年々高まってきています。しかし、各種健（検）診の受診率は毎年低い状態で推移しています。

市民に健（検）診の重要性を周知し、受診率の向上及び健（検）診結果に基づいた保健指導の充実に努めることが課題です。

また、平成20年4月から老人保健法に基づく基本健診がなくなり、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導に重点を置いた新たな健診・保健指導が始まります。今後は若年層も含めた生活習慣病対策の推進を図ることが重要です。

また、市民が健康づくりに取り組む環境は必ずしも十分とはいえない状況です。市民の健康づくりを支援するための人的支援や健康づくりのための環境整備などが必要です。

さらに、高齢化の進行とともに高齢者の結核予防やインフルエンザ予防などの感染症対策はますます重要となっており、集団感染の未然防止に取り組むことが必要です。

老人保健法による健康診査の実施状況

種類	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
基本健康診査	22,745	11,312	49.7
胃がん検診	22,745	3,647	16.0
大腸がん検診	22,745	1,320	5.8
乳がん検診	7,104	1,211	17.0
子宮がん検診	8,748	1,514	17.3
肺がん検診	22,745	10,485	46.1
前立腺がん検診	3,462	412	11.9

注：平成18年度。

施策の体系



施策の内容

(1) がん検診の受診率の向上

検診を受ける機会のない40歳以上（子宮がんは20歳以上の女性）の人を対象に、市の検診を周知し、受診率の向上を図り、疾病の予防、早期発見に努めます。

(2) 特定健診の推進

特定健診の義務化に伴い、受診者の利便を図るため、健診期間の延長や早朝・休日に実施することなどにより受診率の向上に努めます。

(3) 特定保健指導の充実

特定健診により、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍と選定された人に対して、適切な保健指導（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）を行い、生活習慣病の有病者・予備軍の減少に努めます。

#### (4) 健康増進事業の推進

市民に生活習慣の改善を周知し、一次予防の推進に努めます。

そのため、医師会、歯科医師会、食生活改善推進員協議会、健康推進員協議会、区長会などの関係団体と連携し、地域ぐるみで市民一人一人に健康増進計画に沿った取り組みの推進を図ります。

また、精神保健、歯科保健、難病対策、予防接種対策などについても必要な取り組みを進めます。

#### (5) 感染症予防対策

結核健診やインフルエンザ予防接種などの周知を図り、感染症の予防に努めます。

#### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
特定健診受診率	対象人数のうち健康診査を受診した割合	%	—	↗	65.0
保健指導実施率	健診の結果、保健指導該当の人のうち実施した割合	%	—	↗	60.0
がん検診受診率	対象人数のうちがん検診を受診した割合	%	20.9	↗	50.0
精検受診率 (各種がん検診)	検診の結果、精密検査該当の人のうち受診した割合	%	95.3	↗	100.0
三大生活習慣病による死亡率	死亡者数に占める三大生活習慣病による死亡者数の割合	%	57.0	↘	45.0
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	市民アンケートで「健康づくりに取り組んでいる」と回答する割合	%	—	↗	80.0

注：「三大生活習慣病による死亡率」の基準は平成17年度。

## 1-2. 地域医療体制の充実

### 目標と方針

誰もが安心して暮らせるための地域医療の充実に努めます。特に夜間や休日などの救急医療や高齢者の慢性期医療など、限りある医療資源を効率的に活用し、地域の医療ニーズに応えられる医療体制の整備を図ります。

保健・医療・福祉の連携により地域包括医療を推進します。

### 現況と課題

合併に伴い、市立鬼石病院と一部事務組合立の公立藤岡総合病院が市内に並立した形態になりましたが、今後は、両病院の効率的運営が課題です。

また、公立藤岡総合病院は、平成18年4月に地域医療支援病院の指定を受け、同病院を中心として病院と病院、病院と診療所との連携を図っています。しかし、慢性的な病院勤務医師の不足、特に小児科・産婦人科医師の不足は本市のみならず深刻な社会問題となっています。このことを踏まえ、今後、地域医療の充実に必要な人材の確保を図り、安心して暮らせる医療供給体制の確保が重要な課題です。

救急医療体制については、休日における初期の救急医療体制として、藤岡多野医師会が主体となって休日当番医制を実施しています。さらに、休日、夜間の入院を必要とする救急患者の医療を確保するため、市内の5病院が連携して輪番制により対応しています。

今後は、現状の実施体制を検討し、誰もが必要なときに必要なサービスを受けられる医療環境の整備が必要です。

#### 医療施設数の状況

医療施設総数	施設の種類			医師数 (人)	歯科医師数 (人)
	病院	診療所	歯科診療所		
70	5	37	28	167	30

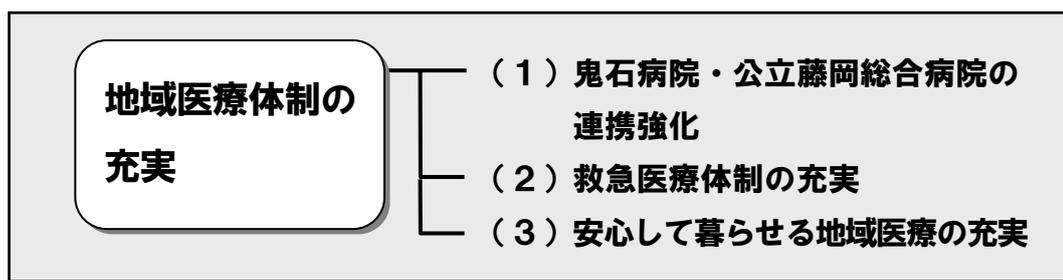
注：平成19年4月1日現在。

## 救急指定病院の状況

施設名	実施・経営主体	診療科目
市立鬼石病院	藤岡市	内科、外科、眼科、整形外科、リハビリテーション科、循環器科、呼吸器科、肛門科、消化器科
公立藤岡総合病院	一部事務組合	内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、麻酔科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、リハビリテーション科、消化器科、循環器科、精神科、アレルギー科、神経内科
くすの木病院	民間	内科、外科、整形外科、呼吸器科、消化器科、循環器科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、アレルギー科、リウマチ科、歯科口腔外科
光病院	民間	内科、外科、循環器科、消化器科、産婦人科、肛門科、皮膚科、小児科、血液科、整形外科
篠塚病院	民間	内科、神経科、精神科、神経内科、心療内科、循環器科、消化器内科、呼吸器内科、膠原病科、リハビリテーション科

注：平成19年4月1日現在。

## 施策の体系



## 施策の内容

## (1) 鬼石病院・公立藤岡総合病院の連携強化

効率的運営のため、両病院の連携を強化し、一層の機能分担を図ります。

## (2) 救急医療体制の充実

関係機関と連携し、救急医療体制の一層の整備・充実を図ります。

## (3) 安心して暮らせる地域医療の充実

医師不足などの解消に向け、開業医と地域における中核病院の連携強化を図り、初期医療を担う医師の確保に努めるとともに、身近なところにかかりつけ医（かかりつけ歯科医）を持つ必要性を市民に周知し、かかりつけ医の普及・定着を促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
医療体制に対する満足度	市民アンケートで「医療体制に満足している」と回答する割合	%	—	↗	↗
救急医療体制に対する満足度	市民アンケートで「救急医療体制に満足している」と回答する割合	%	—	↗	↗
かかりつけ医の所持率	市民アンケートで「かかりつけ医を持っている」と回答する割合	%	—	↗	↗

## 2. 支えあいを実感できるまちをつくる

### 2-1. 地域福祉の推進

#### 目標と方針

保健と福祉の連携が求められている中で、その拠点となる総合的な環境整備を図り、良質なサービスを提供できるように努めます。

社会構造の変化などにより地域で互いに支えあう機能が低下しつつある中で、すべての市民が地域でともに生きる社会づくりを目指します。

#### 現況と課題

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に努めるため、地域福祉計画の策定が必要です。

藤岡市社会福祉協議会については、福祉ニーズが多様化する中、地域福祉の充実を図るため、役割や組織などについての再検討が必要です。

民生児童委員については、市民と行政をつなぐ役割として、地域福祉の向上を目指す上で重要な位置を占めています。今後さらに、連携強化を図ることが必要です。

保健・福祉の一体的行政サービスが求められている中で、現状では、保健予防事業や子育て支援事業などは保健センター、障害者福祉事業や介護保険事業などは福祉会館と、それぞれ別の建物で行っており、保健と福祉の連携が不十分な環境にあります。

また、両施設とも老朽化が進み、障害のある人や高齢者には段差の解消や障害者用トイレなどの設備が不十分な状態です。

さらに、現状では施設のほとんどを事務室が占め、相談業務や指導業務などを行う上で機能的にも十分とはいえない状況です。

今後、多様化するニーズに的確に対応するため、保健と福祉が密接に連携した行政サービスの提供が必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 地域福祉計画の策定

合併に伴う地域の変化を把握し、中・長期的な展望に立った地域福祉計画を策定し、その推進に努めます。計画策定にあたっては、市民参画での検討を行います。

### (2) 福祉意識の高揚

利用者が自らの判断で福祉サービスを選択できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・普及などに努めます。

また、福祉の心を持てるよう、各世代における福祉教育の推進や啓発活動などの促進を図ります。

### (3) 地域福祉ネットワークの確立

福祉ニーズの迅速な把握と対応や情報収集のため、地域福祉ネットワークを確立し、総合的な施策の推進に努めます。

また、ボランティアの育成に積極的に取り組みます。

### (4) 社会福祉協議会の充実強化

地域福祉の担い手である社会福祉協議会の充実強化を図ります。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、組織の再検討と体制強化を図ります。

### (5) 民生児童委員会活動の充実

合併により組織が大きくなった民生児童委員協議会において、各地区の特性を把握し、地域に密着した民生児童委員活動の機能を強化します。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
福祉ボランティア登録者数	ボランティアセンターへの登録者数	人	32		

## 2-2. バリアフリー社会の実現

### 目標と方針

市民一人一人が尊重され、ともに参加し、ともに生きる地域社会の実現を目指し、バリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発、醸成を図り、高齢者、障害のある人、子どもの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

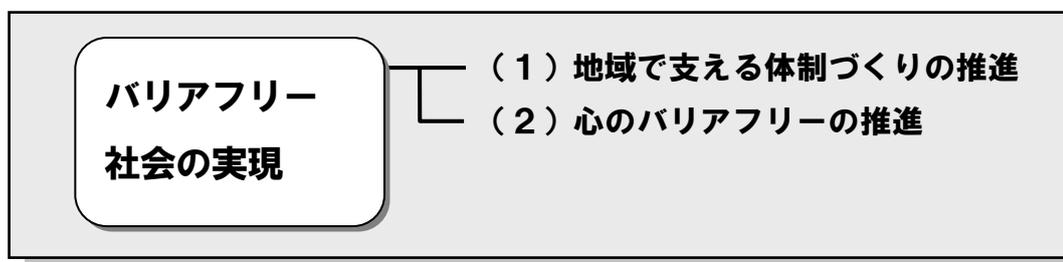
### 現況と課題

本市の道路や駅、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良がまだ十分でなく、高齢者や障害のある人、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備が必要です。

また、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、誰もが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者、障害のある人、子どもなどの社会活動の拡大を図る環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点が必要です。

さらに、自己決定の理念のもと、市民の理解と地域での支えあいの促進、自立と社会参加への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるよう、努めていくことが必要です。そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 地域で支える体制づくりの推進

誰もが平等に参加し、生活できる地域づくりを目指して、地域住民、ボランティア団体などによる支援体制の整備を促進し、地域の福祉力の向上を図ります。

### (2) 心のバリアフリーの推進

地域での交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、高齢者、障害のある人、子どもの人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
バリアフリー法に適合する公共施設数	建築物移動等円滑化基準に基づいて、高齢者や身体障害者が円滑に利用できるように措置した件数	件	—	↗	↗
市内を移動しやすいと感じる市民の割合	市民アンケートで「市内が移動しやすい」と回答する割合	%	—	↗	↗

## 2-3. 高齢者福祉の推進

### 目標と方針

高齢者が健康を維持し、生きがいを持って安心して生活できる長寿社会を目指します。

高齢者介護の適正なサービス提供と質の向上により、維持改善並びに介護保険事業運営の適正化を推進します。

地域の高齢化に対応するため、関係医療機関、団体などとの連携を促進し、効率的なサービスが提供できる体制づくりを目指します。

### 現況と課題

本市における高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は平成12年は17.2%、平成17年は19.5%、合併後の平成19年は21.5%となり、今後、ますます超高齢社会への進展が予測され、高齢者の健康増進と介護予防事業が極めて重要です。

筋力などの衰えによる転倒や寝たきり、認知症、閉じこもりなどを予防するため、従来にも増して、各種健康教室の実施、生涯学習などの文化活動をはじめ、高齢者の豊かな知識や経験を生かせる施策の構築と、ボランティア活動などを通じて社会活動に参画できる地域づくりを進めていくことが必要です。

また、高齢者の急激な増加による介護給付費の増加は、介護保険制度の運営を脅かす状況になっており、基本理念である「自立支援」を推進することが必要です。

在宅における援助を含め、保健・医療・福祉を担う関係機関が連携を密にしながら、介護が必要な高齢者に対し効果的なサービスを提供できる施策が必要であり、中核的な役割を担う地域包括支援センターの充実が課題です。

## 主な高齢者保健・福祉関連施設の状況

(単位：箇所)

	公	民・法人
養護老人ホーム		2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		5
介護老人保健施設	2	1
介護療養型医療施設		1
軽費老人ホーム		1
ケアハウス		2
有料老人ホーム		1
地域密着型共同生活介護（グループホーム）		7
小規模多機能型居宅介護事業所		1
訪問介護事業所		21
通所介護事業所		16
在宅介護支援事業所		19
在宅介護支援センター		7
老人福祉センター	1	
高齢者自立センター	1	

注：平成19年4月1日現在。

## 要介護認定の状況

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	162	286	316	381	387	344	235	2,111
65～75歳未満	20	50	32	61	48	44	36	291
75歳以上	142	236	284	320	339	300	199	1,820
第2号被保険者	2	12	12	22	13	5	16	82
総計	164	298	328	403	400	349	251	2,193

注：平成19年3月31日現在。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 豊かな長寿社会の実現

#### ①一般高齢者の介護予防事業の推進

転倒、認知症、閉じこもり予防のための筋力トレーニングやミニデイサービスなどの介護予防事業を実施し、高齢者の自立を支援するとともに、事業を通して、高齢者の交流を促進します。

#### ②高齢者の生きがいと健康づくり事業の充実

高齢者の健康講座を開催し、情報提供と自己の健康維持や生きがいづくりに対する意識の向上を図り、老人クラブなどの活動を通して高齢者自らが社会活動に取り組み、明るい長寿社会を築くための仲間づくりを促進します。

#### ③高齢者の社会参加の促進

多くの高齢者が社会参加し、活動するための就業情報の収集・提供を図るとともに、市内小中学校や関係団体、公共機関との連携により、ボランティア活動の推進を図り、高齢者の社会参加を促進します。

### (2) 介護保険制度の充実

#### ①増加する給付費の抑制

年々増加する給付費を抑制するため、介護認定基準のさらなる適正化に努め、介護保険制度の啓発活動などにより市民の理解を深めます。

また、保険者・被保険者・事業者が一体となって介護予防に努めます。

#### ②介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

介護保険施設及び介護専用の居住系サービス利用者数が、要介護2以上の方の割合に対して37%以下を目標とします。

#### ③介護保険施設利用者の重度者への重点化

介護保険施設の入所者のうち、要介護4・5の方の割合が70%以上を目標とします。

### (3) 地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要支援状態となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

### (4) 地域包括支援センターの充実

高齢者の総合相談窓口、介護予防マネジメントの実施機関などの機能を有する地域包括支援センターを充実させるとともに、地域住民や関係団体と連携し、地域で高齢者を支える体制の整備に取り組みます。

## (5) 介護老人保健施設の充実

介護老人保健施設の充実に努めます。

目標指標（ベンチマーク）
--------------

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
転倒に対する不安を抱いている人の割合	市民アンケートで「転倒に不安がある」と回答する割合	%	33.0		
高齢者の就業割合	65歳以上人口に占める就業者の割合	%	3.0	7.0	10.0
老人クラブ活動への参加者の割合	65歳以上人口に占める老人クラブ活動参加者の割合	%	33.0	40.0	50.0
介護を必要とする高齢者の割合	65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合	%	14.0		

## 2-4. 障害者福祉の推進

### 目標と方針

「障害のある人が障害の状態にかかわらず、普通に生活を送ることができるよう、人々がお互いを認めあい、ともに生きる社会環境を築いていく」というノーマライゼーションの考え方を基本とし、すべての障害のある人が、個人の尊厳を保障され、障害のない人と同等に生活することができる「完全参加と平等」の社会づくりを目指します。

### 現況と課題

平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域や家庭で生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会参加の促進や自立の支援に努めることになりました。

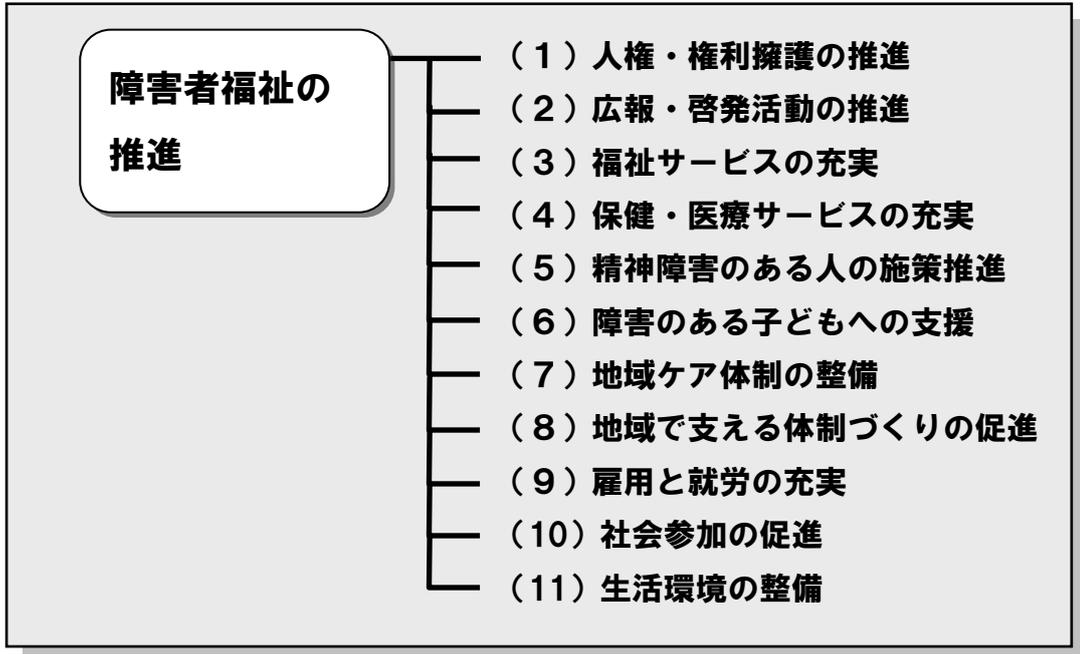
在宅の障害者については、高齢化が進行しているほか、障害の程度の重度化、核家族化や介護者の高齢化による家庭介護機能の低下などが問題です。

本市の障害者施設の利用希望者は定員数を上回っており、福祉的就労のニーズの高さがうかがえます。今後は、福祉的就労の場の拡充が課題であり、障害のある人が地域で自立した生活を送るためにも、就労や雇用は欠かせないものですが、現実は大変厳しい状況であり、就労支援体制や雇用機会の拡大を図り、障害のある人が社会参加しやすい環境整備を図ることが必要です。

また、障害の発生予防や早期発見、早期治療のための保健・医療施策の充実や療育などの充実が必要です。

さらに、障害のある人のライフステージに応じたきめ細かな行政施策の展開のために、身近な地域で気軽に相談できる体制の整備や、保健・医療・福祉の連携や援助体制の整備が必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 人権・権利擁護の推進

#### ①人権・権利擁護の仕組みづくり

障害のある人の人権・権利擁護を推進するため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、普及・啓発と人権相談体制の充実を図ります。

#### ②成年後見制度の啓発・普及

関係機関などと連携しながら、判断能力が十分でない人のため、権利を擁護する成年後見制度の啓発・普及を推進します。

### (2) 広報・啓発活動の推進

#### ①広報・啓発活動の充実

障害や障害のある人に対する理解を促進するため、広報活動や関係機関、団体との連携によるイベントなどを通して啓発に努めます。

#### ②福祉教育の充実

児童・生徒が障害に関する理解を深めるため、学校や地域における福祉教育の一層の充実を図ります。

### (3) 福祉サービスの充実

#### ①生活支援サービスなどの充実

ノーマライゼーションの理念を具現化するため、居宅支援サービスの給付をはじめ、その他多様なサービスを検討します。

また、相談支援事業体制の充実に努めます。

#### ②生活の安定支援

年金、障害者手当などの適切な支給に努めます。

また、受給資格者に対して不利益が生じないように、情報提供に努めます。

### (4) 保健・医療サービスの充実

#### ①障害の発生予防などの推進

障害の早期発見と予防、中途障害の発生予防対策、高齢期障害の発生予防対策を推進します。

#### ②発達障害のある人への支援

障害の早期発見、早期療養など、その人のライフステージに応じた支援の充実を図ります。

#### ③医療・リハビリテーションの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、ニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう、提供体制の整備に努めます。

### (5) 精神障害のある人の施策推進

#### ①精神保健福祉施策の充実

地域の中で安心して生活するために、精神保健サービスを主体的に利用できる体制の整備を図るとともに、早期に社会復帰ができるよう、医療機関と連携し、きめ細かな支援に努めます。

#### ②心の健康づくりの推進

心の悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、心の相談事業の充実を図ります。

### (6) 障害のある子どもへの支援

#### ①障害の早期発見・学校教育の推進

障害の早期発見、早期療養につながるよう、今後さらに乳幼児検診や相談事業の充実を図り、障害のある子どもと保護者の支援に努めます。

また、早期療育体制を整備し、個人に応じた適切な療育の推進に努めます。

#### ②保育、幼児・学校教育の充実

障害のある子どもが住みなれた地域・家庭で安心して成長できるよう、環境整備に努めます。

## (7) 地域ケア体制の整備

### ① ケアマネジメント体制などの推進

障害のある人の生活を支えるため、教育、文化、就労、スポーツなどに関する資源、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービス（行政でなくボランティアなどが地域で行うサービス）などを視野に入れた包括マネジメントが提供できるよう、体制の確立を目指します。

### ② 地域ケア体制の推進

障害のある人が利用可能な地域の社会資源の把握と開発に努めます。

## (8) 地域で支える体制づくりの促進

### ① 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉活動の活性化を促進します。

### ② ボランティア活動の推進

市民の誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、様々な情報提供や障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成を図ります。

## (9) 雇用と就労の充実

### ① 企業などへの協力要請と就労支援

企業及び職業安定所、関係機関との連携を強化し、就労を支えるボランティア・団体などの育成を図り、就労相談から就労、就労継続まで幅広い体制を構築します。

### ② 障害のある人に対する雇用対策

国・県などの諸支援事業を有効に活用し、雇用の促進を図ります。

また、公共施設業務などを活用した雇用機会の創出に取り組みます。

### ③ 福祉的就労の場の拡大

障害のある人やその家族から福祉的就労を望む声が多く、市内の福祉作業所や授産施設の利用希望者の増大が今後も見込まれることから、福祉的就労の場の拡大を図ります。

## (10) 社会参加の促進

### ① スポーツ、文化活動などの充実

障害のある人の健康増進と生活の質を高めるため、スポーツ・レクリエーション、文化活動のさらなる充実と障害のある人の参加を念頭においたレクリエーションなどの充実を図ります。

### ② コミュニケーション支援、生涯学習の充実

聴覚障害のある人に対しては、手話通訳によるコミュニケーション支援を充実します。そのための手話奉仕員などの養成を図ります。

また、障害のある人が生涯にわたって学べるよう、生涯学習の推進に努めます。

(11) 生活環境の整備

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障害のある人が様々な場所や機会を利用して社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立って、公共施設や道路、情報環境などのバリアフリー化の促進に努めます。

②防災・防犯対策の推進

地震などの災害時に障害のある人の安全が確保できるよう、避難場所の情報を提供するとともに、悪質訪問販売などの情報を提供します。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
作業所・授産施設等の就労者数	作業所・授産施設等において就労する人数	人	142	↗	↗
安心して暮らせると思う障害者の割合	市民アンケートで「安心して暮らせる」と回答する割合	%	—	↗	↗

## 2-5. 社会保障の充実

### 目標と方針

市民の健康保持及び福祉の増進を図り、健康で安定した暮らしができるまちを目指します。

国民健康保険事業では、保健予防事業と連携を図り、被保険者の健康づくりの促進に努めます。

また、国民年金では、無年金者をなくすため、広報・相談業務の充実に努めます。

生活困窮者に対して、個別の状況に応じた生活支援と自立援助を進めるため、社会福祉制度の根幹をなす生活保護制度の適正な運営を行います。

### 現況と課題

本市では、乳幼児・児童・生徒及び重度心身障害者、高齢重度障害者、一人親家庭の医療費に要する費用の一部を助成しています。対象者の増加や医療費の高額化などにより、市の財政負担は年々増加傾向にあります。

国民健康保険制度は、低所得者や高齢者の加入の増加、医療の高度化などによる医療費の増加が続き、財政運営は厳しい状況です。

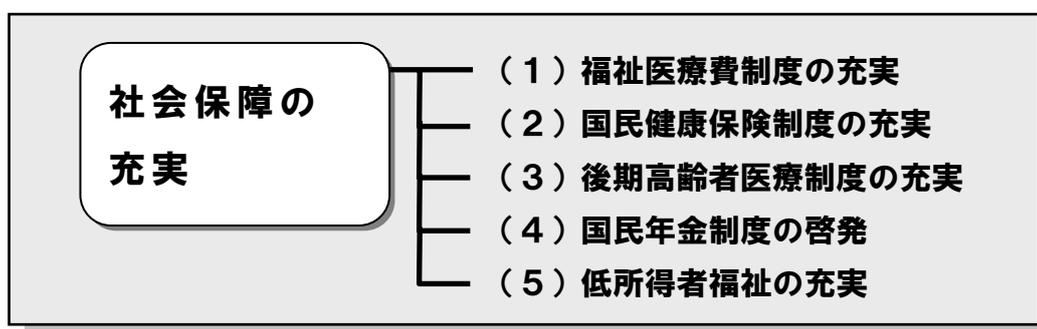
財政の健全化や予防施策による医療費の増加抑制に努め、安定した事業の運営が必要です。

現行の老人保健制度は、国の医療制度改革に伴い廃止され、新たに75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が平成20年4月から創設されます。

生活保護人員数は10年前の2倍になり、ケースワーカーの増員が必要です。

また、保護世帯の高齢化が顕著なため、医療費が増大して生活保護関係費の約6割を占めており、健診体制の充実や予防医療の推進が必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 福祉医療費制度の充実

安定的な福祉医療費制度の運営を維持するため、県補助事業の範囲拡大を働きかけるとともに、適切な給付・改善に努め、財政健全化を図り、福祉医療費制度の充実に努めます。

### (2) 国民健康保険制度の充実

啓発活動により市民の理解や関心を深め、将来を見据えた適切な税率の設定や収納率の向上に努めます。

さらに、保健予防事業と連携した医療費増加の抑制対策や診療報酬明細書内容点検の充実による医療費の適正化に努めます。

### (3) 後期高齢者医療制度の充実

後期高齢者医療制度における市事務の施行体制を整備し、普及・啓発活動を行い、制度の理解を深め、安定的かつ健全な運営を推進します。

### (4) 国民年金制度の啓発

無年金者の防止のため、関係機関などとの連携による啓発活動の充実や相談事業の充実を図ります。

### (5) 低所得者福祉の充実

生活保護世帯の個別の状況を把握し、生活保護費の適正化に努めます。

また、ケースワーカーを増員し、自立援助に向けた指導体制づくりを進めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
生活保護から自立した世帯数	生活保護受給世帯のうち受給しなくなった世帯数	世帯	6		
国民健康保険税の収納率	国民健康保険税調定額のうち収納済み額の割合	%	71.8		

## 3. 安心して子育てのできるまちをつくる

### 3-1. 子育て支援の充実

#### 目標と方針

地域と一体となった子育て支援の仕組みづくりや、子どもたちが健やかに育つ良好な環境づくりを進めるとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

#### 現況と課題

核家族化の進展や共働き家庭の増加、養育意識の変化などにより、家庭で十分な養育が受けられない児童が増加しています。

一方では、言葉や発達の遅れ、学校生活や家庭内での子育てに関する悩みを抱える保護者が増加しているほか、不登校、いじめ、児童虐待などの深刻な問題も顕在化しています。

このため、児童を取り巻く諸問題の解決と育成環境の向上に向け、家庭、学校、地域社会が一体となった地域ぐるみの健全育成や、社会環境の変化に即した児童福祉の充実が求められています。

本市の保育施設では、保育需用は年々多様化しており、保育内容の一層の充実や施設整備が必要です。

また、放課後児童の健全育成を促すための居場所づくりが必要です。

近年、結婚観や養育意識の変化に伴い、一人親家庭が増加傾向にあります。一人親家庭においては、精神的、経済的に不安定な状態に置かれることが多いので、生活の安定を含めた自立支援が必要です。

望んでも妊娠できない夫婦に対しては、相談などにより精神的なフォローをするほか、経済的な支援が必要です。

安心して産み育てることができるよう、必要な情報提供や相談体制の整備を図り、母子保健事業を充実させていくことが必要です。

## 保 育 園 の 状 況

公立認可保育園（箇所数）	3	（へき地保育園を含む）
民間認可保育園（箇所数）	18	—
定員（人）	1,775	（へき地保育園45人を含む）
就学前児童数（人）	3,611	—
入所児童数（人）	1,740	（へき地保育園18人を含む）
入所希望児童数（人）	1,740	—
就学前児童数に対する入所児童数の割合（％）	48.2	—
入所希望児童数に対する入所児童数の割合（％）	100.0	—

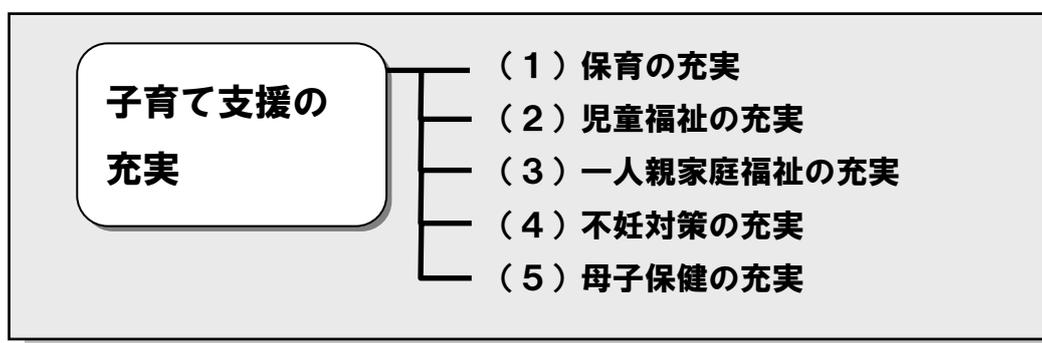
注：平成19年4月1日現在。

## 学 童 保 育 所 の 状 況

藤岡学童保育所	美土里学童保育所	学童クラブ スマイル
神流学童保育所	美九里西学童保育所	立石放課後児童クラブ
小野学童保育所	藤岡中央児童館学童保育所	日野学童保育所
ナースリー学童保育所	美九里東学童保育所	鬼石児童クラブ
キンダースクール	ひかり学童保育所	浄法寺児童クラブ

注：平成19年4月1日現在、市の委託施設。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 保育の充実

#### ①保育体制の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育士の資質向上に努め、保育内容の充実を図るとともに、地域との密接なつながりを持った保育を促進します。

#### ②保育施設の整備・充実

老朽化施設の改築や保育内容の充実を図るため、大規模改修をはじめ、民間保育施設への助成を含めた保育環境の計画的な整備に努めます。

### (2) 児童福祉の充実

#### ①放課後児童健全育成事業の充実

放課後に異年齢の児童が交流する中で、育ちあい、健やかに成長する場を提供する学童保育施設を各小学校区単位に設置し、安全で充実した居場所を提供します。

#### ②地域ぐるみの健全育成

子育ては地域社会の問題という認識のもと、積極的な啓発活動を実施するとともに、地域が一体となって子どもたちを温かく見守り育てる体制づくりに努めます。

#### ③子育て支援センターなどの充実

子育て中の親が気軽に立ち寄り、情報交換や各種相談ができる地域子育て支援センターや児童館、つどいの広場の活動内容の充実を図るとともに、育児サークルの育成を支援します。

#### ④家庭児童相談などの充実

十分な養育を受けられない児童や心身の発達などに問題を抱える児童に対し、家庭児童相談員、主任児童委員、学校などと連携のもと、措置が必要な児童の的確な把握に努めます。

#### ⑤既存施設の活用

児童に身近な学校、公民館、保育園、地区公会堂などを活用した学童保育所の設置など、既存施設の活用方策を検討し、児童の生活圏に見合う遊び場の確保に努めます。

### (3) 一人親家庭福祉の充実

#### ①生活・養育相談の充実

一人親家庭の生活や養育に関する悩みの解消、経済的な自立を促進するため、母子自立支援員などによる相談体制の充実に努めます。

#### ②自立支援の促進

母子家庭の経済的安定を図るため、児童扶養手当などの各種給付制度や貸付制度

の周知と活用を促進するとともに、就職に有利な技能や資格を取得するための支援を行います。

また、母子会などの活動を支援していきます。

#### (4) 不妊対策の充実

不妊相談の拡充と不妊治療に関わる費用の一部を助成します。

#### (5) 母子保健の充実

##### ①健診の充実

2歳児歯科健診を実施するなど各種健康診査をさらに充実します。

##### ②教室・相談の充実

育児をはじめ、様々な悩みをみんなで話しあう場を提供するための教室を開き、あわせて相談事業の充実を図ります。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
子育て相談件数	子育て相談実施箇所での相談受付件数	件	991		2,000
虐待発生件数	児童相談所への児童虐待の通告件数	件	12		

基本施策4

## 第4章 心豊かなふじおか

### 1. 生涯学びのあるまちをつくる

#### 1-1. 幼児教育・学校教育の充実

##### 目標と方針

小学校就学前の幼児が、人間形成の基礎を培えるように、家庭、幼稚園・保育園、学校、地域社会の連携をより密接にし、教育の充実を図ります。

小学生・中学生が確かな学力と生きる力、豊かな心を育み、たくましい人間として成長できるよう、教育内容の充実に努めます。

##### 現況と課題

幼児教育は、豊かな時間の中で人や自然と関わることを通して、人間形成の基礎を培えるように充実することが必要です。

本市には、公立幼稚園1園、私立幼稚園6園、公立保育園3園、私立保育園18園があり、就学前のほとんどの幼児が幼稚園・保育園で集団による幼児教育を受けています。

少子化の進展、共働き家庭の増加とともに、子育て支援環境の充実に対し、保護者からの要望が増える中で、様々なニーズへの対応や施設づくりが求められています。

本市の学校は小学校11校、中学校5校に約6,000名の児童・生徒が在籍しています。児童・生徒を取り巻く環境は、少子高齢化・高度情報化・国際化・科学技術の進展など、様々な面で大きく変化しているため、これらの変化に対応し、次代を担う主体的で心豊かなたくましい人づくりが求められています。

学校は、家庭や地域との連携を図り、時代の要請を的確に受け止めた教育活動を進めていくことが重要です。

また、地域に開かれ、地域との協力体制を築き、特色ある取り組みを充実することや特別支援教育のあり方の検討、読書や読解力向上への取り組み、情報化への対応や国際理解などが課題です。

さらに、いじめや不登校をなくし、健全な心を育てる教育のあり方の工夫改善に努めることが必要です。

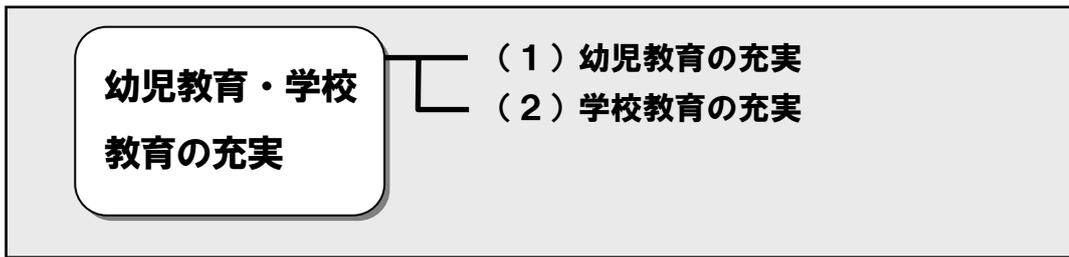
幼稚園・小学校・中学校の状況

			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
幼稚園	幼稚園数	園	6	6	6	7	7
	園児数	人	504	489	456	522	517
小学校	学校数	校	11	9	9	11	11
	学級数	学級	147	139	144	161	158
	児童数	人	4,008	3,972	3,956	4,239	4,119
中学校	学校数	校	5	4	4	5	5
	学級数	学級	62	56	57	66	66
	生徒数	人	1,958	1,950	1,934	2,155	2,168

資料：学校基本調査

注：各年5月1日現在。平成17年以前の数値は、合併前の藤岡市と鬼石町の数値を合算したものである。

施策の体系



施策の内容

(1) 幼児教育の充実

①教育内容・方法の充実

小学校就学までを見通し、幼児一人一人の成長過程に応じた育成支援ができるよう、教育環境の充実に努めます。

②教職員の資質の向上

地域内の幼稚園・保育園・小学校でお互いの保育や授業を見合うなど研修の機会を多くし、子どもの成長を理解するとともに、活動場面で適切な対応ができるよう、教職員の資質の向上に努めます。

③心の教育の充実

幼児が、人や自然と出会い関わる中で豊かな感性を育てられるよう、環境の構成を工夫し、幼児期の心の成長にふさわしい機会の確保に努めます。

#### ④健康・安全教育の徹底

幼児が、健康で安全な生活を送れるよう、家庭、幼稚園・保育園、地域社会の連携のもと、指導の徹底に努めます。

#### ⑤就園機会の充実

保護者の負担軽減を図るとともに、私立幼稚園に対する助成により就園機会の充実に努めます。

#### ⑥家庭教育の充実

子育てについて保護者の不安などが解消できるよう、相談事業を充実し、保護者同士の交流や親子のふれあいが深まるように働きかけ、適切な家庭教育を支援します。

### (2) 学校教育の充実

#### ①生きる力の育成を重視した教育内容の充実

保・幼・小・中の連携強化のもと、地域の特性や人材を生かし、指導体制の充実に努めるとともに、基礎・基本の知識・技能の確実な定着と心と体の健康づくりを進め、自ら学び自ら考える力の育成に努めます。

また、環境問題や国際化、情報化などの社会変化に対応した教育の充実、道徳教育・人権教育など豊かな心や思いやりの心、さらには、ふるさと体験学習による郷土愛を育む教育の充実に努めます。

#### ②心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、関係機関との連携を密にし、相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

#### ③特別支援教育の充実

関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

また、教育ニーズに応じた支援のため、県立特別支援諸学校との連携強化を県に要望します。

#### ④家庭や地域との連携・融合

地域社会への学校施設の開放や学校支援センターの一層の充実に努め、児童・生徒や教職員の地域社会との交流などを通じ、開かれた学校づくりを進めます。

#### ⑤特色ある教育活動の推進

地域に根ざした様々な教育的資源を活用した特色ある活動に取り組み、個性豊かな教育の実践を図ります。

また、そろばん教育の導入や小学校英語活動の体系化、鬼石野外活動センターや

土と火の里公園などを活用した様々な体験活動、中学校区を中心として義務教育9年を見通した小中連携などを推進します。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
いじめ件数	小中学校におけるいじめの件数	件	85		
不登校児童・生徒比率	全児童・生徒のうち不登校者の割合	%	1.5	1.0	

## 1-2. 教育環境の整備

### 目標と方針

児童・生徒がいきいきと学習できるよう、教育施設や教育条件などの教育環境の整備・充実を図ります。

また、安全で安心なおいしい給食を提供できるよう、給食センターの整備に努めます。

### 現況と課題

本市では、児童・生徒数の減少により、学校の統廃合などを実施してきましたが、引き続き各学校の実情を踏まえた学校規模の適正化に努め、よりよい教育環境の中で教育が受けられるよう、老朽化している施設の計画的な改修、耐震化への対応、特色ある学校づくりに対応した教育環境の整備に努めるとともに、地域開放を考慮した学校施設の整備が課題です。

また、教育の課題や特色ある学校づくりに対応した人的配置や教育条件の整備が急務です。

学校給食センターは、第一調理場と第二調理場の合計で1日約7,000食を調理していますが、施設・設備の老朽化が進んでいます。

近年、O-157やノロウィルスなどによる食中毒が各地で発生していることから、食の安全確保のため、調理場の衛生管理の徹底が必要です。

さらに、偏食などによる生活習慣病や肥満傾向、食生活や社会環境の変化による食物アレルギーが増加しており、献立の充実や食の指導が重要です。

市内の県立高校は普通高校の再編により3校となりましたが、社会の変化や多様化に対応し、教育の充実や魅力と活力ある学校づくりが期待されています。

また、市民の高度な専門知識や技術習得のため、専門学校などの高等教育機関の誘致が課題です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 教育施設の整備

児童・生徒が自主的にいきいきと学習できるように、安全で快適な教育施設・設備の整備に向け、大規模改修工事や耐震補強工事を行い、学校施設の整備に努め、教育環境の充実を図ります。

また、学校統廃合などに伴い購入したスクールバスの更新を図ります。

さらに、教育研究所・通級指導教室の整備・充実を図ります。

### (2) 教育条件の整備

#### ①課題解決のための人的配置

不登校問題や学力の保証、さらに、特別教育支援には人的配置が不可欠であり、マイタウンティーチャーや学校図書館司書の拡充、カウンセラーの充実など具体的な配置に努めます。

#### ②学校間ネットワークの整備

各学校で質の高い教育を展開するため、情報機器を適正に配備するとともに、有効な教材・教育資料などを共有できるよう、データベース化を進めます。

また、個人情報適切な管理や不要な紙媒体の削減に努めます。

### (3) 学校給食の充実と施設の整備

児童・生徒が生涯にわたり健康を維持していくため、食の大切さを知り、健康な生活を送るための能力を身につけられるよう、食育の推進を図るとともに、増加傾向にある食物アレルギーへの対応を進めるなど給食の充実に努めます。

また、老朽化している施設・設備については計画的に整備を進め、衛生管理を徹底し、安全・安心なおいしい給食を提供します。

### (4) 高校・高等教育の振興

経済的理由による修学困難者の高等教育機関への進学を支援し、質の高い学習機

会を提供するため、奨学資金制度の充実に努めます。

また、市内の県立高校に対し、地域に根ざした特色と魅力ある学校づくりを働きかけ、地域との連携に努めます。

さらに、地域高校生の就学機会の増大や人材の育成、地域の教育文化向上のため、専門学校や大学の立地を働きかけます。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
学校施設耐震化率	全小中学校のうち耐震化された学校の割合	%	12.5		100.0

## 1-3. 生涯学習の推進

### 目標と方針

誰もがいつでも集い、学び、協力しあう心の広場の充実を図り、市民の学習・文化活動を豊かにするために必要課題を的確に把握し、市民生活の充実に努めるとともに、教育行政・生涯学習の拠点となる複合施設の整備を進めます。

また、市民が充実した学習活動ができるよう、公民館・図書館などの整備・充実を図ります。

### 現況と課題

本市では、公民館を中心に活発な生涯学習活動が実施されていますが、利用者の増加により現有施設では十分な対応ができない状況にあります。

今後、新たな拠点施設を整備し、市民一人一人が、生涯にわたって主体的に行う学習活動のきめ細かな支援をすることが、行政の重要な課題です。

また、生涯学習ボランティアを活用した活動や団体・グループの育成・支援などを含め、誰もが自分のペースで学べる環境を整備することが必要です。

このため、文化・学習活動を指導する人材の発掘・養成、枠を越えた学習機能の連携、さらには、学んだ成果を地域に還元する仕組みづくりなどが重要な課題です。

公民館などの生涯学習施設については、老朽化や安全性・ユニバーサルデザインなどを考慮して、計画的に改修に努めるとともに、柔軟な運営について検討することが必要です。

市立図書館は、多様な学習機会に答えられるよう、計画的に蔵書や視聴覚資料の充実を図っており、市立図書館と学校図書室のネットワーク化により、各学校から図書の検索や予約ができるようになっています。

今後も利用者ニーズに即したより一層のサービスの拡充を図り、風土に根ざした特色のある図書館づくりや館外サービスのあり方について検討を進めることが必要です。

社会教育施設一覧

藤岡公民館	平井公民館	市民ホール
神流公民館	日野公民館	鬼石多目的ホール
小野公民館	鬼石公民館	藤岡市自然の家
美土里公民館	図書館	
美九里公民館	青少年センター	

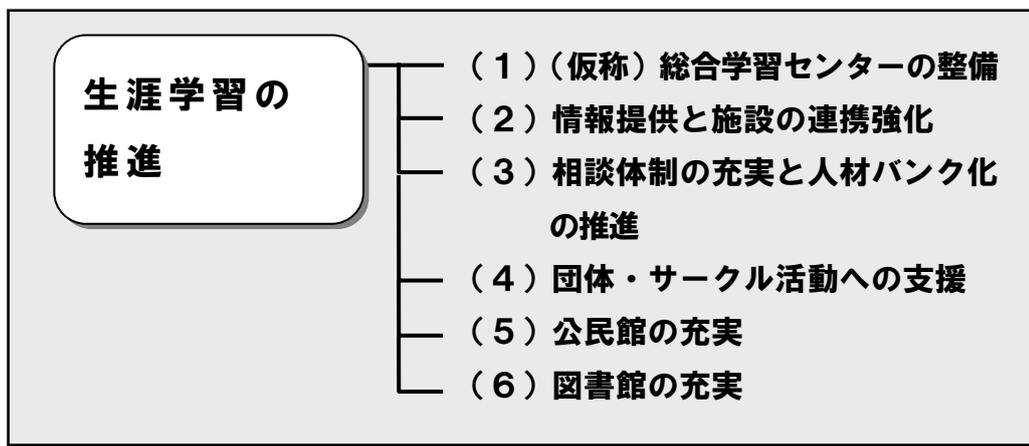
注：平成19年4月1日現在。

図書館及び利用者の状況

(単位：冊、人)

	蔵書数	貸出登録者数	利用人数		利用冊数	
			総数	一日平均	総数	一日平均
平成14年度	197,181	37,191	114,066	411	268,214	968
平成15年度	205,911	38,756	118,267	425	273,665	984
平成16年度	209,809	40,376	117,657	417	299,514	1,062
平成17年度	216,898	42,486	113,997	393	288,820	996
平成18年度	222,927	44,064	114,297	394	296,417	1,022

施策の体系



施策の内容

(1) (仮称) 総合学習センターの整備

生涯学習センター機能を有する教育行政の中核施設を整備し、利用者の増加・きめ細かな支援に対応します。

分散している教育関係機能を集約するとともに、市民の多様化する学習ニーズへの対応や教育文化活動の場の提供のため、ユニバーサルデザインに配慮した生涯学習施設などの整備に努めます。

## (2) 情報提供と施設の連携強化

日々変化する社会への適応や個人のうるおいのある生活を求めるニーズに対応し、社会教育関連情報の迅速な提供とともに、市や県の関係機関、近隣の企業・関係団体・大学などとの連携強化を図ります。

## (3) 相談体制の充実と人材バンク化の推進

個人の学習要求や団体・サークルの運営などに関する相談に適切に対応できる体制を整備し、地域の人と人をつなぐ役割を充実するため、生涯学習指導者などのボランティア登録を含めた人材のデータバンク化を推進します。

## (4) 団体・サークル活動への支援

市民団体・サークルが取り組む学習文化活動が、個人の学習要求にとどまらず、活動の広がりや内容の深まりを増しながら、まちづくりにつながる活動となるよう支援します。

## (5) 公民館の充実

自主的な生涯学習の場として幅広い年齢層の市民が快適に利用できるよう、計画的に老朽化した施設の改善と整備を進め、利用促進を図ります。

また、各種教室・講座の内容を工夫して学習意欲の向上を目指します。

## (6) 図書館の充実

図書館事業及び蔵書・視聴覚資料などのより一層の充実を図り、親しまれる施設づくりに努めます。

また、移動図書館車を含め館外サービスの充実・改善に努めます。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
公民館利用者数	公民館の利用者数	人	186,367	↗	↗
市民一人当たり 図書貸出数	図書貸出数を市人口で除した数	冊	5.8	↗	↗

## 1-4. 生涯スポーツの振興

### 目標と方針

市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康の維持・増進を図れるよう、生活の中にスポーツの定着化を推進します。

### 現況と課題

各スポーツ大会及びスポーツ教室への参加者数が、ともに年々増加傾向にあることから、市民のスポーツへの関心が高まり、心身両面にわたる健康づくりや仲間づくりを目的とした生涯スポーツ活動が盛んになってきたと考えられます。

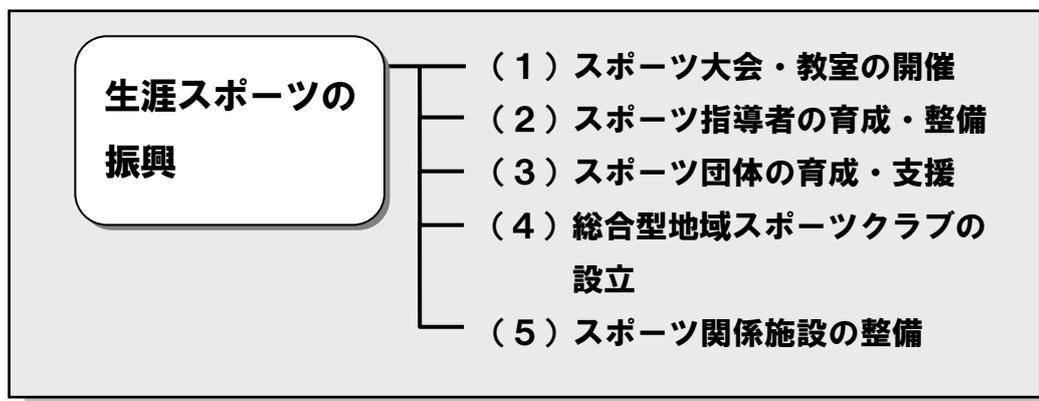
一方、少年のスポーツ離れを取り払い、高齢者がスポーツに接する機会を拡充するなどの対策が必要です。

また、スポーツ活動を推進するための指導者の育成が課題です。

さらに、地域において子どもから高齢者までが集い、様々なスポーツを取り入れ、「人づくり・まちづくり」が行える総合型地域スポーツクラブの設立を支援していくことが必要です。

スポーツは健康・体力の保持・増進を図るばかりでなく、人生を豊かにするとともに、明るく活力に満ちた生きがいのある社会づくりに資するものであるため、スポーツ活動が積極的に行えるよう、環境の整備を進めていくことが重要です。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) スポーツ大会・教室の開催

スポーツへの関心を高めるため、各種スポーツ大会を体育協会と連携して開催し、競技力の向上及び競技人口の増加を図り、競技スポーツの振興に努めます。

また、各種スポーツ教室を開催し、市民一人一人が日常生活の中にスポーツを取り入れられるよう、スポーツ活動に親しめる機会の拡充に努めます。

### (2) スポーツ指導者の育成・整備

スポーツ少年団指導者及び体育指導委員などのスポーツ指導者の育成に努め、少年スポーツ活動の充実や市民の要請に応じて指導者がいつでも派遣できるよう、スポーツ指導体制の充実を図ります。

### (3) スポーツ団体の育成・支援

地域・学校・体育協会などと連携して、各種スポーツ団体の情報収集を行い、きめ細かなサービスの提供とスポーツ活動への積極的な支援に努め、継続的に活動が行えるよう、団体の育成を図ります。

### (4) 総合型地域スポーツクラブの設立

地域住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の設立を進め、子どもから高齢者までの誰もが、年齢・技術に関係なく様々なスポーツ活動をすることができ、一貫した指導により個々の能力をのばすことのできるよう、スポーツを継続して楽しめる環境づくりに努めます。

### (5) スポーツ関係施設の整備

スポーツ活動の拠点整備として、既存の運動施設の改修、充実に努めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
スポーツ施設の 利用者数	スポーツ施設の利用人数	人	424,491		
学校体育施設の 利用者数	学校開放による体育施設の利用人数	人	174,817		

## 1-5. 青少年の健全育成

### 目標と方針

青少年健全育成の重要性に対する市民の意識を高めるとともに、学校、関係団体、企業などと連携して、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

地域の大人との交流や仲間同士の交流を通じ、開かれた人間関係や社会関係を育てる機会をつくります。

### 現況と課題

近年、少年による、あるいは少年が被害者となる、社会を震撼させる事件が多発しており、大変憂慮すべき状況にあります。

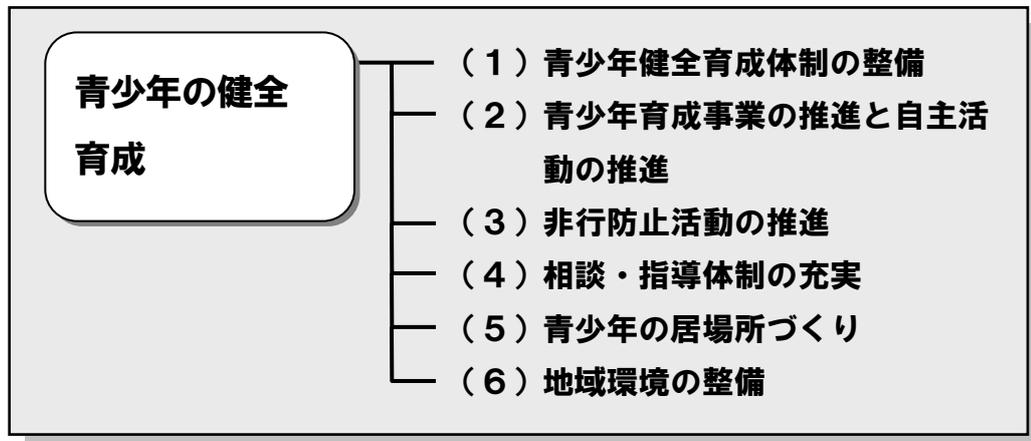
青少年は、常に時代の変化に敏感であり、急速な情報化や国際化などにも柔軟に対応しながら学業や勤労に励んでいます。

青少年を取り巻く社会状況の変化、とりわけ価値観の多様化、青少年の行動様式の変化、核家族化、少子化などにより、家庭及び地域における青少年の教育環境の変化が顕著にみられます。

また、青少年の地域活動への参加や異年齢集団での活動が減少傾向にあり、社会性の低下を招いているとともに、精神的な弱さや自己中心的な傾向を持つ若者や定職に就かない若者の増加などが問題になっており、家庭、学校、地域の連携強化が重要です。

さらには、大人の責任として、青少年を取り巻く環境の浄化や、家庭における教育機能のより一層の充実に努めるとともに、青少年関係団体の育成強化を図ることが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 青少年健全育成体制の整備

青少年の健全育成の重要性に関する市民の意識を高めるとともに、関係団体による活動に助成を行いながら、学校、関係団体、企業と連携し、地域全体で青少年を健全育成する体制づくりを進めます。

### (2) 青少年育成事業の推進と自主活動の推進

公民館などにおける体験事業、親子参加事業などの各種事業の推進と充実に努め、青少年のリーダーの育成を図るとともに、青少年のボランティア活動などへの参加を促進します。

### (3) 非行防止活動の推進

青少年の行動における課題を把握し、青少年に対する市民の理解を深めながら、学校、関係団体、企業などと連携し、地域全体で環境浄化活動などの非行防止活動を推進します。

### (4) 相談・指導体制の充実

青少年センターの施設整備を進め、各種相談機関との連絡調整に努め、個々の実態にあわせた相談・指導を行う体制の充実を図ります。

### (5) 青少年の居場所づくり

子どもたちの個性や意見を尊重しながら、放課後の学校や公民館、児童館、公園などの公共施設を有効に活用し、NPO や民間企業などとも連携しながら、青少年の交流や活動場所の確保に努めます。

### (6) 地域環境の整備

非行防止や青少年の健全育成を進めるため、関係機関・団体との連携を密にして、青少年に有害な社会環境を排除し、青少年が安心して積極的に活動できる明るい地域環境の整備・充実を図ります。

#### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
青少年センター 相談件数	青少年センターでの相談受 付件数	件	7		

## 2. 文化のかおるまちをつくる

### 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

#### 目標と方針

市民の芸術鑑賞・創造活動の中心となるみかほみらい館を拠点として、活動・発表の場の提供や学習・鑑賞機会の拡充に努めるとともに、各種文化団体の育成、支援を進め、総合的な文化環境の充実を図ります。

また、市内に存在する貴重な歴史的文化的遺産や伝統ある郷土芸能の保護・保存・普及に努め、市民が郷土に愛着が持てるまちづくりを目指します。

#### 現況と課題

みかほみらい館は、市民の芸術文化活動の拠点として、優れた芸術文化を鑑賞する場や市民自らが創造し発表する機会を提供してきました。時代の変化に伴い、市民ニーズの多様化が進み、これまでも増して、きめ細かい総合的な文化施策が必要です。

藤岡歴史館は、埋蔵文化財の保管が主目的であり、埋蔵文化財を中心に常設展示や企画展、講演会を開催し、地域の歴史や文化を理解する一助としています。

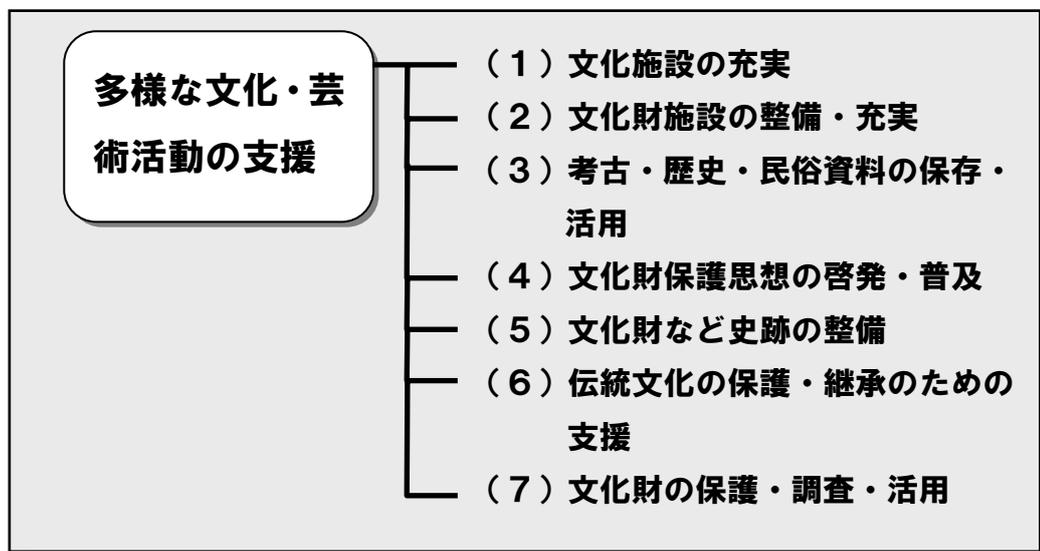
また、民俗・歴史関連資料は、郷土資料館が閉館後、藤岡歴史館の企画展で公開しているのが現状であり、常設展示ができないため、郷土博物館建設が求められています。

市内には数多くの指定文化財がありますが、その保護・活用は十分とはいえず、管理体制の充実や保存整備の推進を図り、貴重な財産として後世に継承しなければなりません。

さらに、毛野国白石丘陵公園の整備と連携しながら古墳の復元整備を推進し、歴史教育の場として活用することが課題です。

各地区に残る郷土芸能や伝統行事は、後継者不足や都市化の進展により年々失われつつあります。必要に応じた記録保存や次世代に伝承していくための後継者育成が課題です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 文化施設の充実

みかぼみらい館を拠点として、芸術文化に接する機会の充実拡大を目指すとともに、市民の自主的な芸術文化活動を振興するため、文化関係団体の育成支援、文化施設の整備に努めます。

また、市民ホールや鬼石多目的ホールは、公民館活動における発表の場や各種公演会が開催されて、文化活動の拠点となっており、今後も市民の芸術文化活動を支援するため、施設整備・維持管理に努めます。

### (2) 文化財施設の整備・充実

平成13年に作成した（仮称）藤岡市郷土博物館建設基本計画を見直し、本市の歴史と文化を保護し、情報発信する施設として整備に努めるとともに、体験学習館などの既存施設の整備・充実に努めます。

### (3) 考古・歴史・民俗資料の保存・活用

地域の文化を継承するために収蔵した、考古・歴史・民俗資料の一層の管理・補修・保存処理を実施します。

### (4) 文化財保護思想の啓発・普及

文化財を身近なものとするため、啓発に努め、文化財めぐりなどの学習機会の充実を図るとともに、文化財愛護団体の育成に努めます。

### (5) 文化財など史跡の整備

毛野国白石丘陵公園の中核となる国指定史跡の七輿山古墳や白石稻荷山古墳を含む史跡用地の取得が終了するのに伴い、貴重な歴史遺産を活用するため、計画的な古墳の復元整備に努めます。

また、養蚕指導の教育組織「高山社」発祥の地の世界文化遺産登録を推進します。

### (6) 伝統文化の保護・継承のための支援

地域の人に愛され育まれ、培われてきた郷土の芸能や伝統行事の保存継承を図るため、記録保存や後継者育成の支援に努めるとともに、講演会などを開催し、伝統文化の普及・啓発を進めます。

### (7) 文化財の保護・調査・活用

国指定の名勝及び天然記念物「冬桜」の保護に努めるとともに、「三波石峡」の保存管理計画を作成し、観光資源として地域の活性化に努めます。

また、遺跡分布地図の作成を行い、埋蔵文化財の周知徹底を図るとともに、開発と文化財保護との適切な調整に努めます。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
文化協会加盟団体数	文化協会に加盟する団体数	団体	100		
文化振興事業団共催事業	みかぼみらい館で市民実行委員会と共催した事業数	事業	8		

基本施策5

## 第5章 賑わうふじおか

### 1. 働きがいのあるまちをつくる

#### 1-1. 農林業の振興

##### 目標と方針

農業生産基盤である農業・農村整備を推進するとともに、優良農地の保全と農地の効率的な利用を図ります。

また、農業経営者が魅力と生きがいを感じられるような、将来展望のある農業経営の実現を支援します。

さらに、林業の自立及び山林の荒廃防止のため、林業基盤の整備をはじめ、森林の持つ公益的機能の発揮に努めます。

##### 現況と課題

都市化の進展に伴い、兼業農家や農業後継者のいない農家の割合が増加しています。

また、世代交代などに伴い、経営意欲を持ち自立した農業者と自給的農業者との分化が進むものと予測されます。

農業従事者の減少・高齢化の進行から、遊休農地などの未利用地が年々増大しています。

このため、生産性が高く安定した経営が行えるよう、農地の集約化による土地の有効利用や、生産組織の育成、強化を図り、農作業形態の変化に対応した農業生産基盤の一層の充実を進めながら低コスト化を図り、高付加価値作物の導入、環境保全型農業の推進などにより、農業生産体制の強化に努め、経営の合理化を図ることが必要です。

農業振興地域の農用地面積のうち、ほ場整備率は42.3%（平成18年度末）と低い状況です。ほ場整備事業を推進するとともに、農地・農業用水・農村環境などの資源の保全・向上に努め、農業・農村整備を図ることが必要です。

長期的な木材価格の低迷により、林業は産業としての機能が低下し、担い手の減少を招き、山林の荒廃が進んでいます。

林道は、林業基盤の確保に加え、農山村地域の人々の生活道、森林浴を楽しむ人々のアクセス道など多面的な役割を果たしています。林道は30路線、総延長は

53,773mありますが、利用者の安全な通行などに適した林道整備を推進していくことが必要です。

また、森林には、木材生産地としての役割のほかに水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全などの役割があり、これら森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林の保全及び育成による治山対策の促進に努めるほか、住宅への地元産材の活用、森林・林業体験や環境学習、森林浴の場などとして活用することが必要です。

### 農業振興地域の状況

(単位：ha、%)

総面積	18,009
農業振興地域 (A)	15,276
農用地区域 (B)	1,453
割合 (B/A)	9.5

注：平成18年4月1日現在。

### 農家数・農家人口

(単位：戸、人)

	農家数					農家人口	農業就業人口
	総数	専業	兼業				
			総数	農業が主	兼業が主		
昭和60年	3,408	580	2,828	749	2,079	15,761	5,224
平成2年	2,942	477	2,465	447	2,018	13,287	4,432
平成7年	2,622	412	2,210	398	1,812	11,368	3,688
平成12年	2,278	292	1,986	271	1,715	9,821	2,758
平成17年	2,190	316	1,874	215	1,659	(販売農家) 5,398	2,206

### 経営耕地面積

(単位：ha)

	総面積	田	樹園地	畑	1戸平均 耕地面積
昭和60年	2,304.9	1,052.8	628.7	623.4	0.68
平成2年	2,058.3	1,036.5	353.7	668.1	0.70
平成7年	1,838.8	951.2	165.7	721.9	0.70
平成12年	1,564.3	876.3	67.1	620.8	0.69
平成17年	1,180.1	697.9	39.0	443.2	0.54

資料：農林業センサス

注：各数値は、合併前の藤岡市と鬼石町の数値を合算したものである。

農業粗生産額

(単位：千万円)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総額		593	532	489	498	498
耕種	耕種計	407	385	363	365	366
	米	60	58	62	63	65
	麦類	34	35	33	21	24
	雑穀豆類	1	1	1	1	1
	いも類	4	3	3	3	4
	野菜	230	222	206	221	217
	果実	23	23	20	20	22
	花き	48	38	30	29	29
	工芸	5	4	5	5	4
	種苗	1	1	1	1	0
養蚕		3	3	3	2	2
畜産	畜産計	184	144	124	132	132
	肉用牛	12	12	13	16	15
	乳用牛	59	59	57	52	58
	豚	64	62	48	54	51
	鶏	46	8	6	×	×
	その他	3	3	1	3	×
加工農作物		—	—	—	—	—

資料：生産農業所得統計

注1：各生産額は、合併前の藤岡市と鬼石町の数値を合算したものであるため、表示単位の関係で合計額が合致しない場合がある。

注2：×は数値が公表されていないもので、—は事実のないもの。

施策の体系



施策の内容

(1) 農業の振興

①意欲ある多様な担い手の育成

意欲的な担い手が、農業経営改善計画を達成できるよう、支援を行うとともに、認定農業者の拡大や再認定の推進を図ります。

**②家族経営協定などの推進**

女性が農業経営に参画できる環境づくりを目指します。

また、家族経営協定の締結を積極的に推進し、経営における役割分担を明確にして農業への就業意欲の高揚を図ります。

**③優良農地の保全**

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適正な運用により、優良農地を保全し、ほかの土地利用との調整による適正な土地利用を図ります。

**④農地の効率的な利用**

農作業の受委託や利用権の設定を推進し、遊休農地の解消を図るとともに農地の有効な利活用を図ります。

**⑤農業経営基盤強化促進対策事業**

これからの農業を担う意欲ある農業者を確保・育成し、農地の有効利用を図るため、農地の集積化に努め、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策などを総合的に実施します。

**⑥特産振興**

本市独自の特産品の振興を図るとともに、そのPRと地産地消に努めます。

**⑦農畜産経営の強化**

農業・畜産農家の安定した経営への改善を促進するため、施設整備や優良種牛・豚の導入を推進し、生産基盤の整備を図るとともに、生産性の向上を推進します。

**⑧ほ場整備**

現在施工中の県営藤岡南部土地改良事業、市営戸塚地区土地改良事業の早期完成を図るとともに、近代的な農業を行うための基盤整備であるほ場整備事業の啓発、推進に努めます。

**⑨農業・農村整備**

農業用排水路、ため池、農道などの農業用施設を自然環境・景観に配慮して整備・改修し、農業の生産性の向上と良好な営農条件の確保を図ります。

また、農村地域の自然環境を保全し、快適な田園空間の創造に努めます。

**(2) 林業の振興****①林道・作業道の整備**

現在施工中の林道高畑線の早期完成を図るとともに、既設林道の維持管理に努めます。

また、林業施策にあわせ、作業道及び葉脈路を適時設置し、道路網の整備を推進します。

②木材生産の保護

木材輸入の抑制などを国に働きかけ、生産意欲を持てる木材価格の実現を目指します。

③木材生産・利用の促進

県産材センターとの連携のもと、住宅への地元産材の利用拡大及び間伐材の用途拡大を目指し、伐採の促進による木材生産量の増加を図ります。

また、特用林産物の生産確保に努めます。

④林業作業の省力化

作業の省力化、生産物の高品質化を図るため、高性能機械の導入及び更新を促進します。

⑤森林の保全

林業作業の更新サイクルである植林・保育・間伐・生産が実施できる体制をつくります。

⑥森林資源の活用

県立みかほ森林公園の充実を働きかけるとともに、ハイキング道の整備を進めます。

また、木材チップの燃料などへの再利用を推進します。

⑦担い手の減少及び高齢化への対策

林業後継者育成対策などを実施し、担い手づくりを推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
認定農業者数	認定農業者の人数	人	135	155	175
農業生産組織数	農業生産法人の数	法人	3	9	15
ほ場整備率	農業振興地域内の整備済みほ場の割合	%	42.3	50.1	52.7

## 1-2. 工業・地場産業の振興

### 目標と方針

既存企業の活性化対策を進めるほか、環境・リサイクル・エネルギーなどに配慮した研究開発型企业や流通企業などの優良企業誘致を進め、地域産業の振興によるまちづくりを目指します。

産学官の連携や異業種交流を進め、地域産業の技術の高度化、新分野への取り組みを支援します。

### 現況と課題

本市の工業は、旧来からの瓦製造業に替わって、昭和40年以降の企業誘致により、輸送機器、電気、プラスチック製品などの企業立地が進むとともに、地元資本による起業が相次ぎました。

さらに、昭和55年の関越自動車道の開通により本市の開発ポテンシャル（可能性として持っている能力）が一層高まり、順調な発展を遂げています。

しかし、既存企業の多くは中小企業で占められ、景気変動に左右されやすい構造となっているほか、景気の低迷や経済のグローバル化などにより、総体的に停滞傾向にあります。

既存企業の体質強化や付加価値の高い先端企業の立地を促進し、経済環境の変化に対応できる産業構造・産業基盤の強化を図ることが必要です。

#### 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成8年	318	9,876	20,004,858
平成9年	315	9,757	21,545,331
平成10年	336	9,753	20,345,170
平成11年	311	9,305	19,032,280
平成12年	311	8,944	20,473,946
平成13年	291	8,522	19,493,606
平成14年	268	8,117	18,260,122
平成15年	289	8,298	18,917,496
平成16年	257	8,192	19,698,099
平成17年	274	8,582	20,045,634

資料：工業統計調査

注1：各数値は、合併前の藤岡市と鬼石町の数値を合算したものである。

注2：従業員4人以上の事業所の数値。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 既存企業の振興

既存企業の経営基盤強化、技術・製品の販路開拓などへの支援や設備投資に対する融資あっせんを行うほか、事業拡大を支援するため、操業環境の改善に努めます。

また、藤岡商工会議所、鬼石商工会などを通じた経営相談・経営指導・企業診断などの充実により経営改善を進めます。

### (2) 企業誘致の推進

優良企業の受け皿として工業団地を整備し、工業用水の確保に努め、柔軟な産業構造を実現するため、多様な企業の誘致を図るほか、企業の市内立地を促進するための優遇措置を講じます。

### (3) 新産業の育成

創業や新産業・新分野進出のため、中小企業の特許や実用新案などの知的所有権取得を支援するとともに、セミナーなどによって企業の人材育成を図ります。

また、産学官の連携・異業種交流などにより、医療関連や環境・エネルギー関連企業など、新たな分野に取り組むベンチャー企業の育成をはじめ、次世代産業の開発を支援します。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
事業所数	工業統計による事業所数	事業所	274	315	350
製造品出荷額等	工業統計による製造品出荷額等	億円	2,005	2,400	2,800

注：「事業所数」及び「製造品出荷額」の基準は平成17年。

## 1-3. 商業・サービス業の振興

### 目標と方針

商店街が、人々で賑わいあふれる場に再生できるようにします。

NPOなどの地元団体や市民自らが社会サービスの提供や商品販売などを行えるようにします。

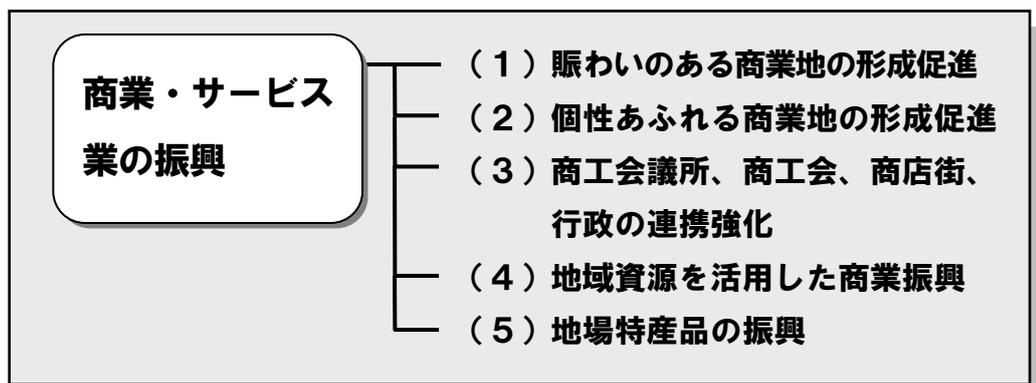
### 現況と課題

本市の卸売業、小売業をあわせた商店数は867店、従業員数は5,083人、年間販売額は1,017億円（平成16年商業統計調査、合併前の鬼石町を含む）です。

近年の推移では、商店数、従業員数、年間販売額ともに浮き沈みがみられます。

本市商業は、多野藤岡地域を主な商圈として発展してきましたが、高崎市に近接する立地条件や車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化などを背景に購買力の流出が勢いを増しており、既存商店街の再生・整備をはじめ、商業経営の近代化や沿道型商業の適正誘導などが課題です。

### 施策の体系



### 施策の内容

#### (1) 賑わいのある商業地の形成促進

街並みの再生を目指して、空き店舗の活用やチャレンジショップ、産地直売所など商業活性化施策を推進します。

## (2) 個性あふれる商業地の形成促進

市民の生活に密着した個店や商店街が、地域ニーズに適切に対応し、各個店が専門性を強化することにより、大型店とは異なる個性ある商店街づくりを目指します。

## (3) 商工会議所、商工会、商店街、行政の連携強化

商業活性化策を推進するために、商工会議所を中心として商工会、商店街との連携体制の強化を図ります。

## (4) 地域資源を活用した商業振興

豊かな自然や文化・歴史などの観光資源を生かした商業の振興を図ります。

## (5) 地場特産品の振興

観光客などのニーズに対応した、本市ならではの特産加工品の開発に積極的に取り組みます。

また、県内外のイベントへの物産出展、インターネットを活用したPRなど販路の拡大を図ります。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
商店数	商業統計による商店数	店舗	867	900	900
販売額	商業統計による販売額	億円	1,017	1,100	1,200

注：「商店数」及び「販売額」の基準は平成16年。

## 1-4. 勤労者福祉と雇用の充実

### 目標と方針

環境の変化への総合的な対応を進め、若年層にとって魅力ある就業の場の提供や、高齢者、障害のある人、女性などの意欲と能力が十分発揮できる雇用環境の整備を促進し、就業機会の拡充を図ります。

### 現況と課題

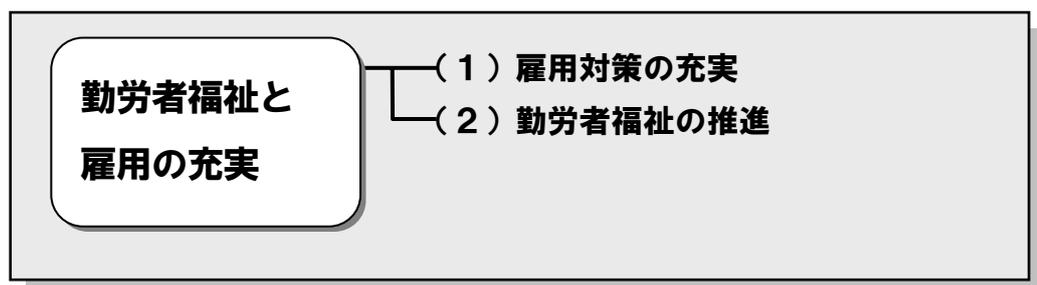
景気が緩やかな回復傾向となり、雇用情勢も緩やかに改善しつつあります。

しかし、雇用形態や職種・能力・賃金など企業側の求める人材と、求職者側の就職意識の多様化などにより雇用のミスマッチがおきています。

このため、藤岡公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、雇用拡大に向けた啓発活動や、多様なニーズに対応できるよう、就業機会の拡充を図るとともに、就業者や就業希望者の職業能力向上を支援し、雇用の安定と促進を図ることが必要です。

また、高齢者の増加や障害のある人、女性の社会進出などに対応した、勤労者福祉の向上を図ることが必要です。

### 施策の体系



### 施策の内容

#### (1) 雇用対策の充実

企業誘致や既存企業の活性化、新産業の育成などにより働く場の拡大を図り、職業安定所と連携して就業情報の提供に努めるとともに、企業説明会や就職面接会の開催などの就業支援を行います。

また、研修会などの拡充により勤労者の職業能力の向上に努めます。

さらに、労働環境整備資金融資制度や次世代育成支援制度などの活用により魅力ある職場づくりを促進します。

若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、高齢者や障害のある人、女性の雇用促進に努めます。

## (2) 勤労者福祉の推進

勤労者住宅建設資金融資制度などの充実を図り、勤労者の居住環境整備や生活改善を促進します。

また、企業・行政・市民が一体となって勤労者の余暇活動の充実に努めます。

### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
有効求人倍率	公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合	倍	1.18	1.25	1.30
高校生の地元就職率	市内高校卒業者が市内に就職する割合	%	31.5	40.0	50.0

## 2. 人が集うまちをつくる

### 2-1. 観光資源の開発整備

#### 目標と方針

豊富な観光資源を活用し、魅力ある観光を確立するため、周遊ルートを整備して通年滞在型観光地づくりに努めます。

#### 現況と課題

余暇時間の増大やレジャー志向の高まり、さらには車社会の一層の進展などにより観光・レクリエーション活動が活発化しており、観光需要は今後ますます多様化・個性化することが予想されます。

本市は関越自動車道・上信越自動車道の分岐点にあり、広域的な集客が見込まれる立地条件を有しており、観光交流拠点である「ららん藤岡」をはじめ、工芸体験のできる「土と火の里公園」、国指定の名勝及び天然記念物「桜山公園」や「三波石峡」、「ふじの咲く丘」などの観光拠点施設の整備を進めてきましたが、観光資源が点在化しており、観光入込客数をみると年間約 258 万人が訪れているものの、そのほとんどが日帰り客となっています。

今後は、温泉施設の活用を図った周遊性のあるルートづくりや広域的な観光ネットワーク化などが課題です。

#### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 体験型観光施設の充実

観光・レクリエーションの開発・振興のためには、自然体験型の観光機能の充実が重要であることから、既存の「土と火の里公園」などの体験施設の充実に努めます。

### (2) 観光ルートの整備

市内の観光施設に一日ゆっくり滞在することができるよう、点在する観光施設を周遊できる観光道路整備を進めます。

### (3) 魅力的な観光地の創出

豊富な観光資源の活用を地域住民とともに検討し、事業としての推進を図ります。

### (4) 地域に根ざした観光施策

市民の観光に対する理解を深め、地域の観光関係者間の連携を強化します。

また、食文化を通じての観光PRや、地産地消による特産品開発、名物料理の研究開発など、観光業の活性化と地域の振興を目指します。

### (5) 花の交流館の充実

「ららん藤岡」のメイン施設である花の交流館の機能を充実させ、魅力ある展示や花をテーマとしたイベントの開催などにより、来場者の増加を図ります。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
観光入込客数	市内観光施設への入込客数の合計	千人	2,578		

## 2-2. 観光戦略の展開

### 目標と方針

宣伝事業を積極的に展開して、誘客の推進を図ります。

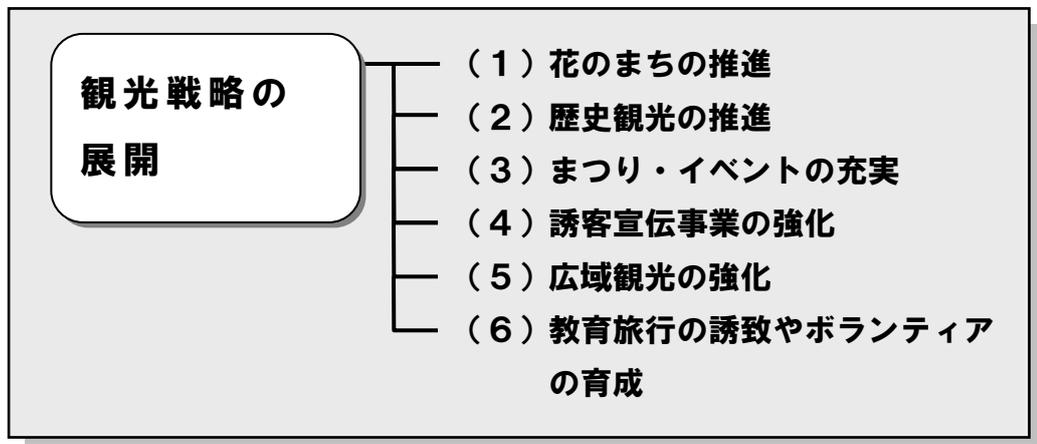
### 現況と課題

観光振興においては、各地域における格差が見受けられ、統一的イメージが確立されていないのが現状です。

本市独自の観光イメージを向上させていくことが必要であり、市全体の観光イメージを確立することが必要です。

また、広域的な観光宣伝により、観光地としてのイメージをより拡大するとともに、観光客の増加を目指すことが必要です。

### 施策の体系



### 施策の内容

#### (1) 花のまちの推進

市を代表する花（藤、冬桜）の観光宣伝を推進するとともに、花のまちを目指し、沿道に花木を植栽して花街道づくりを進めます。

#### (2) 歴史観光の推進

七輿山古墳や平井城址をはじめとする歴史遺産は、藤岡歴史館とあわせて、本市の新しい誘客資源として積極的に活用します。

### (3) まつり・イベントの充実

「藤岡まつり」、「鬼石夏まつり」などの振興を図るとともに、芸術・文化・スポーツなどの各種行事やイベントの開催・誘致に努めます。

### (4) 誘客宣伝事業の強化

安心して訪れ、快適で楽しく滞在できるよう、わかりやすい案内標識や説明板などの整備を進めます。

また、観光ガイドマップや観光パンフレットなどの作成をはじめ、インターネットや旅行誌への掲載など、様々なメディアを通じて観光情報の発信・提供に努めます。

### (5) 広域観光の強化

観光協会の強化を図るとともに、県組織などとの連携を促進し、広域的な観光の振興を推進します。

また、周辺市町村との広域的な観光ネットワークの構築などにより、長期滞在型観光客の受け入れ体制を整備します。

さらに、外国語パンフレットの作成などにより訪日外国人旅行者の確保と国際観光の振興に努めます。

### (6) 教育旅行の誘致やボランティアの育成

教育旅行の誘致や観光ボランティアの育成などを積極的に推進し、市民のホスピタリティ（もてなしの心）の醸成に努めます。

#### 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
観光ボランティア数	観光ボランティア登録者数	人	—		

## 基本施策6

## 第6章 語らいのあるふじおか

### 1. 人と人が交流するまちをつくる

#### 1-1. 情報化の推進

##### 目標と方針

情報通信技術が市民にとって意識することのない社会資本として整備され、あらゆる分野において利用でき、利便性の高まりを実感できる環境を整えます。

##### 現況と課題

政府は2006年1月に「IT新改革戦略」を発表、ITによる構造改革力の追及を掲げ、ユビキタスネット社会の実現に向けて新たな展開をみせています。

地域の情報の拠点となる市役所をはじめ、地区公民館・図書館などにおいて、サービスの質的向上や事務処理の効率化を目的に、情報のネットワーク化やホームページの開設などを進めてきました。

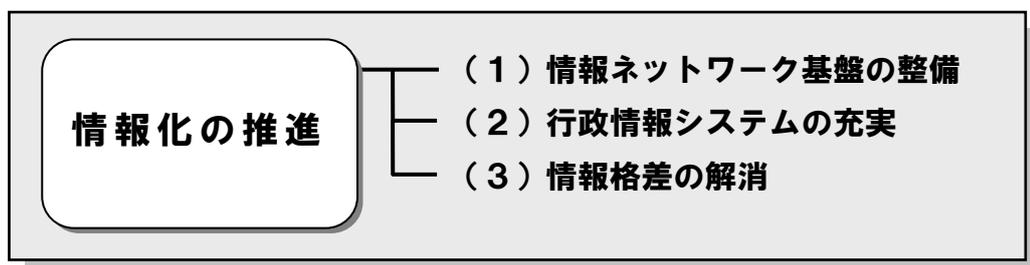
また、地域の情報化という点では、電気通信格差是正事業や地域インターネット整備事業を実施し、携帯電話の利用エリアの拡大やインターネット利用環境の提供など、利便性の向上を図ってきました。

さらに、民間企業によるブロードバンド（高速で大容量のデータを送受信できる通信回線）整備の支援や地上デジタル放送の開始に伴う対策についても、従来の難視聴地域に対する施設整備補助金の交付に加え、対応のための検討を重ねています。

情報通信技術は様々な分野で進展し、市民生活の向上に役立っていますが、人口の少ない地域においては、基盤整備の遅れから情報通信技術の恩恵を受けられない状況です。

今後は、個人情報保護対策を講じながら、ユビキタスネット社会に対応した整備を図ることが課題です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 情報ネットワーク基盤の整備

ユビキタスネット社会にふさわしい多様な分野における情報環境を整備します。

### (2) 行政情報システムの充実

住民情報・地図情報・文書管理システムなどの整備・充実を図り、電子自治体の構築を目指します。

### (3) 情報格差の解消

市民の情報リテラシー（取り扱いの能力）の向上、高齢者や障害のある人のための情報バリアフリー環境の整備、インターネット利用環境に関する地域間格差の是正に積極的に取り組みます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
ブロードバンド普及率	全世帯のうちブロードバンドを利用できる世帯の割合	%	88.0		95.0

## 1-2. 交流活動の推進

### 目標と方針

市民・民間団体などと協働し、本市の地域特性を生かした交流を展開するとともに、市民活動の拠点を創出し、郷土愛の育成、市民生活の向上を図ります。

また、多様な国際交流活動を通して、市民の国際理解の促進を図ります。

### 現況と課題

本市では、相撲辻が縁で結ばれた姉妹都市石川県羽咋市との交流、藤の花が縁で結ばれた友好都市中国江陰市との交流など国内外において、地域の歴史や特性を生かした行政・経済・教育・文化・スポーツなどの交流を推進してきました。その結果、市民が主体的に地域づくり団体を組織するなどの機運がめばえています。

また、外国人との交流においては、日本語・外国語教室の開設や友好都市中国江陰市への市民訪問団派遣事業などが、市国際交流協会を中心に市民レベルで進められています。

今後は、これまでの交流の歴史と経験を生かして、さらなる交流活動の充実を図るとともに、合併により新たに生まれた鬼石地区の地域資源を生かした交流を進める必要があります。

さらに、わが国の国際化の進展に伴い、国際的な交流が拡大し、日本人の海外進出とともに、来日する外国人は年々増加しています。市民の理解を求め、多文化共生社会におけるきめ細かな国際交流活動の充実が求められます。

#### 姉妹都市・友好都市

姉妹都市	石川県羽咋市〔昭和61年3月3日提携〕
友好都市	中華人民共和国江蘇省江陰市〔2000年4月28日締結〕

#### 本市の外国人登録者数

(単位：人)

中国	フィリピン	韓国	ブラジル	ペルー	ベトナム	その他	合計
163	90	51	49	26	23	139	541

注：平成19年4月1日現在。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 姉妹都市交流の推進

石川県羽咋市との交流事業は、両市の友好と親善のため、今後も継続します。  
また、この交流事業で培われた民間団体の友好関係を継続し、交流事業とは別な、個々の民間団体の交流を推進します。

### (2) 市民交流の促進・支援

地域特性を生かした他地域との交流を深めます。  
また、市民・民間団体などの交流を促進するため、積極的な支援を行います。

### (3) 市民交流活動拠点の整備

旧高山邸は、市民が自由に活動できる交流空間として整備します。

### (4) 国際交流の推進

友好都市の中国江陰市との交流の充実やその他の国際交流、民間交流の推進に努めます。

また、国際交流ボランティアや市民交流団体などの育成を図り、ホームステイ事業や各種国際交流イベントを推進するとともに、外国人向けの情報の提供、公共施設での外国語併記に努めます。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
国際交流事業参加者数	国際交流事業への参加者数	人	4,521	↗	↗

## 2. 市民参画のまちをつくる

### 2-1. 協働によるまちづくりの推進

#### 目標と方針

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民が積極的に参画できる体制づくりを進めます。

また、市民の自主的なまちづくり活動の支援に努めます。

#### 現況と課題

誇りと愛着のあるまちを目指すためには、市民自らが積極的にまちづくりに参画することが必要不可欠です。

本市では、市政モニターや地区別座談会などの広聴事業を実施し、積極的に市民参加を推進してきましたが、行政サービスに対する市民ニーズが複雑多様化する今日、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるためには、市民の声を行政に反映し、市民が必要とする情報を的確に提供することが重要です。

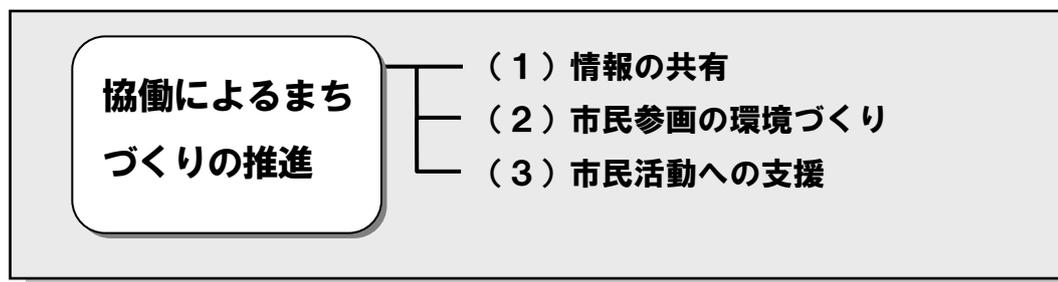
また、従来の情報提供に加え、市民と行政が双方向で意見交換ができるシステムの構築が求められています。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためには、情報の共有が必要であり、政策・施策の立案や実施、評価に至るまでの過程に市民参画を推進することが課題です。

一方、核家族化の進行や生活様式の多様化により、人と人とのつながりが希薄になっており、地域における市民活動の衰退がみられます。活力ある地域活動を形成するために、市民の相互交流を図ることが必要です。

市民がまちづくりの主役である今日、市民の自主的な活動の活性化と市民と行政との協働が、今まで以上に求められています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 情報の共有

広報紙、ホームページ、市長への手紙、メールなどの広報広聴事業の内容充実や情報公開の推進に努め、市民と行政との情報の共有化を図ります。

また、個人情報保護の徹底を図ります。

### (2) 市民参画の環境づくり

パブリックコメント制度の充実、各種審議会委員の公募の推進、市民との対話づくりの推進に努めます。

また、市民参画をしやすい手法を研究し、積極的に導入します。

### (3) 市民活動への支援

ボランティア、NPO（民間非営利団体）、各種まちづくり団体などの活動を育成・支援し、活動のネットワーク化を図ります。

また、コミュニティ活動の拠点である公会堂などの整備を支援します。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
ホームページアクセス件数	市ホームページへのアクセスの件数	件	154,104	160,000	170,000
パブリックコメント実施件数	パブリックコメント実施件数	件	1	↗	↗
ボランティア団体の数	ボランティアセンターへの登録団体数	団体	75	↗	↗
NPO法人の数	NPO法人の認定団体数	団体	18	↗	↗

注：「ボランティア団体の数」及び「NPO法人の数」の基準は平成19年4月1日。

## 3. 人権を尊重するまちをつくる

### 3-1. 人権尊重社会の形成

#### 目標と方針

人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、様々な人権問題の解決や豊かな人権感覚を育成するために各実施団体と十分な連携を図り、人権尊重の総合的な推進に努めます。

また、人権を習慣・文化として市民の日常生活に定着させ、市民一人一人が人権尊重の意識を持って行動できる社会をつくります。

#### 現況と課題

人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、市民一人一人が日常生活における様々な問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重しあうよう、心がけることが大切です。

本市では、基本的人権が尊重され、不当な差別や偏見のない明るい地域社会づくりを目指して、同和問題をはじめ、様々な差別問題などの解消に向け、積極的に取り組んでいます。

また、行政施策全般に人権尊重の視点を取り入れ、人権行政の推進を図り、様々な差別問題や人権侵害の解消に取り組むとともに、障害のある人、高齢者、子どもなどの社会的弱者が擁護される、偏見、差別、いじめなどを許さない社会づくりが重要です。

本市では、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」などの法律に基づき、生活環境の整備・改善を推進してきたことで実態的差別はほぼ解消され、概ね目標を達成する一方で、教育や啓発の分野を中心として、なお課題が残されており、その解決に向け一層努力を続けることが必要です。

現在、集会所では主な事業として各種教室が実施されていますが、参加者の固定化・高齢化が進んでおり、今後は地域交流の拠点となるべき施設運営について検討することが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 人権意識の啓発・普及

人権問題をすべての人の問題として多面的にとらえ、一人一人の人権意識を高め、人権に配慮したまちづくりを進めるため、関係機関との連携を図り、人権啓発を積極的に推進します。

### (2) 児童・生徒に対する指導の充実

心豊かな児童・生徒の育成を基本とし、すべての教育活動を通じて人権教育の推進を実践し、互いに尊重しあう精神に根ざした教育の実践を推進します。

また、小・中学生から人権啓発標語などの作品を募集し、人権意識の向上を図ります。

### (3) 同和問題の解決

新たな時代を展望しつつ的確な施策の推進に努め、同和問題の一日も早い解決を図ります。

### (4) 人権講座や啓発講演会の実施

様々な差別や偏見に起因する人権問題に関する理解・認識を深めるとともに、人権啓発に必要な知識と資質の向上に努めるため、人権問題解決の推進力となる指導者養成講座や、広く地域や家庭に向けて人権啓発講演会などを開催します。

### (5) 集会所事業の推進

集会所における各種教室の指導事業を推進するとともに、地域の交流と文化の向上を図ります。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
人権講座受講者数	人権講座の受講者の年間延 人数	人	851		

## 3-2. 男女共同参画社会の実現

(藤岡市男女共同参画計画)

### 目標と方針

男女が性別にかかわらず、対等な存在として尊重され、喜びも責任も分かちあい、一人一人が自立し、責任を持って自らの生き方を選択でき、生活に関わるあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。

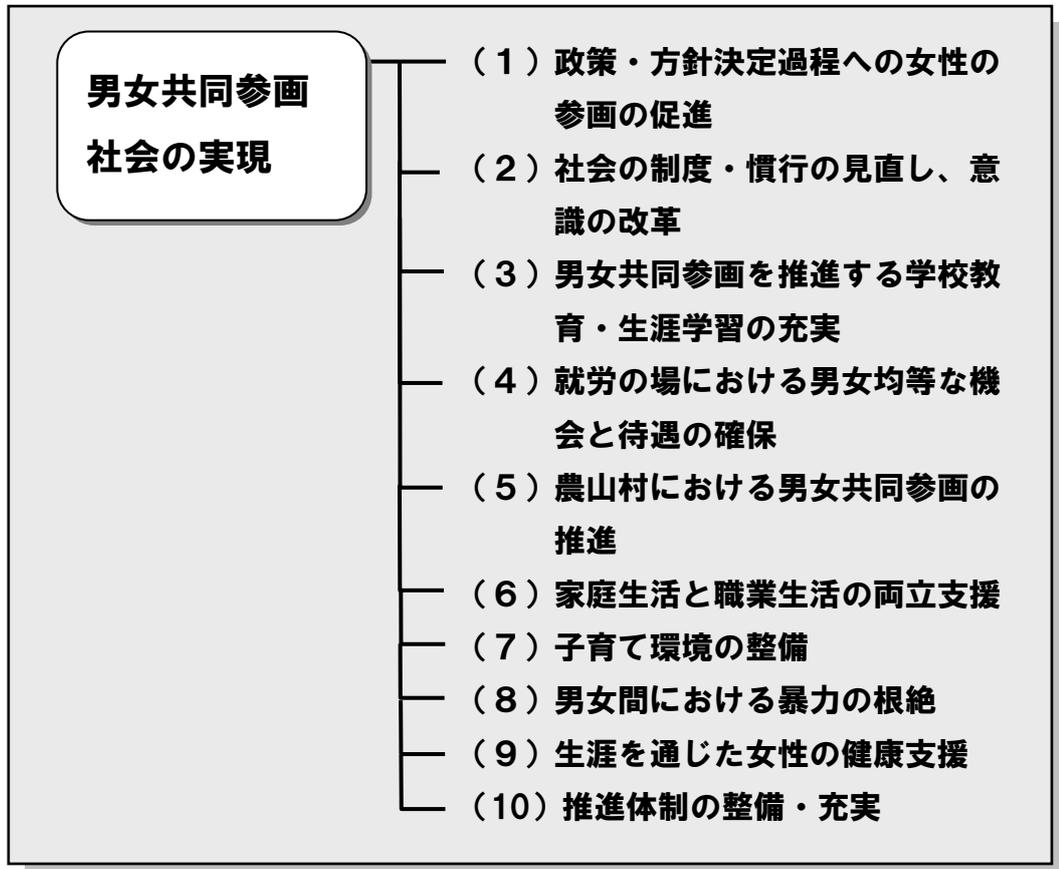
### 現況と課題

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が定められ、女子差別撤廃条約を批准するなど国際社会と協調しながら、男女平等の実現に向けて様々な取り組みを進めてきました。その結果、人々の意識には男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まり、社会で女性が活躍する場も増えてきましたが、いまだに社会の多くの場面で固定的性別役割分担や性別にとらわれた差別などはなくなっていない。

近年では、仕事と家庭の両立の困難さや、児童虐待などの子育てに関わる問題、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）及びドメスティック・バイオレンス＝DV（配偶者などからの暴力）をはじめとする様々な女性に対する暴力の問題など、女性と男性の人権や生活に関わる事象が問題となっており、男女共同参画の視点から、社会のあり方そのものを大きく見直すべき時期にきています。

男女共同参画という考え方は、現代の複雑かつ急激な社会環境の変化に柔軟に対応し、将来へ夢と希望をつなぐ活力ある社会をつくりあげるために必要不可欠です。そのためには、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、欠くことのできない緊急で重要な課題です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

#### ①政策決定過程への女性の参画の推進

市は率先して審議会などへの女性委員の登用に努めます。

また、委員として参加できる人材の発掘及び育成に努めるとともに、人材活用が図れ、参画しやすい仕組みづくりを行います。

#### ②方針決定過程への女性の参画の推進・支援

方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画を進めるための研修、女性人材情報の提供、女性リーダーの育成などの取り組みを支援します。

### (2) 社会の制度・慣行の見直し、意識の改革

#### ①男女共同参画の視点に立った社会の制度・慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画社会の実現を困難にしている社会の制度や慣行があることや、その内容などについて、様々な機会をとらえて啓発します。

## ②男女共同参画を考える事業の実施

男女共同参画に関する意識を高めるため、市民・事業者などを対象とした講演会、講座などを実施します。

また、市民団体などが行う男女共同参画推進事業への協力や支援に努めます。

## (3) 男女共同参画を推進する学校教育・生涯学習の充実

次世代の子どもたちの自立の意識を育み、男女共同参画の理念を推進する学校教育を充実します。

また、年代や状況に応じ男女共同参画を推進するための学習機会の提供に努めます。

## (4) 就労の場における男女均等な機会と待遇の確保

### ①事業所などへの啓発

働く場における事業者の自主的な取り組みによる環境づくりのため、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた広報・啓発を推進します。

### ②事業所などの取り組みの支援

働き続けながら育児や介護ができる職場環境の整備、男女間格差の是正など事業者の自主的な取り組みの支援に努めます。

## (5) 農山村における男女共同参画の推進

### ①女性の労働に対する適正評価と経済的地位の向上

家族経営協定の締結を促進し、女性の経済的地位の向上を図ります。

また、女性農業者の経営能力や技術向上を図るための研修の機会を拡充し、条件整備を進めて農業経営者としての位置づけを明確にします。

### ②農村女性が活動しやすい環境づくり

女性起業家や女性団体などのネットワーク活動を支援し、農村女性の主体的な活動を応援します。

## (6) 家庭生活と職業生活の両立支援

家庭生活における家事・育児・介護などへの男性の参画を推進します。

## (7) 子育て環境の整備

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実に努めます。

また、企業や市民団体による子育て支援活動などの支援に努めます。

## (8) 男女間における暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントが犯罪であることを十分認識させるための広報・啓発活動の充実に努めます。

また、被害者救済のため、相談体制を整備し、被害者の支援に努めます。

**(9) 生涯を通じた女性の健康支援**

生涯を通じた女性のライフスタイルに応じて、健康の保持増進対策の充実に努めます。

また、健康について、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識・情報を得るとともに、認識を深めるための支援に努めます。

**(10) 推進体制の整備・充実****①男女共同参画推進体制の整備**

市の推進体制を整備するほか、男女共同参画を推進する様々な主体との協働の枠組を構築し、実効性のある取り組みを目指します。

また、地域や事業所などにおける推進体制づくりの支援に努めます。

**②男女共同参画の推進状況を確認するシステムの構築**

男女共同参画の推進について、市民・事業者などの意見を聞く機会を設けるとともに、推進状況を把握・確認・評価できる仕組みを構築します。

**③職員研修の充実**

市職員の理解と認識をさらに深めるため、職員研修などを充実します。

また、市においては、市民の手本となるよう、率先して男女共同参画の視点に立った職場環境づくりに努めます。

**目標指標（ベンチマーク）**

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
審議会における女性委員の割合	審議会などの委員のうち女性委員の割合	%	15.6	30.0	

注：「審議会における女性委員の割合」の基準は平成19年4月1日。

## 4. 行財政運営の充実したまちをつくる

### 4-1. 市民サービスの向上

#### 目標と方針

最少の経費で最大の効果をあげるため、組織機構の見直しなどにより職員数の削減を図るとともに、適正な職員配置を行い、効果的で効率的な行政運営により、市民サービスの向上を図ります。

#### 現況と課題

合併後の新市が取り組むべき行政改革の重点施策として、合併の大きな目的である行政組織の簡素化、効率化が挙げられます。合併により増加した職員数を、新市の事務量やその組織の規模に応じた適正な水準にすることが大きな課題です。

その実施にあたっては、単に画一的な組織の見直し、職員数の削減を行うのではなく、行政需要、地方分権の推進、権限移譲による事務量の増加などを見極めた上で、限られた職員数の中で、必要な部署には必要な人員を配置し、事務の見直しにより、人員削減ができる部署は削減するといった、弾力性のある人事管理をしていかなければなりません。

今後、適正な定員管理計画により人員を確保し、人材育成による職員の資質向上を図ることが必要です。その上で適材適所の人事配置を実施して、行政事務や市民サービスの充実を実現することが重要です。

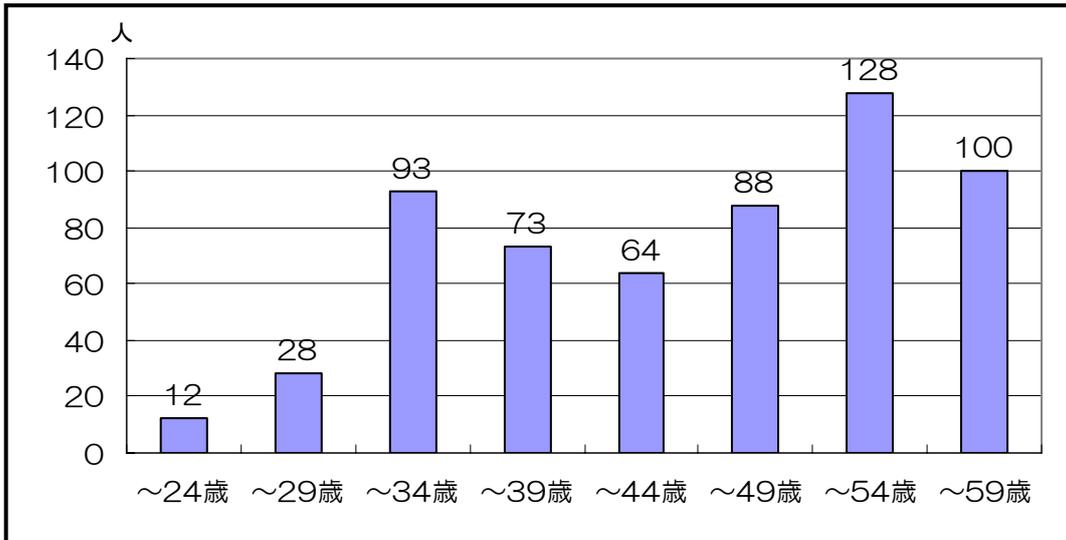
#### 部門別職員状況

(単位：人)

部 門	職 員 数
一 般 行 政	334
特 別 行 政	100
公 営 企 業 等	152
総 計	586
職員1人当たりの人口	121

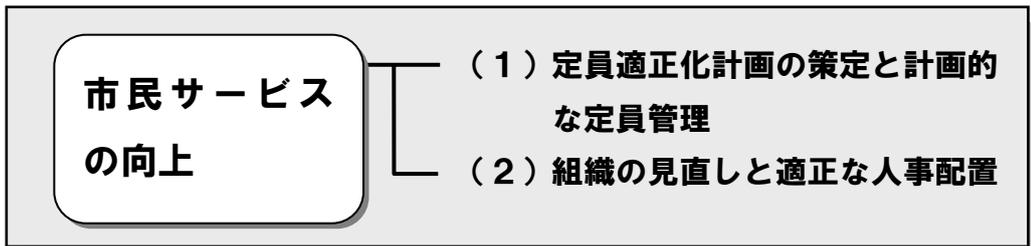
注：平成19年4月1日現在。

年齢別職員数



注：平成19年4月1日現在。

**施策の体系**



**施策の内容**

(1) 定員適正化計画の策定と計画的な定員管理

今後10年間の退職者数と職員数のバランスを考慮し、必要な人材を確保し、年齢構成の平準化を考慮しつつ、定員適正化計画に基づく定員管理を図ります。

(2) 組織の見直しと適正な人事配置

行政需要、事務量に応じた組織の見直しにあわせて、研修などの人材育成を実施し、職員の資質向上を図り、質の高い職員の適材適所の人事配置を実施します。

目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
職員数	市職員の総数	人	586	541	506

注：「職員数」の基準は平成19年4月1日。

## 4-2. 効率的行財政の運営

### 目標と方針

健全な財政運営を行うため、行財政改革に取り組みます。

市税などの自主財源の確保や入札制度の改革を進めるとともに、公共公益施設の機能維持と管理運営の効率化を図りコスト縮減に努めます。

また、市民ニーズの広域化に対応した広域行政を進めます。

### 現況と課題

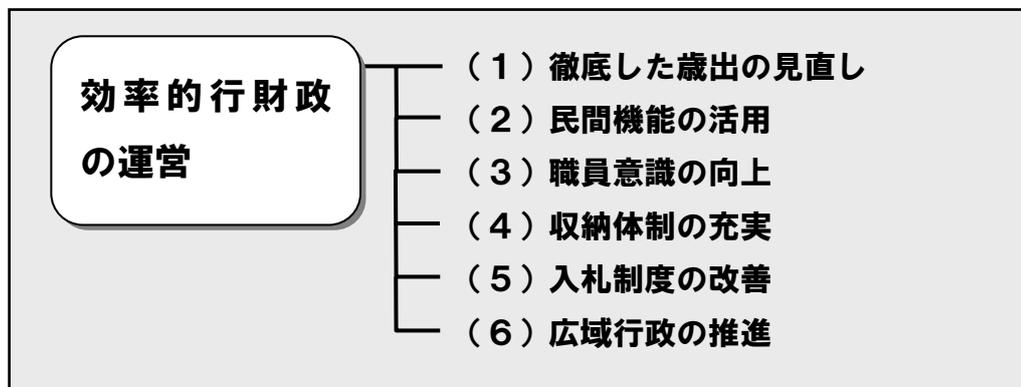
「官」から「民」へ、「国」から「地方」への考えのもと、地方の権限と責任が増大し、自主・自立の地域社会における行政システムが求められています。

また、国が進める三位一体改革の影響により、地方の財政構造は大きく変化しています。本市もこの影響などにより、依然として厳しい財政状況にあることから、自治体経営の視点に立った財政運営を進め、集中改革プランに基づき、さらなる行財政改革に取り組むことが必要です。

行政と民間の役割分担を見直し、自主財源の確保、公共工事の入札及び契約の適正化を踏まえた取り組みが求められています。

さらに、市民の生活圏の広域化により、関係市町村と連携を取りながら新たな市民のニーズに応えていくことが重要です。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 徹底した歳出の見直し

集中改革プランに基づき、慣例主義を見直して、事業の再構築と徹底した経費の節減を行い、市民サービスの効率化を図ります。

また、その実効性を高めるため、行政評価制度の導入を行います。

### (2) 民間機能の活用

民間の専門的な知識や優れた運営能力などを活用することにより、公共サービスの質的向上や経費の削減が見込まれる分野においては、公共性の確保に配慮しつつ積極的かつ計画的に民間機能を活用します。

### (3) 職員意識の向上

職員一人一人が経営感覚を身につけられるよう、職員の資質や能力の向上を図ります。

### (4) 収納体制の充実

収納体制の整備や多様な徴収方法の確立に努めるとともに、税に対する市民の理解を深めます。

### (5) 入札制度の改善

電子入札の段階的な導入を進めるとともに、指名競争入札から条件付一般競争入札への移行を図り、公平かつ競争性の高い入札を実現し、公共工事部門における経費縮減を目指します。

### (6) 広域行政の推進

圏域市町村との連携を図るとともに、合併などによる圏域の変更に対応した効率的な広域連携を推進します。

## 目標指標（ベンチマーク）

指標の名称	説明	単位	18年度 (基準)	24年度 (中間目標)	29年度 (目標)
経常収支比率	普通会計の一般財源のうち経常的に支出する経費に充当した割合	%	95.1		
市税の収納率	市税調定額のうち収納済み額の割合	%	87.3		
電子入札の実施率	全入札件数のうち電子入札を行った割合	%	1.0	70.0	90.0
一般競争入札の実施率	全入札件数のうち一般競争入札を行った割合	%	0.0	20.0	50.0

## 第7章 戦略プロジェクトの推進

本市が目指すまちづくりの基本理念や将来像を実現するために、第1章から第6章に掲げた各基本施策について積極的に取り組むことが重要であることはいうまでもありません。

しかし、厳しい財政環境のもと、限られた経営資源（財源・時間・人材など）の選択と集中によって、市民ニーズにより的確に答える戦略的かつ重点的な市政運営を推進することが必要です。

そこで、本市の新たなまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組むテーマを定め、関連する取り組みを横断的に抽出・体系化した4つのプロジェクトを「戦略プロジェクト」として設定します。

### 戦略プロジェクト

#### 戦略プロジェクト1

テーマ  
環境・交流

ふじおか環境・交流構想

#### 戦略プロジェクト2

テーマ  
子育て

ふじおか子育て支援構想

#### 戦略プロジェクト3

テーマ  
健康

ふじおか健康増進構想

#### 戦略プロジェクト4

テーマ  
定住

ふじおか定住促進構想

戦略プロジェクト1

テーマ  
環境・交流

## ふじおか環境・交流構想



本市の特性である「優れた自然環境と景観」を内外に情報発信するとともに、全国から本市の自然と環境、イベント、産物を楽しむ人を集める取り組みを重点的に進めます。

- 森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森林の保全及び育成
- 景観の保全と整備による本市の見所開発
- 「ららん藤岡」、「土と火の里公園」、「桜山公園」、「三波石峡」、「ふじの咲く丘」、「みかぼみらい館」の振興とイベントの充実・強化
- 有機・低農薬栽培など食の安全と環境に配慮した環境保全型農畜産業の促進
- 「藤岡まつり」、「鬼石夏まつり」など各種イベントの充実
- 史跡・遺跡・地域の伝統芸能などを活用した情報発信
- グリーンツーリズム、地産地消の推進

## 戦略プロジェクト2

テーマ  
子育て

## ふじおか子育て支援構想



「子育て」をテーマに、子どもが健やかに生まれ、育成され、学び、子育て中の親のネットワークが形成され、この地で子育てしたいと感じさせる取り組みを重点的に進めます。

- 地域における子育てのサポートをはじめ、多様な子育て支援サービスの充実
- 子どもの遊び場となる身近な公園の整備
- 安全な妊娠・出産を支援する母子保健事業の充実
- 多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実及び施設の整備
- 子育て・教育に関する総合的な相談体制の確立
- 確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成を柱とした特色ある教育活動の推進
- 老朽化への対応や耐震化に向けた学校施設・設備の整備
- 保健・教育・農業部門などの連携による食育の推進
- 総合的な子どもの安全対策の推進
- 各種青少年健全育成活動の推進

戦略プロジェクト3

テーマ  
健康

## ふじおか健康増進構想



「健康」をテーマに、市民自らの健康づくりの支援と、二つの病院を活用した保健・医療のネットワークを形成する取り組みを重点的に進めます。

- 健康診査の充実と受診しやすい環境づくりの推進、肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、こころの健康づくり、食育の推進などの健康づくり施策の推進
- 感染症に関する正しい知識の普及
- 病院の充実、救急・休日・夜間の医療体制の充実
- スポーツ施設の活用
- 各種スポーツ団体の育成・支援と指導者・ボランティアの育成・確保
- 健康づくり・レクリエーションの普及
- 高齢者の学習・文化・スポーツ活動の促進
- 市民と一体となった各種健康づくり事業の強化支援

## 戦略プロジェクト4

テーマ  
定住

## ふじおか定住促進構想



「定住」をテーマに、新たな時代の本市の暮らしづくり、職場づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

- 企業誘致や新産業の創造による新たな雇用創出
- 藤岡インターチェンジ周辺の開発
- 将来の農林業を支える各分野の若手リーダーの育成
- 消費者団体との交流や都市との交流事業の促進
- 地域特性や消費者ニーズに対応した農林業の多様化や活性化
- 異業種間での共同事業による地域特産品の開発
- 商店街空き店舗の有効活用と活性化
- 地域に密着したコミュニティビジネスの育成
- 良質な公営住宅の整備、民間の優良な住宅開発支援
- 地元での就職情報の提供や就職相談
- スローライフの提案



# 資料編



## 資料1 総合計画の策定経過

### 市民参加

年 月	事 項
15.10	市民アンケート調査(無作為抽出の男女2,000名)
15.12	各種団体意向調査(市内の各種26団体にアンケート)
18.7～8	地区別座談会(市内8箇所で開催)
18.12	ふじおか高校生未来会議(藤岡中央高校でのワークショップ)
19.3	市政モニター会議(基本構想説明)
19.5	鬼石地域審議会(基本構想説明)
19.8	市政モニター会議(基本計画説明)
19.8～9	パブリックコメントの実施(意見提出者2名)

#### 市民検討委員会

18.12	第1回	委嘱、事務局説明
19.1	第2回	審議
19.1	第3回	
19.2	第4回	
19.2	第5回	
19.3	第6回	
19.3	第7回	
19.4		

#### 策定委員会

19.8	第1回	委嘱、諮問、事務局説明
19.8	第2回	審議
19.9	第3回	
19.9	第4回	
19.10		答申書の提出

### 市議会

18.6	議員説明会(策定方針について)
19.2	議員説明会(中間報告について)
19.8	議員説明会(中間報告について)
19.11	議員説明会(計画案について)
19.11	市議会議案上程・議決(11月30日)

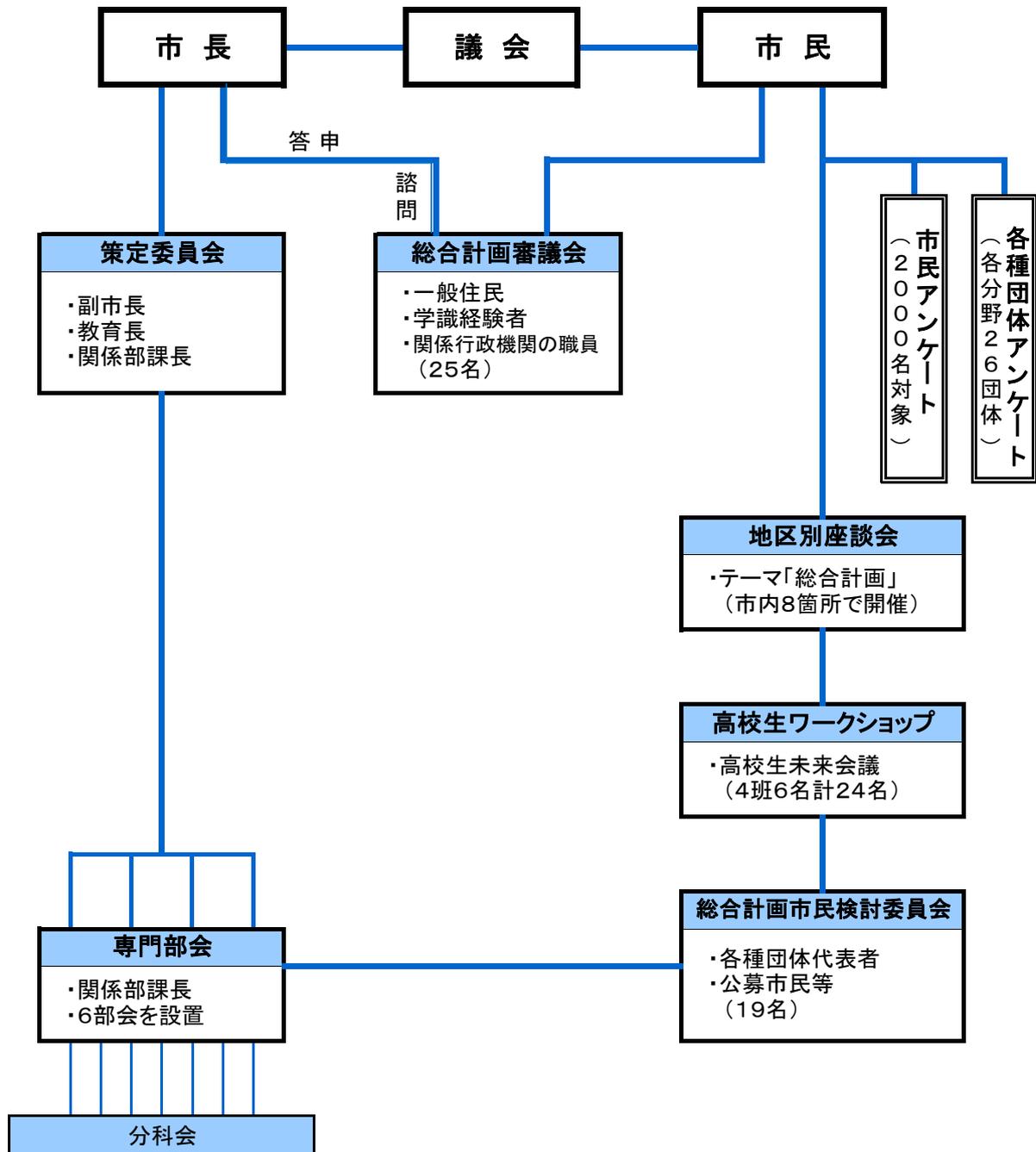
#### 策定委員会

18.5	第1回
18.5	第2回
18.12	第3回
19.1	第4回
19.3	第5回
19.7	第6回
19.10	第7回

#### 専門部会長会議

18.10	第1回
18.12	第2回
19.2	第3回
19.5	第4回
19.10	第5回

## 資料2 総合計画の策定推進体制



## 資料3 総合計画市民検討委員会

### 提 言 書

#### はじめに

平成18年12月20日に市長より19人の委員が委嘱を受け、第1回の市民検討委員会が開催されました。その後、平成19年3月28日までに合計7回の会議を開催し、合併後の新たな藤岡市の進むべき指針である、藤岡市総合計画の策定に当たって、藤岡市を取り巻く環境や課題について確認するとともに、そこから見出される藤岡市の将来像の検討を行ってまいりました。

まちづくりの課題が高度化・複雑化している状況にあって、行政だけでは解決できないものが多く、市民・団体・企業がそれぞれの責任と義務を負うとともに、まちづくりに積極的に参画する必要性が高まっています。本市を取り巻く情勢は、地方財政の逼迫や、少子高齢化の急速な進展による人口の減少等により、自治体経営が難しくなっており、今後さらに厳しさを増していくものと予想されます。

こうしたなかで、前回の第3次藤岡市総合計画の検証を踏まえて、「住民参加」・「選択と集中」・「合併効果」をキーワードに各種施策の推進を図ることが本委員会では支持されました。

ここに、第4次藤岡市総合計画策定に当たっての、基本的な考え方と意見をとりまとめたので提言いたします。

平成19年 4月 3日

藤岡市総合計画市民検討委員会

#### I 将来人口について

本市の人口は、既に減少に転じており、2017年には6万5千人を割り込むと推計されています。全国的に人口の減少が危惧され、山間地ではより顕著な減少傾向が示される中において、本市だけが別格であるとは言い難く、人口の増加

は困難であると思われますが、地域の活力や世代間での相互扶助等を勘案すると看過できないものであります。そこで、目標人口を設定し、各種施策を推進することにより、人口の減少に歯止めをかけることが必要であると考えます。

## Ⅱ 土地利用について

本市は、我が国中央部の高速自動車交通網の結節点にあり、交通の要衝としてインターチェンジ周辺は、高いポテンシャルを有していることから、民間による秩序ある開発を誘導する必要があります。

また、豊富な森林資源と肥沃な農地は、適正な管理が必要であり、貴重な財産として次代に引き継ぐことが必要です。

## Ⅲ 生活環境について

市民が安全で安心して生活することができる環境づくりと危機管理体制が重要です。災害に強い地域づくり、防犯対策を市民相互の協力を得る中で、地域の状況に応じて取り組むことが必要です。

また、資源循環型社会の実現や、優良な自然環境の保全を推進すべきと考えます。

## Ⅳ 都市基盤について

市民が、高速自動車交通網の優れた地理的条件をより実感できるよう、幹線道路の整備促進が必要です。

また、既存道路の整備や公共交通機関としての路線バスの見直しも必要であると考えます。

## Ⅴ 健康福祉について

少子高齢化が進行する中で、安心して子供を産み育てられるように、利用しやすい学童保育の充実や、乳幼児の父母に対する子育て講座の強化等、子育て支援の充実が必要です。

また、高齢者が元気に生活できる環境づくりや、ボランティアの人材育成と活動の積極的な育成・支援、およびネットワーク化が必要となっています。

## Ⅵ 教育文化について

生涯にわたって市民の誰もが、気軽にスポーツに関わり、生きがいを持ち健康の増進が図られるよう、指導者や団体の育成等のスポーツ環境づくりが必要です。

一方、核家族化の進展等により、子どもを持つ親に対する教育や、子どもを地域全体で支えることなども必要となっています。

## Ⅶ 産業経済について

本市は、豊富な観光資源に恵まれていますが、これらを周遊するルートの整備や効果的な宣伝等が必要です。

また、農林業の振興や企業誘致など、産業の活性化が賑わうふじおかづくりには欠かすことのできない課題であると考えます。

## Ⅷ 行財政について

行財政運営においては、企業的な経営手法等を取り入れるとともに、市民との役割分担を明確にし、市民が積極的に参画できる条件の整備が求められています。

まちづくりの主役は市民です。私たちのまち藤岡市を私たち市民の手で築いていくという自覚と責任のもと、積極的な参画ができる仕組みづくりが必要であると考えます。

## 藤岡市総合計画市民検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	摘 要
委員 長	永 井 英 一	都市計画審議会
副委員 長	飯 塚 正 志	公募
委 員	秋 山 博	公募
〃	浅 賀 方 正	商工会議所工業部会
〃	新 井 和 子	多野東部森林組合
〃	新 井 道 雄	公募
〃	内 林 勝 美	藤岡市交通指導員
〃	尾 関 斐 子	景観賞表彰選考委員会
〃	金 澤 勝 利	公募
〃	高 田 信 男	体育協会
〃	田 中 悦二郎	NPO ラポールの会
〃	中 山 勝	行政事務所
〃	西 井 聖 事	公募
〃	萩 原 正 夫	公募
〃	原 善 彦	藤岡市環境審議会
〃	藤 田 省 吾	公募
〃	松 原 東	健康推進委員
〃	宮 下 寿恵子	連合婦人会
〃	吉 野 英 章	ボランティアネットワークセンター

## 資料4 藤岡市総合計画審議会

### 藤岡市総合計画審議会条例

昭和51年12月27日

条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、藤岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ藤岡市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員25人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 一般住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し会務を総理すると共に会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第23号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第27号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## 諮 問 書

藤 企 発 第 2 4 8 号  
平成 1 9 年 8 月 1 0 日

藤岡市総合計画審議会長 様

藤岡市長 新 井 利 明

第 4 次藤岡市総合計画について（諮問）

第 4 次藤岡市総合計画策定にあたり、藤岡市総合計画審議会条例（昭和 5 1 年条例第 3 1 号）第 2 条の規定に基づき、第 4 次総合計画素案について、貴審議会の意見を求めます。

## 答 申 書

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

藤岡市長 新 井 利 明 様

藤岡市総合計画審議会  
会 長 青 木 耕

第 4 次藤岡市総合計画素案について（答申）

平成 1 9 年 8 月 1 0 日に諮問された第 4 次藤岡市総合計画（基本構想・基本計画）素案について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であるとの結論に達しましたので、下記の意見を付して答申いたします。

計画の策定に当たっては、これらの意見を十分に尊重するとともに、計画に掲げた施策の着実な実現を要望します。

#### 記

1. 基本構想の将来像である「市民が創り輝く やさしい藤岡 ～藤と冬桜が織りなす 幸せ実感のまちづくり～」の実現に向けて、市民がふるさとを愛し、愛着を持っていきいきと生活できる基盤づくりに取り組むことを望みます。
2. 将来人口については、全国的に人口減少時代に入り、現状から増加するという設定が困難であることは理解できるものの、市民の関心の高い事項であることから目標人口を設定し、地域の活力を維持するためにも、各種施策を効果的に展開し、本市への定住を促進し、減少幅の抑制に努められることを望みます。
3. 総合計画が、より多くの市民に分かりやすいものとなるよう、文章表現に留意し、図で示すなどの工夫を加えるとともに、藤岡市らしさの表現についても検討されるよう望みます。
4. 少子高齢化や地方分権が進展する中で、市民の理解と参画が深まり、市民と行政が一体となって、協働のまちづくりが着実に進むことを望みます。
5. 審議の過程で、各委員から出された別添の個別意見については、実施計画の策定及び施策の推進にあたり十分に尊重されるよう望みます。

### 個別意見

1. 「子どもを育てるなら藤岡市」をスローガンに、子育て支援策について、さらに充実されたい。
2. 市民の健康対策として、各種検（健）診については、なかなか受診率が上がらない状況にあり、法改正で今後は特定健診の義務化ということになるが、市と医師会で対策を協議し、協力して計画的に進めていくよう努められたい。
3. スポーツ振興や広場の整備については、市民の安心・安全や防災、街のにぎわい等につながると思うので、スポーツ振興による保健医療への貢献という観点からの取り組みについても留意されたい。
4. 農業者の高齢化が問題であり、農業経営者の育成に取り組むとともに、高齢者対策として、スポーツなどを通じた介護予防に重点を置く施策に取り組まれたい。
5. 遊休農地の活用策として市民農園を設置し、市外からの人口流入を促進するような手法について検討されたい。
6. 工業・商業・農林業・観光等の産業について、格段の振興を図り、活力と特色あるまちづくりを進められたい。

7. 関孝和に関連するものや金山城址等の開発されていない観光資源について、整備を図られたい。
8. 学校教育における体育の振興およびスポーツの振興に配慮し、健康のまちづくりを進められたい。
9. 市民の学ぶ意欲を尊重し、生涯学習を支援するとともに、施設の充実に努められたい。
10. 鬼石地区の活性化について、一部にはまちづくり会社の設立を検討している段階にあるが、行政との連携のもとに、商店街や農林業、観光の振興など一体的に取り組まれたい。
11. 過疎対策および山村振興対策について、さらに検討するとともに、多野藤岡地域の連携を強化されたい。
12. 市街地の整備については、市民と行政の協働でまちづくりを進めることが重要であり、市街化区域の整備に当たっては、面的整備を基本として居住環境の向上に努められたい。
13. 空き地等の未利用地について、不動産会社等の民間業者を活用し、市の負担を軽減する効率的なまちづくりを検討されたい。
14. 市民に藤岡市がこの先何をやるのかが分かるよう、リーディングプロジェクトのような象徴的な施策を打ち出し、市民にアピールするよう工夫されたい。

## 藤岡市総合計画市民検討委員会委員名簿

役職	氏名	摘要
会長	青木 耕	区長会長
副会長	竹村 省	藤岡商工会議所会頭
委員	新井 紀義	多野藤岡農業協同組合理事長
〃	石井 久雄	藤岡環境森林事務所長
〃	石川 勝子	連合婦人会長
〃	岩城 里子	子ども会育成団体連絡協議会長
〃	植原 真二	小中学校PTA連合会長
〃	小柏 英雄	鬼石地域審議会長
〃	小川 由紀夫	藤岡行政事務所長
〃	片山 順	藤岡青年会議所理事長
〃	金澤 光一	心身障害児者団体等連絡協議会代表
〃	久米 斐川	鬼石商工会長
〃	近藤 喜明	民生・児童委員協議会長
〃	佐藤 みち江	多野藤岡農業協同組合女性会副会長
〃	設楽 直毅	農業委員会長
〃	周藤 秀子	藤岡商工会議所女性会会長
〃	染谷 輝伸	藤岡青年経営者協議会理事長
〃	永井 英一	市民検討委員会委員長
〃	萩原 幸世	鬼石商工会女性部長
〃	橋本 暁夫	市内高等学校長代表
〃	福田 賢二	藤岡保健福祉事務所長
〃	山崎 恒彦	藤岡多野医師会代表
〃	山田 一穂	小中学校長会会長
〃	吉岡 博	藤岡土木事務所長
〃	吉田 稔	社会教育委員議長

※委員は50音順

## 資料5 総合計画の議案

議案第103号

第4次藤岡市総合計画基本構想の策定について

第4次藤岡市総合計画基本構想を別冊のとおり策定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成19年11月30日提出

藤岡市長 新井利明

平成19年11月30日議決

発 行

平成20年 3 月  
藤岡市  
〒375-8601群馬県藤岡市中栗須327番地  
TEL 0274-22-1211 (代表)  
<http://www.city.fujioka.gunma.jp/>